

上智大学法科大学院

(法学研究科法曹養成専攻)

履修要綱

2011年度

個人情報保護について

上智学院個人情報保護への取組みについては下記 URL をご参照ください。

<http://www.sophia.ac.jp/jpn/top/info/privacypolicy>

上智大学法科大学院
(法学研究科法曹養成専攻)

履修要綱

2011 年度

2011年度 法科大学院行事予定表

カレンダー ○：休日・祝日・土曜日 ■：※祝日以外の休業日	大学院年間予定																																											
2011年 4月 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3)</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>(9)</td></tr> <tr> <td>(10)</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>(16)</td></tr> <tr> <td>(17)</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>(23)</td></tr> <tr> <td>(24)</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>(29)</td><td>(30)</td></tr> </tbody> </table> <p>※29日：昭和の日は授業実施日</p>	日	月	火	水	木	金	土	(3)	4	5	6	7	8	(9)	(10)	11	12	13	14	15	(16)	(17)	18	19	20	21	22	(23)	(24)	25	26	27	28	(29)	(30)	<p>入学式 <新入生>ガイダンス等</p> <p>春学期授業開始 <新入生>健康診断（7日男子・8日女子）</p> <p><在校生>健康診断（8日女子・12日男子）</p> <p>春学期履修登録期間</p> <p>履修登録確認期間</p> <p>春学期履修登録修正期間</p> <p>授業実施日（昭和の日）・みなし火曜日</p>								
日	月	火	水	木	金	土																																						
(3)	4	5	6	7	8	(9)																																						
(10)	11	12	13	14	15	(16)																																						
(17)	18	19	20	21	22	(23)																																						
(24)	25	26	27	28	(29)	(30)																																						
5月 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>2</td><td>(3)</td><td>(4)</td><td>(5)</td><td>6</td><td>(7)</td></tr> <tr> <td>(8)</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>(14)</td></tr> <tr> <td>(15)</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>(21)</td></tr> <tr> <td>(22)</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>(28)</td></tr> <tr> <td>(29)</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	(1)	2	(3)	(4)	(5)	6	(7)	(8)	9	10	11	12	13	(14)	(15)	16	17	18	19	20	(21)	(22)	23	24	25	26	27	(28)	(29)	30	31					<p>29日</p> <p>31日</p>	<p>ソフィアンズ・デー</p> <p>春学期休学願提出期限</p>
日	月	火	水	木	金	土																																						
(1)	2	(3)	(4)	(5)	6	(7)																																						
(8)	9	10	11	12	13	(14)																																						
(15)	16	17	18	19	20	(21)																																						
(22)	23	24	25	26	27	(28)																																						
(29)	30	31																																										
6月 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(5)</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>(11)</td></tr> <tr> <td>(12)</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>(18)</td></tr> <tr> <td>(19)</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>(25)</td></tr> <tr> <td>(26)</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	(5)	6	7	8	9	10	(11)	(12)	13	14	15	16	17	(18)	(19)	20	21	22	23	24	(25)	(26)	27	28	29	30			<p>10日～15日</p>	<p>春学期履修中止申請期間</p>							
日	月	火	水	木	金	土																																						
(5)	6	7	8	9	10	(11)																																						
(12)	13	14	15	16	17	(18)																																						
(19)	20	21	22	23	24	(25)																																						
(26)	27	28	29	30																																								
7月 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3)</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>(9)</td></tr> <tr> <td>(10)</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>(16)</td></tr> <tr> <td>(17)</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>(23)</td></tr> <tr> <td>(24)</td><td>(25)</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>(30)</td></tr> <tr> <td>(31)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※18日：海の日は授業実施日</p>	日	月	火	水	木	金	土	(3)	4	5	6	7	8	(9)	(10)	11	12	13	14	15	(16)	(17)	18	19	20	21	22	(23)	(24)	(25)	26	27	28	29	(30)	(31)							<p>2日・9日・16日</p> <p>8日</p> <p>18日</p> <p>18日</p> <p>19日～8月2日</p>	<p>春学期補講日</p> <p>春学期試験日程公開</p> <p>授業実施日（海の日）・みなし水曜日</p> <p>春学期授業終了</p> <p>春学期試験期間（8月2日は予備日）</p>
日	月	火	水	木	金	土																																						
(3)	4	5	6	7	8	(9)																																						
(10)	11	12	13	14	15	(16)																																						
(17)	18	19	20	21	22	(23)																																						
(24)	(25)	26	27	28	29	(30)																																						
(31)																																												
8月 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>(6)</td><td></td></tr> <tr> <td>(7)</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>(13)</td></tr> <tr> <td>(14)</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>(20)</td></tr> <tr> <td>(21)</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>(27)</td></tr> <tr> <td>(28)</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※8/3-9/25：夏期休業</p>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	(6)		(7)	8	9	10	11	12	(13)	(14)	15	16	17	18	19	(20)	(21)	22	23	24	25	26	(27)	(28)	29	30	31				<p>3日～</p> <p>3日～9月16日</p>	<p>夏期休業（9月25日まで）</p> <p>集中講義・補講期間</p> <p>春学期追試験（8月～9月初旬）</p>
日	月	火	水	木	金	土																																						
1	2	3	4	5	(6)																																							
(7)	8	9	10	11	12	(13)																																						
(14)	15	16	17	18	19	(20)																																						
(21)	22	23	24	25	26	(27)																																						
(28)	29	30	31																																									
9月 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4)</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>(10)</td></tr> <tr> <td>(11)</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>(17)</td></tr> <tr> <td>(18)</td><td>(19)</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>(23)</td><td>(24)</td></tr> <tr> <td>(25)</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※8/3-9/25：夏期休業</p>	日	月	火	水	木	金	土	(4)	5	6	7	8	9	(10)	(11)	12	13	14	15	16	(17)	(18)	(19)	20	21	22	(23)	(24)	(25)	26	27	28	29	30		<p>9日</p> <p>10日</p> <p>20日</p> <p>20日</p> <p>21日</p> <p>26日</p> <p>30日</p> <p>30日～10月6日</p>	<p>春学期成績送付</p> <p>春学期成績公開（Loyola）</p> <p>学位授与式（9月期）</p> <p>春学期終了</p> <p>秋学期開始</p> <p>秋学期授業開始</p> <p>春学期科目成績評価確認願提出期限</p> <p>秋学期履修登録期間</p>							
日	月	火	水	木	金	土																																						
(4)	5	6	7	8	9	(10)																																						
(11)	12	13	14	15	16	(17)																																						
(18)	(19)	20	21	22	(23)	(24)																																						
(25)	26	27	28	29	30																																							

カレンダー		大学院年間予定	
○：休日・祝日・土曜日 ■：※祝日以外の休業日			
10月 日 月 火 水 木 金 土 (1) (2) 3 4 5 6 7 (8) (9) (10) 11 12 13 14 (15) (16) 17 18 19 20 21 (22) (23) 24 25 26 27 28 (29) (30) 31	7日・8日 9日・10日 10日 28日	履修登録確認期間 秋学期履修登録修正期間 授業実施日（体育の日） みなし月曜日	
※10日：体育の日は試験実施日			
11月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 (3) 4 (5) (6) 7 8 9 10 11 (12) (13) 14 15 16 17 18 (19) (20) 21 22 (23) 24 25 (26) (27) 28 29 30	1日～3日 1日 2日 23日 30日	ソフィア祭 創立記念日 先哲祭（全学休講） 授業実施日（勤労感謝の日） 秋学期休学願提出期限	
※ 1日：創立記念日 ※ 2日：先哲祭（全学休講） ※23日：勤労感謝の日は授業実施日			
12月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 (3) (4) 5 6 7 8 9 (10) (11) 12 13 14 15 16 (17) (18) 19 20 21 22 (23) (24) (25) 26 27 28 29 30 (31)	3日 10日～15日 23日 24日～1月4日	授業実施日（ザビエル祭） 秋学期履修中止申請期間 授業終了 冬期休業	
※ 3日：ザビエル祭は授業実施日 ※23日：授業実施日 ※12/24～1/4：冬期休業			
2012年			
1月 日 月 火 水 木 金 土 (1) 2 3 4 5 6 (7) (8) 9 10 11 12 13 (14) (15) 16 17 18 19 20 (21) (22) 23 24 25 26 27 (28) (29) 30 31	5日 7日・14日・21日 12日 18日 19日～2月2日	秋学期授業再開 秋学期補講日 秋学期試験日程公開 秋学期授業終了 秋学期試験期間（2月2日は予備日）	
2月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 (4) (5) 6 7 8 9 10 (11) (12) 13 14 15 16 17 (18) (19) 20 21 22 23 24 (25) (26) 27 28 29	~2日 3日～ 29日	秋学期試験期間（試験最終日・在校生ガイダンス） 春期休業（3月31日まで） 秋学期追試験（2月中旬～下旬） 秋学期成績公開、秋学期科目成績評価確認願受付（～3月1日）	
※2/3～3/31：春期休業			
3月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 (3) (4) 5 6 7 8 9 (10) (11) 12 13 14 15 16 (17) (18) 19 (20) 21 22 23 (24) (25) 26 27 28 29 30 (31)	1日 15日 15日 26日 31日	秋学期科目成績評価確認願提出期限 修了者発表 秋学期成績送付 学位授与式 秋学期終了	
※2/3～3/31：春期休業			

目 次

2011年度法科大学院行事予定表

I. ガイドページ	
注意事項	2
1. 授業	4
2. 履修登録	7
3. 履修中止	8
4. 学力の評価	9
5. 試験	11
6. 学籍	13
7. 証明書	15
8. 学生生活の手引き	16
II. 履修	
1. 修了要件・履修上の注意	22
2. 早稲田大学法科大学院との学生交流について	39
3. 開講科目担当表	40
4. 時間割表	52
5. モデル履修案	54
III. 法科大学院修了者の	
司法試験研修生制度について	58
IV. 上智大学学則（抜粋）	59
V. 上智大学大学院学則（抄）	65
VI. 上智大学学位規程（抄）	75
VII. 上智大学法科大学院履修規程	79
VIII. 年譜	83
IX. 教員研究室一覧・事務関係一覧	85

上智大学ホームページ <http://www.sophia.ac.jp/>

法科大学院ホームページ <http://www.sophialaw.jp/>

教学支援システム「Loyola」

<https://scs.cl.sophia.ac.jp/campusweb/> (PC 版)

<https://scsmb.cl.sophia.ac.jp/campuskeitai/> (携帯電話版)

I. ガイドページ

2011年度の主な変更点、留意点

- ◆ 祝日で授業日となっている日があります。p. 4 参照
- ◆ ある曜日を異なる曜日とみなして授業を行う日が複数あります。 …p. 4 参照

本学では Web による教学支援システム「Loyola（ロヨラ）」により、履修や成績にかかる手続きや、大学からのお知らせを行っています。

「Loyola（ロヨラ）」では以下のようなことが可能です。

- Web 上での履修登録や履修中止の申請（一部例外もあり）
- 現在の登録状況や過去の成績、単位修得情報等の確認
- 休講・補講情報、定期試験の情報をはじめ、学内掲示板で告知している情報のパソコンや携帯電話を介しての確認

利用方法、操作手順等をはじめとする詳細については、別冊「Loyola ハンドブック」を参照してください。

注意事項

事務取扱い時間

- ① 学事センターの事務取扱い時間は下記の通りです。原則として時間外の取扱いはできません。

月～金	9：30～17：00（除 11：30～12：30）
-----	---------------------------

※土曜・日曜・祝日は休業です（授業日、補講日を除く）。

※夏期・冬期の休業中や特別な場合の取扱い時間については、その都度掲示します。

- ② 証明書自動発行機の稼働時間は 9：00～17：00 です。

自動発行機で発行可能な証明書については、p. 15 を参照してください。

- ③ 学事センターは、「教務」、「大学院」、「学籍・証明書」、「学費」の窓口に分かれています。教務窓口では、主に履修に関する相談や授業、成績などについての事務を取り扱っています。大学院窓口では博士論文など学位に関する手続などを取り扱っています。学籍・証明書窓口では、学籍の異動（留学・休学）や住所変更、外国籍の方の在留資格・期限などを取り扱っています。学費窓口では、学費全般に関わる事務を取り扱っています。

また、留学についての問合せは国際交流センター、奨学金についての相談・課外活動についての申込みなどは学生センターで受け付けています。

その他の事務部署については、場所、電話番号および事務取扱い内容を一覧にして p. 86 に掲載してあります。

掲示・連絡

大学から学生への連絡は、Webによる教学支援システム「Loyola（ロヨラ）」の掲示によって行います。この掲示を見なかったために生じる不利益は学生本人の責任となります。

授業に関する情報（休講、補講、教室、臨時の教室変更、試験やレポートの告知など）や、学生への個人連絡、また緊急を要する重要な掲示等もすべて Loyola で行います。大学が発信する最新の情報を得るためにも、毎日必ず Loyola 掲示板を見るように習慣づけてください。紙による掲示を併用する場合もありますので、2号館2階の法科大学院掲示板も確認してください。また、法科大学院からの連絡は TKC 教育支援システム上でも行いますので、こちらも毎日確認する習慣をつけてください。

問い合わせ

授業についての情報や履修に関する相談は、間違いや誤解を生じさせてしまうおそれがあるため、電話では受け付けできません。必要のあるときには、窓口で問い合わせてください。また、家族等からの連絡についても、非常時以外は取り次ぎを行いません。

住所変更

学生本人ならびに保証人の住所・電話番号に変更があった場合には、学事センター（学籍・証明書）備付けの所定用紙に記入し、届け出てください。変更の届出がない場合、大学からの送付物が届かなくなります。

JR線運行停止時の授業の取扱いについて

各種の自然災害、または事故等の影響により JR 線が運行を停止した場合、授業の取扱いは下記の通りとします（定期試験期間中のケースについては、p.12 を参照してください）。なお、隨時、Loyola でお知らせしますので、各自で確認してください。

■対象路線・事由

J R 中央線快速電車（東京－高尾間）および J R 総武・中央線直通電車（千葉－三鷹間）の両路線が、次の事由により始発から運行停止となり、J R 四ツ谷駅まで運行されない場合。

- (1) 台風・大雨・大雪・地震など各種の自然災害によるもの
- (2) 火災・事故・ストライキなどの事由によるもの

■授業の取扱い

- (1) 午前 7 時までに運行が再開された場合は、平常どおり授業を行う。
- (2) 午前 11 時までに運行が再開された場合は、第 3 限（13：30 ～）から授業を再開する。
- (3) 午後 1 時までに運行が再開された場合は、第 4 限（15：15 ～）から授業を開始する。
- (4) 午後 1 時を過ぎても運行が再開されない場合は、当日の授業を休講とする。

個人情報の取扱い

■個人情報保護について

上智学院個人情報保護への取組みについては下記 URL を参照してください。

<http://www.sophia.ac.jp/jpn/top/info/privacypolicy>

1. 授業

授業期間

授業の開始日・終了日、試験期間については見開きの「法科大学院行事予定表」で確認してください。

学期期間

学期の期間は下記のとおりです。
春学期：4月1日～9月20日
秋学期：9月21日～3月31日

授業時間

時限	時間
1	9:15～10:45
2	11:00～12:30
3	13:30～15:00
4	15:15～16:45
5	17:00～18:30
6	18:45～20:15

※ この他に、通常の授業日時・時間帯とは異なる形式で、土日や補講期間などに集中的に授業を行う「集中講義科目」もあります。この場合の授業日時・教室については掲示で別途連絡します（開講科目担当表では「集中講義」として記載されています）。

みなし曜日

授業が行われる月曜から金曜のうち、祝日が集中するために十分な授業日数を確保できない曜日が発生することがあります。この際、ある曜日を異なる曜日とみなして授業を行うことがあります。

2011年度の場合、4月29日（金）は火曜日、7月18日（月）は水曜日、10月28日（金）は月曜日の時間割で授業を行います。

祝日の授業日

授業日数を確保するため特定の祝日にも授業を行うことがあります。

2011年度の該当日は以下のとおりです。

4月29日（金）昭和の日〔みなし火曜日〕

7月18日（月）海の日〔みなし水曜日〕

10月10日（月）体育の日

11月23日（水）勤労感謝の日

12月23日（金）天皇誕生日

※12月3日（土）（ザビエル祭）は授業実施日となります。

休講

授業は学事日程によって行われますが、公務、出張、学会、病気などによって担当教員が授業を行えず、休講となる場合もあります。休講は担当教員からの連絡により Loyola に掲示しますが、当日になって連絡を受けてお知らせする場合もありますので、授業前に Loyola を確認する習慣をつけてください。当日の休講情報は携帯電話からも確認することができます。一定時間がたって教員が来ないからといって自動的に休講になるわけではありませんので、休講の掲示もなく講義が始まらないときは、学事センター窓口に連絡して確かめるようにしてください。

補 講

補講は、春学期と秋学期にそれぞれ設けられている補講日に原則として行いますが、このほかにも別日程で行う場合もあります。いずれの場合も Loyola に掲示をしますので、教室や日時を確かめて受講してください。

春学期補講日	7月2日（土）、7月9日（土）、7月16日（土）
秋学期補講日	1月7日（土）、1月14日（土）、1月21日（土）

教 室

授業を行う教室は、基本的に履修要綱に掲載されている教室で行われます。しかし、開講後の受講者の人数等によって、教室が変更となる場合があります。教室変更については、Loyola ならびに 2 号館 2 階の法科大学院掲示板（教室変更掲示）で確認できます。開講後しばらくは教室の変更がある場合がありますので、特に注意してください。

また、設備の都合などにより、期間中部分的に臨時で教室が変更となる場合もあります。この場合も、Loyola に掲示します。

感 染 症 に 罹 患 し た 場 合

学校保健安全法に定められた感染症に学生が罹患した場合は、感染拡大を防ぐために所定の期間、登校禁止となります。もし罹患した場合は、下記のとおり対応してください。

なお、新しい感染症の場合は、特別な措置が取られることがあります。Loyola およびホームページの掲示に注意して下さい。

1. 医師の指示に従い、感染の危険がなくなるまで自宅療養する。保健センターには電話で罹患を報告する。
 2. 大学ホームページ上から「感染症治癒後登校許可証明書」をダウンロードし、登校が許可されたことを医師に記入してもらう（登校禁止期間が記載されていれば医療機関発行の様式でも可）。
- * ダウンロードできない場合は、保健センターへ用紙を請求してください。
3. 登校時、上記証明書原本を保健センターに提出する。各担当教員には証明書の写しを提出する。

裁判員選任等 に伴う授業等 の出欠の取扱 いについて

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づいて、今般導入された裁判員制度のもとでは、学生は裁判員の辞退等が認められていますが、裁判員になることを希望する学生の意思を尊重するため、学生が裁判員に選任された場合（その選任手続を含む）の授業等の出欠について、下記のとおり取扱うものといたします。

1. 対象となる学生

本学に在籍する学部・大学院の正規生および科目等履修生（聴講生は含まない）。

2. 対象となる事由

- ① 裁判員候補者として裁判員選任手続のために裁判所へ出向くとき
- ② 裁判員として裁判に参加するとき
- ③ 補充裁判員として裁判に立会い等をおこなうとき

3. 手続き

学生は、原則として事前に学事センターに申し出て、裁判員選任用所定の欠席届用紙を取り、その欠席届とともに、裁判所から送達された文書（「選任手続日のお知らせ（呼出状）」）の写しを担当教員に提出し、当該授業を欠席することについて申し出る。また、事後には裁判所が発行する証明書類を提示して同教員に報告する。

4. 出欠の取扱い

上記所定の文書による申し出および報告があった場合、本人の不利益とならないよう、教員側で次のように配慮することといたします。

- ① 授業：「欠席」扱いとしない。代替措置については担当教員の判断による。
- ② 授業内試験：「欠席」扱いとしない。代替措置については担当教員の判断による。
- ③ 定期試験：追試験の対象とする。通常の追試験願を期限までに提出する。

*参考

学生も裁判員候補者として選ばれるものの、法律により裁判員の辞退を申し出しができる事由に該当するので、出廷の対応例は次のようにになります。

(学生の対応例)

- a) 裁判員の選任手続や裁判員として裁判に参加する
- b) 学生という身分で、一般的に辞退する
- c) 定期試験時など特定の月や日は辞退する。

(辞退を申し出しができる主な事由)

- ・1年間を通じて辞退することができる一般的な事由がある…「学生」という身分
- ・裁判員になることが特に難しい特定の月がある…定期試験時など
- ・他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある場合

2. 履修登録

授業を履修するためには、春学期・秋学期ともに、所定の期間内に Loyola で履修登録手続をする必要があります。履修登録の際の Loyola の操作手順や注意事項などの詳細は、「履修登録の手引き」「Loyola ハンドブック」の該当部分を参照し、間違いないよう手続してください。

■春学期登録日程

項目	月 日	備 考
春学期履修登録	4月14日(木)10:00～20日(水)21:00まで	春学期の科目を履修する場合は、必ずこの期間内に Loyola で履修登録を行うこと。
春学期履修登録確認	4月21日(木)10:00～22日(金)21:00まで	Loyola で履修登録した結果を確認することができます。
春学期 履修登録修正期間	4月23日(土)10:00～25日(月)21:00まで	Loyola で履修登録した結果を修正することができます。
春学期履修登録確認	4月27日(水)13:00～	Loyola で修正登録した結果を確認することができます。

■秋学期登録日程

項目	月 日	備 考
秋学期履修登録	9月30日(金)10:00～10月6日(木)21:00まで	秋学期の科目を履修する場合は、必ずこの期間内に Loyola で履修登録を行うこと。
秋学期履修登録確認	10月7日(金)10:00～8日(土)21:00まで	Loyola で履修登録した結果を確認することができます。
秋学期 履修登録修正期間	10月9日(日)10:00～10日(月)21:00まで	Loyola で履修登録した結果を確認することができます。
秋学期履修登録確認	10月12日(水)13:00～	Loyola で履修登録した結果を確認することができます。

最高履修限度

履修登録単位数は1年次生および2年次生については36単位以内、3年次生については44単位以内とします。例外についてはII. 履修－1. 修了要件・履修上の注意－5. 履修上の注意の①を参照してください。

履修登録 の手順

■履修計画

履修要綱、シラバスを参考に履修計画を立てて下さい。シラバスは Loyola の Menu－シラバス－シラバス参照から閲覧できます。

■履修登録

履修しようとする授業科目は所定の期間に登録しなければならない(上智大学学則第50条)。

必ず履修登録期間に手続を行ってください。履修登録は、上智大学学則第50条で規定されているとおり、所定の期間以外に行なうことはできません。

コンピュータの不具合や通信環境のトラブルによって登録最終日に登録や修正ができない場合でも、特例の措置はありません。余裕をもって早めに登録を済ませ、登録期間中に再確認が行えるように気をつけてください。また質問等は事務取扱い時間内に問い合わせてください。

■履修登録の確認

履修登録後は Loyola で履修登録の結果が確認できます。

履修登録ミスを防ぐため、履修登録手続完了後、履修登録期間内及び修正期間内に再度、Loyola で履修科目を確認してください。

3. 履修中止

履修中止申請

履修中止制度は、授業に出席してみたものの、①授業の内容が自分が勉強したいものと違っていた、②授業のスピードについていけるだけの知識が不足していることに気が付いた、③健康上の理由から履修科目数を減らしたい、といった理由から履修を中止するものです。

- ・履修中止申請は Loyola 上で行います。

操作手順や注意事項については、必ず「履修中止の手引き」及び「Loyola ハンドブック」を参照してください。

- ・履修中止を希望する場合は、必ず所定の期間中に申請を行って下さい。

申請後は、隨時 Loyola で履修中止の結果が確認できます。申請ミスを防ぐため、履修中止申請の手続完了後、所定の期間内に再度 Loyola で確認して下さい。

■春学期申請期間

月 日	備 考
6月10日(金) 10:00 ~ 6月15日(水) 21:00まで	春学期科目（必修科目を除く）

■秋学期申請期間

月 日	備 考
12月10日(土)10:00 ~ 12月15日(木) 21:00まで	秋学期科目（必修科目を除く）

■履修中止申請の注意

- 1) 必修科目については、履修中止は認められません。
- 2) 履修中止期間内であれば Loyola 上での履修中止の取消は可能ですが、期間終了後の取消は一切認められません。ただし、履修中止した科目を翌年度以降登録することは可能です。
- 3) 学期前半科目は履修中止できません。
- 4) 予備登録を行う科目（法律実務基礎科目 A 群、B 群）は履修中止できません。
- 5) 履修中止の申請をせずに、教員から指示された試験やレポートなど必要な課題をこなさなかった場合には、その科目は成績表および成績証明書に「F」（不合格）として記載されます
- 6) 履修中止した科目の単位も最高履修限度に含まれます。

4. 学力の評価

評価基準

期末試験を課さない科目を除き、成績評価は、概ね平常点30%、期末試験70%の割合でこれを行います。シラバスにおいて平常点と期末試験を総合評価する旨を記載している場合は、すべてこの基準に即しています。

平常点の評価においては、授業への出席を重視します。

成績評価と判定基準は次のとおりです。

		評価	評 点	QPI	内 容
判 定	合 格	A	100~90点	4.0	特に優れた成績を示したもの
		B	89~80点	3.0	優れた成績を示したもの
		C	79~70点	2.0	妥当と認められる成績を示したもの
		D	69~60点	1.0	合格と認められるための最低限度の成績を示したもの
		P	——		合格と認められる成績を示したもの
不 合 格	F	59点以下	0	合格を「A, B, C, D」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	
	X	——		合格を「P」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	
	評価保留	I	——		判定を一時的に保留としたもの
履修中止	W				所定の期日までに履修中止の手続をしたもの
認定科目	N	——			修得単位として認定されたもの

成績評価の割合

受験学生総数が20名以上の科目について、受験者数に対する成績評価の割合は、概ね以下のとおりとします。

- ① Aは、20%以下とする。
- ② Bは、10%以上、30%以下とする。

ただし、A群・実務演習科目及びB群・実務科目については、Aは、50%以下、B以下については、成績評価割合を定めないものとします。

上記の割合は、レポートの成績評価にも適用されます。

受験学生総数が20名に満たない場合であっても、上記の基準を考慮して、成績評価を行うように努めます。

G.P.A. (Grade Point Average)

各評価のQuality Point Index (= QPI:上表参照)と呼ばれる値に各科目的単位数をかけたものがQuality Pointとなり、Quality Pointの総合計を履修登録科目的総単位数で割ったものがGPAとなります。W(履修中止)、N(認定科目)、P(合格)、X(不合格)、I(判定保留)は計算式に含まれません。

【GPAの計算式】

$$4.0 \times A \text{の修得単位数} + 3.0 \times B \text{の修得単位数} + 2.0 \times C \text{の修得単位数} + 1.0 \times D \text{の修得単位数}$$

履修登録科目的総単位数 (W, N, P, X, Iとして表示された科目を除く)

成績の確認

春学期科目を含んだ累積の成績	9月10日（土）～ Loyola にて公開
秋学期科目を含んだ累積の成績	2月29日（水）～ Loyola にて公開

春学期分のみの成績通知書	9月9日（金）送付（学生自宅宛）
秋学期分のみの成績通知書	3月15日（木）送付（学生自宅宛）

成績評価 確認願

成績評価について疑問のある場合は、「成績評価確認願」（所定用紙・学事センター（教務）備付け）を下記の提出締切日までに学事センター（教務）へ提出してください。その際、必ず成績通知書を持参してください。期日を過ぎた場合の願い出は一切受け付けられません。

■「成績評価確認願」提出締切日

2011年度春学期科目	9月30日（金）まで
2011年度秋学期科目	3月1日（木）まで

なお、次の要件を充たす場合に限り、上記「成績評価確認願」の回答書の写しを学事センター（教務）にて受領後、7日以内に、「成績評価再確認願（理由書）」を回答書の写しと共に、成績評価委員会に提出することができます。

■「成績評価再確認願（理由書）」提出の要件

- ① 明らかに成績表への誤記があるとき
- ② 成績評価確認願の回答書に明らかに誤りがあるとき

成績評価委員会は、上記の要件を充たすと思料したときには、当該学生および担当教員から事情を聴取し、また必要があれば担当教員から答案の提出を求めて、再度、検証の必要の有無を判断します。

この結果については、措置決定通知書によって、受理後14日以内に当該学生に通知します。

なお、「成績評価再確認願（理由書）」の交付、提出は法科大学院事務室にて行います。

単位認定

入学前または在学中に他の大学院等で修得した単位について、所定の手続をすれば、本学の修得単位に相当するものとして認定することができます。

標準コースの者は30単位、短縮コースの者は2単位を限度とします。認定することを希望する者は、入学後2ヶ月以内に申請してください。認定する単位数の上限には、早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により修得した単位も含みます。

5. 試験

受験資格

授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の4分の1を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができません。

定期試験

試験時間は、120分または90分です。定期試験日程は定期試験期間の1週間前に法科大学院掲示板に掲示します。

試験	日程掲示	試験期間
春学期試験	7月8日（金）	7月19日（火）～8月2日（火）
秋学期試験	1月12日（木）	1月19日（木）～2月2日（木）

臨時試験

臨時試験は、随時授業中に行われる試験です。日程などは、掲示あるいは授業中に指示されることもあるので、注意してください。

試験の心得

■持参するもの

- ① 学生証は、必ず机上に置くこと。学生証を持たない学生はいかなる理由があっても受験できません。
- ② 筆記用具（原則ペン書き。修正液は使用不可。）
- ③ 下敷を使用するときは、白色のものか、これに近いものに限ります。ノート、図書等を下敷にすることはできません。

■六法の持込

定期試験時の六法は、原則として、大学が貸与します。ただし、六法持込許可の指示がある場合であっても、特別な指示がない限り、持ち込める六法は書き込みが一切ないものに限ります。

■試験場では

携帯電話・PHS等の電源は必ず切って鞄の中にしまってください。また携帯電話・PHS等は、時計の代わりに使用することも、認められません。

■学生証を忘れた場合

試験当日に学生証を忘れた学生は、学事センター（学籍・証明書）窓口で「臨時学生証」の交付を受けてください。なお、この手続による試験時間の損失は、配慮されません。

■試験場は

指定された試験場で受講してください。科目によっては、試験場がいくつかに分かれることもあるので、注意してください。

■遅刻・退場は

- ① 試験開始後、20分以上の遅刻者は、受験することができません。
- ② 試験開始後、30分以前または試験終了10分前は退場できません。

■答案用紙

- ・答案用紙は、（本紙と写しとから成る）複写式を用い、原則として、ステイプラーによつて綴じられた5枚ひと組からなるものを用います。
- ・試験開始後、ただちに、他の答案用紙に複写されてしまう恐れがありますのでステイプラーを取り外し、さらに各答案用紙に順に1から5まで頁数を書いてください。
- ・試験終了後、写しを切り離し、本誌の答案用紙をステイプラーで綴じなおして提出します。答案を提出せずに退場することはできません。

- ・写しは各自持ち帰ります。
- ・学生番号を記入していないとき、また試験監督者から配布された答案用紙以外の用紙を用いたときは、その答案は無効となります。
- ・私語や態度が悪いことの注意を与えて改めないとき、また試験監督者の指示に直ちに従わないときは、退場を命じられ、その答案は無効となります。

■不正行為

筆記試験において不正行為があった場合、以下の処分が厳しく下されます。

詳細については別途示します。

■雪害等により定期試験が実施不可能な場合

- ① このような事態に備えて、試験期間の最終日に、予備日を設けています。あらかじめ、各自の試験日程に予備日を含めておいてください。
- ② 予備日に試験日を変更して実施する場合は、掲示で通知するので注意してください。

追 試 験

追試験は、原則として当該試験日において①病気、②忌引、③災害、④交通機関の遅延によって定期試験を欠席する場合に限り、その試験に代えて受けることができる試験です。したがって、一度入室し試験を受けた場合、理由の如何にかかわらず追試の対象とはなりません。

追試験は、所定の期間内に申請し、許可を得る必要があります。

申請は、学事センター備付けの所定用紙に記入の上、診断書その他理由を証明する書類とともに提出してください。許可された場合は、所定の期間内に追試験料（1科目あたり2,000円）の納入を以って、受験が認められます。

JR 線運行停止時における試験の取扱い

各種の自然災害または事故等の影響によりJR線が運行を停止した場合、定期試験（春学期試験及び秋学期試験）の取扱いの原則は、下記の通りとします。なお、随時、Loyolaでお知らせしますので、各自で確認してください。ただし、各学期における授業期間内の試験については、担当教員の判断によるものとします。

■対象路線・事由

JR中央線快速電車（東京－高尾間）及びJR総武・中央線直通電車（千葉－三鷹間）の両路線が、次の事由により始発から運行停止となり、JR四ツ谷駅まで運行されない場合。

- ① 台風・大雨・大雪・地震など各種の自然災害によるもの
- ② 火災・事故・ストライキなどの事由によるもの

■定期試験の取扱い

- ① 午前6時までに運行が再開された場合は、平常どおり試験を行う。
 - ② 午前10時までに運行が再開された場合は、第2時限（12:30～）から試験を行うものとし、第1時限の試験は予備日（定期試験期間の最終日）の同時刻に実施する。
 - ③ 午後12時までに運行が再開された場合は、第3時限（15:00～）から試験を行うものとし、第1・2時限の試験は予備日（定期試験期間の最終日）の同時刻に実施する。
 - ④ 午後12時を過ぎても運行が再開されない場合は、当日の試験はすべて中止とし、予備日（定期試験期間の最終日）の同時刻に実施する。
- ※ 一時的な不通または遅延が発生した場合、試験時間の繰下げ等についてその都度決定します。

6. 学籍

学生証

学生証は上智大学の学生であることを証明するものであり、上智大学学生健康保険互助組合員証も兼ねています。学生生活を送る上で、学内・学外を問わず提示が必要な場合がありますので、常に携帯してください。

学生証は、いかなる理由があっても他人に貸与、譲渡してはいけません。また、退学等により学籍を失った場合は、本学に返却してください。

■在籍確認シールの貼り替え

学生証は、裏面に在籍確認シールを貼った状態で、はじめて学生証として機能します。在籍確認シールの有効期限は1年間ですので、年度はじめに必ず貼り替えてください。住所を変更して通学区間が変更になった場合や、定期券の発行控欄が足りなくなった場合は、学事センター（学籍・証明書）窓口に申し出てください。

■記載事項に変更がある場合

学生証の記載事項（氏名や生年月日等）に誤りや変更がある場合は、学事センター（学籍・証明書）窓口に申し出をしてください。

■紛失・汚損・破損してしまった場合

再発行となりますので、「学生証再発行願」（所定用紙）に手数料分の証紙（800円）を購入・貼付の上、学事センター（学籍・証明書）窓口に申し込んでください。

在学期間

在学期間の上限は、休学期間を除き、法学未修者は6年、法学既修者は4年とします。

休学

病気、その他のやむを得ない理由で休学しようとする場合は、指導教員または専攻主任と相談のうえ、所定の「休学願」に必要事項を記入して学事センター（学籍・証明書）窓口に提出してください。病気により休学する場合は、医師の診断書を添付する必要があります。

休学期間は修業年限に含まれないので、休学期間分は修了が延期されます。

■休学期間

休学期間は1学期単位（春学期・秋学期）で、2年を限度とします（大学院学則第28条）。

■休学願提出期限

	休学期間	提出期限
春学期休学	4月1日～9月20日	5月31日（火）
秋学期休学	9月21日～3月31日	11月30日（水）

前もって休学の計画がある場合は、休学をする年度または学期が始まる1ヶ月前に「休学願」を提出してください。提出期限を過ぎた場合は、どのような理由であっても受理できませんので注意してください。郵送による提出の場合、提出期限当日の消印有効です。連続2年分まで一括して受け付けることができます。

■休学中の学費

休学期間中の授業料等学費は減額されます。詳細は学事センター（学費）窓口に問い合わせてください。

復 学

休学期間が満了した場合は、自動的に復学となるので復学の届出は必要ありません。ただし下記の場合は、所定の「復学届」の提出が必要になります。

- ① 病気により休学した場合（「医師の診断書」を添付してください）。
- ② 2学期以上の休学について許可が下りている場合で一部の学期で休学の事由が終了した為、休学期間を短縮して復学する場合（1学期以下に短縮することはできません）。

退 学

退学には自主退学と退学を命ぜられるものと2種類あります。

■自主退学

事情により退学しようとする場合は、指導教員または専攻主任と相談のうえ、所定の「退学願」に必要事項を記入し、学事センター（学籍・証明書）窓口に学生証を添付して提出してください。

退学を願い出る者は、その時期までの授業料等学費を全額納入していなくてはなりません。なお、春学期末までに「退学願」を提出し、春学期末までの退学日となる者の学費は減額されます。詳細は学事センター（学費）窓口に問い合わせてください。

■退学を命ぜられるもの

下記の者は退学を命じられます（大学院学則29条）。

- ① 在学期間（休学期間は含まない）を満たした者。
- ② 定められた授業料等学費を期限までに納付しない者。
- ③ 成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定期由は研究科において別に定める（法科大学院履修規程第16条）。
- ④ 懲戒処分として退学事由のある者（大学院学則40条、上智大学学則61条）

そ の 他

下記の変更があった場合は、学事センター（学籍・証明書）窓口に届け出をしてください。

■本人氏名等の変更

本人氏名・住所・電話番号の変更があった場合は、窓口備え付けの所定用紙で届出をしてください。なお、本人氏名変更の場合は地方自治体発行の「住民票の写し」（本人氏名・性別・生年月日が記載されたもの。本籍・続柄は不要）を添付してください。

■保証人等の変更

保証人を変更する場合、また現在届けてある保証人の住所、電話番号等に変更があった場合は窓口備え付けの所定用紙で届出をしてください。

■在留期限の延長など

外国籍の者で在留期間を更新または在留資格を変更したときは「登録原票記載事項証明書」または、外国人登録証明書の写し（すべての記載面のフォトコピー）を提出してください。上記証明書の提出がない場合、LoyolaのID使用停止、奨学金受給、その他在学する上で不利となる扱いを受けることがあります。

なお、2009年9月1日から在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請に係る、入国管理局への提出書類が一部変更になりました。新様式には所属機関作成の書類が追加され、これは学事センターでの作成となります。発行に関する詳細は、p.15を参照し、学事センター（学籍・証明書）窓口に問い合わせてください。

7. 証明書

証明書自動発行機による発行のもの

各種証明書は、証明書自動発行機によるものと、窓口申込によるものがあります。証明書の種類を確認のうえ、申込を行ってください。それぞれの発行手順等は下記のとおりです。

証明書種類	発行手数料	所要日数	備考
在学証明書（和文・英文）	100 円	即日	証明書自動発行機の設置場所 2号館 1F 正面入口左奥 11号館 1F 学生ラウンジ
成績証明書（和文・英文）	200 円		取扱い時間 月～金 9:00 ~ 17:00
修了見込証明書（和文・英文）	100 円		*行事等で変更する場合は掲示します。
学割証	無料		
健康診断証明書 (本学所定用紙・和文)	300 円		

証明書自動発行機のアナウンスに従って操作してください。

- ① 証明書自動発行機に学生証を通します（注1）。
- ② 暗証番号を入力します。
- ③ 和文証明書・英文証明書の別を選択します。
- ④ 証明書の種類・枚数を選択します。
- ⑤ 発行手数料を入金します。
- ⑥ 発行された証明書を受け取ります。

（注1）学生証がない場合は、発行できません。学生証の暗証番号（数字4桁）の初期設定については、新入生ガイダンスで説明します。証明書自動発行機は在校生のみ利用可能です。

窓口申込による発行のもの

証明書種類	発行手数料	備考
卒業・修了・学位取得証明書 (和文・英文)	300 円	月・火申込→同週の金曜日発行 水・木申込→次週の月曜日発行
在留資格変更及び在留期間更新許可申請に係る証明書	100 円	金曜申込 →次週の水曜日発行
学生証再発行	800 円	即日発行

取扱い窓口：2号館 1F 学事センター（学籍・証明書）

取扱い時間：月～金 9:30 ~ 11:30, 12:30 ~ 17:00

*行事等で変更する場合は掲示します。

- ① 窓口に備付けの申込票に必要事項を記入します。
- ② 発行手数料分の証紙を証紙販売機で購入し、所定欄に貼付します。
- ③ 申込票に学生証を添えて窓口に提出してください。申込者には領収票が渡されます。
- ④ 所要日数経過後、窓口に領収票を提示し、証明書を受け取ります。

8. 学生生活の手引き

振込口座届

本学では、学生健康保険互助組合の医療給付金や各種奨学金などの振込先として、学生本人主義の銀行口座を「振込口座届」で提出することになっています。上智大学（学部・大学院）からの進学者もあらたに提出してください。

提出期間：4月 14 日（木）・15 日（金）・18 日（月）

時 間：12：30～15：30

場 所：2号館3階ラウンジ

学生教育研究 災害傷害保険 法科大学院生教育 研究賠償責任保険

① 学生教育研究災害傷害保険

本学学生は、入学時に修了までの保険料を支払って全員加入しています。

■保険金が支払われる事故の範囲

正課中、学校行事中、またはその他の理由で学校施設内にいる間に被った急激・偶然・外来的事故による傷害に対して保険金が支払われます。ただし、正課中、学校行事中の事故は平常の生活ができるようになるまでの実治療日数が1日以上、その他の学校施設内の事故は14日以上のものが対象となります。また、通学中や学校施設間の移動中の事故（実治療日数4日以上）も対象となります。

なお、事故が発生した時は速やかに学生センターまで報告してください。

詳しくは「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照するか、学生センターに問い合わせてください。

② 法科大学院生教育研究賠償責任保険

法曹養成専攻の学生は①と同じく、全学生が加入しています。

■保険の内容

学生が万が一他人をけがさせたり、物を壊したり、または人格権を侵害したりしたときに備えての保険です。

■対象となる活動の範囲

対人・対物賠償：正課・学校行事およびその往復における、他人へのケガ（対人賠償）及び他人の財物の損壊（対物賠償）

人格権侵害補償：正課・学校行事としての臨床法学実習中に、依頼人の自由を侵害し、または名誉を毀損した場合。また、個人情報に関し依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害した場合。

詳しくは「学研災付帶賠償責任保険加入者のしおり（法科大学院生教育研究賠償責任保険）」を参照するか、学生センターに問い合わせてください。

学生健康保険互助組合

正規生全員が入学と同時に組合員となります。学生センターが組合窓口です。

■組合の事業

病院等で支払った医療費の一部を給付しています。そのほか、学内プールの無料利用券（年間1人10枚）を発行するなど、組合員の健康の保持と増進を図る事業を行っています。

■医療給付の受け方

国内の保険医療機関において支払った保険適用分の医療費のうち、80%（歯科診療は65%）を給付します。医療費給付の申請方法は以下のとおりですが、詳しくは学生センターに問い合わせてください。

①医療機関（病院・薬局など）で医療費を支払う。

領収書は保管しておく。

学生センターで「医療費給付申請書」を入手する。申請者の学籍・連絡先情報や診療年月・医療機関名などを記入し、領収書を添付する。

★受付できる領収書は、受診者名・診療日の記入があり、保険対象医療費の個人負担額が明確にわかるもの。

★領収書は、コピーと一緒に提出すればオリジナルを返却します。

●医療費給付申請書は、「一般病院・薬局用」・「接骨・整骨院用」に分かれています。

●医療機関ごとに1ヶ月分の医療費をまとめて1枚の申請書を作成してください。

※診療を受け、別の薬局で薬を購入した場合、申請書は病院分と薬局分と別になります。

●保険適用外の診療・健康診断・予防注射・入院時の差額室料・食事代・各種文書料などは給付対象外です。

③上記②の方法で整えた書類を3ヶ月以内に学生センター窓口へ提出する。

★例) 4月分なら5・6・7月のうちに提出。

●学生証を提示してください。

●受付は在籍中に限ります。

●診療月から3ヶ月を経過したものは無効です。

●給付金は、振込口座届で大学に届け出た銀行口座に振り込まれます。

注意事項

- 同じ医療機関で1ヶ月に支払った保険診察分の自己負担額が1,250円未満（歯科診療は1,539円未満）の場合は申請できません。自己負担額が80,100円を超える場合は80,100円として取り扱います。
- 給付限度額は1人あたり年間20万円です。

奨学金制度

奨学金制度は、一定の金額を給付または貸与することによって、学業に専念できる条件を整えることを目的としています。上智大学で扱っているものには、給付・貸与の別、金額、出願資格などが異なった次のような奨学金があります。

なお、学生センターは奨学金制度について説明した「奨学金案内」を別途発行していますので、参照してください。

■上智大学奨学金

上智大学奨学金は、本学が独自に設けている奨学金制度で、大学院生対象には下記の5種類があります。すべて給付で、原則として返還の必要はありません。

なお、上智大学奨学金と日本学生支援機構奨学金、地方公共・民間団体奨学金との併願は可能です。

①大学院新入生奨学金

上智大学大学院への入学を第一志望としながらも、経済的理由により入学が困難で、かつ本学に入学する以前の学校の成績が優秀な者に、学資金の一部として給付される奨学金です。この奨学金の給付額は入学年度の授業料相当額、授業料半額相当額、授業料3分の1相当額の3種類があります。入学願書受付期間と同期間に受け付けるため、入学後の出願はできません。

②第2種奨学金

学業成績が良好であるにもかかわらず、経済的理由によって学業の継続が困難と認められる学部生および大学院生に、学資金の一部として給付される奨学金です。

この奨学金の給付額は、授業料相当額、授業料半額相当額、授業料3分の1相当額の3種類があります。ただし、各年度ごとに募集を行いますので、希望する場合は、毎年出願することが必要です。

③第3種奨学金

国内外の篤志家から提供され、それぞれの篤志家の意向に適合すると認められる学生に給付

される奨学金で、それぞれ募集対象や方法が異なります。

④大学院研究補助奨学金

大学院生に、研究の充実と人材の育成に資するため研究費の一部として、奨学金を給付します。

〈対 象〉 大学院に在籍している正規生。ただし、次の者を除きます。

- (1) 対象年度休・退学者 (2) 上智大学大学院新入生奨学金受給者
- (3) 上智大学第2種奨学金受給者 (4) 国費留学生 (JICE含む)
- (5) 上智大学第3種奨学金 (フランシスコ・スアレス) 受給者

〈給付額〉 未定 (2010年度実績5万円)

〈出願〉 出願制

〈選考〉 研究科委員長から推薦された者について選考の上、決定します。

⑤利子補給奨学金

在学中に発生する学費の負担を少しでも軽減するために、上智大学が提携する金融機関とのローンを契約し学費を納入した者を対象に給付される奨学金です。

在学期間中のローンの利子について一部を補給します。入学後に毎年出願する必要があります。

■日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は、採用された月から修了までの毎月貸与され、本学では約400人の大学院生が奨学生となっています。

この奨学金は、修了(退学)後返還しなければなりません。

種類	募集時期	貸与額
第一種 (無利子)	4月	博士前期(修士)課程 法科大学院 } 50,000／88,000円から選択
		博士後期課程 80,000／122,000円から選択
第二種 (有利子)	4月	50,000／80,000／100,000／130,000／150,000円から選択 法科大学院のみ、190,000／220,000円からも選択可

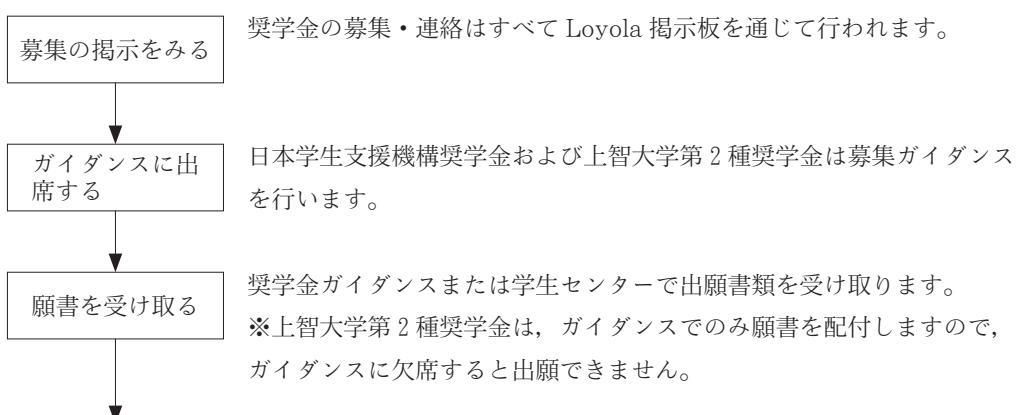
■その他の奨学金

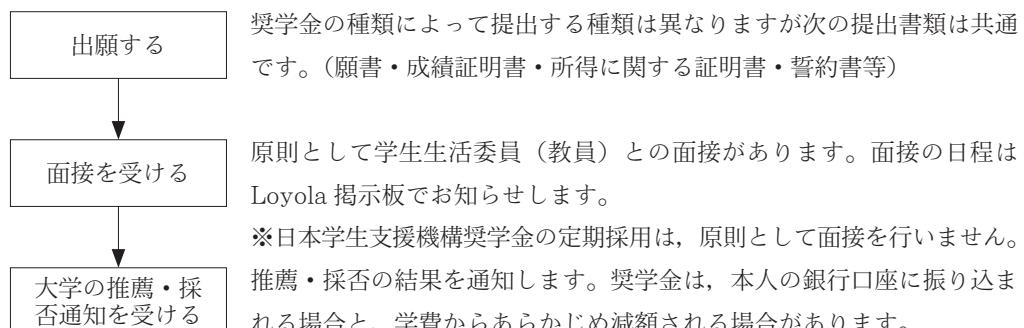
上記以外の奨学金として、地方公共団体(県・市)、民間団体・企業が事業主体となるいる奨学金があり、それぞれ出願資格・出願方法が異なります。

【奨学金の出願手順】

奨学金の出願から採用までの流れは、奨学金の種類によって異なりますが、およそ以下のとおりです。出願の際は、学生センターで確認してください。

なお、各種奨学金の募集やガイダンス等は、すべて Loyola 内学生センター掲示板を通して随時告知しますので、必ず掲示板で確認してください。また、詳細や不明な点がありましたら学生センター経済支援担当窓口へご相談ください。





学生金庫

学生金庫は本学学生の一時的な緊急出費を援助するための貸付金制度です。最高10,000円の貸付を1ヶ月を期限に無利子で受けられます。

取扱窓口は学生センターで、本人・連帯保証人（本学学生）とも学生証・印鑑を持参してください。

アルバイト紹介

以下の職種に限って、学生センターで紹介しています。

①家庭教師

②官公庁の仕事

③本学を勤務先とする仕事

なお、他に（株）ナジック・アイ・サポートが運営する「上智大学アルバイト紹介システム」でアルバイト情報を閲覧できます。

<http://aines.net/sophia/>

アパート・マンション紹介

（株）学生情報センター及び（株）学生サービスプラザに業務委託し、通学に便利で経済的負担の少ない物件を紹介しています。

（株）学生情報センターお茶の水店

TEL 0120-066-749 FAX 03-3257-2200

東京都千代田区神田駿河台4-4 丸中ビル8階

（株）学生サービスプラザ新宿店

TEL 0120-150-975 FAX 03-5909-1471

東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー5階

遺失物

インフォメーションサービスオフィスで保管しています。遺失物を受け取る際には学生証の提示が必要です。なお、1ヶ月間引き取りのないものは処分します。電話での問合せ・照会には応じていません。

保健センター

ホフマン・ホールにあります。内科医・精神科医による相談や、専門医療機関への紹介、看護師による応急処置などを行っています。

カウンセリングセンター

学生生活の中で出会うさまざまな問題を、専門のカウンセラーと相談できるところです。場所は10号館3階です。相談希望の方は予約してください。

ホームページ URL <http://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/counsel>

キャリアセンター

学生の進路（就職）に関する各種ガイダンスの開催、個人相談、資料提供等を行っています。求人票（企業、教員、公務員、非営利団体等）および会社案内、OB・OGデータ、就職活動報告書等もセンター内で閲覧できます。また、インターネット利用PC、OB・OG検索用PC、ビデオ資料閲覧用テレビも設置しています。

スケジュール（予定）

4月～7月 Sophian's Self-Discovery プログラム（卒業生講演、ワークショップ等）

6月 第1回総合就職ガイダンス <インターンシップ>

- 7月 第2回総合就職ガイダンス <就職活動基礎講座>
 10月～ 第3回総合就職ガイダンス、合同企業研究会、就職支援プログラム各シリーズ
 (業界研究、"卒業生が語る仕事とは"、内定者による就職活動報告、マスコミ、
 教員、公務員、採用試験対策等)

進路決定後は速やかに「進路決定届」をキャリアセンターに提出してください。また、就職以外の進路(進学、就職せず)を選択した場合にも提出してください。

場 所：2号館1階

開室時間：月～金 9:30～17:00

(11:30～12:30は資料室、PC利用可、個人面談は休止)

以下の厚生施設の利用については、インフォメーションサービスオフィス(2号館1階、内線3112)まで問い合わせてください。

1) 秦野セミナーハウス

秦野キャンパス内にある教育研修施設で、教員の引率が必要です。

2) 軽井沢セミナーハウス

軽井沢にある教育研修施設で、ゼミ合宿やクラブ活動等に利用できます。

3) 八ヶ岳ヒュッテ

北八ヶ岳の山中にある自炊の山小屋です。

4) 宝台樹ヒュッテ

群馬県宝台樹山の一角にある自炊の山小屋です。

厚生施設の利 用

**複写機・
F A X
の利 用**

コピーカードは図書館1階、図書館5階複写室、2号館3階、3号館1階、ホフマン・ホール3階で販売していますので、各自購入してください。図書館5階の複写室ではファックス(送信のみ)とカラーコピーができます。

*オーエーリックス(複写室) 図書館5階 TEL/FAX 03-3238-3083

設置場所	台数	備考
中央図書館B2F～8F	20	カード・コイン併用式、カード式 (5F複写室にカード・コイン併用式あり)
2号館B2F・B1F・3F	4	カード・コイン併用式
3号館1F～4F	8	カード・コイン併用式
11号館2, 3, 4, 6F	4	カード・コイン併用式
ホフマン・ホール3F	2	カード・コイン併用式
	2	カード式印刷機(カード販売機併設)
図書館石神井分館	1	カード・コイン併用式
2号館2F法科図書館	2	カード・コイン併用式
2号館2F法科自習室	1	カード・コイン併用式
2号館2F法科コピーコーナー	3	カード・コイン併用式(カード販売機併設)

**関係部署
電話番号
FAX番号**

	(TEL)	(FAX)
学生センター	3523	4131
中央図書館	3510	3139
保健センター	3394	3879
カウンセリングセンター	3559	
キャリアセンター	3581	3585
インフォメーションサービスオフィス	3112	3150

II. 履修

1. 修了要件・履修上の注意

標準（3年制）コース

【2010年度入学・2011年度入学生用】

1. 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）

下記、①、②、③の条件すべてを満たすこと。

①在学年数3年以上

②修了要件単位数

必修	68 単位
選択必修	22 単位
(法律実務基礎 (基礎法学・隣接科目 (展開・先端科目	6 単位) 4 単位) 12 単位)
選択	3 単位
合 計	93 単位

③GPA要件

【2010年度入学】各年次（第1学年～第3学年）のGPAが1.0を下回らない

【2011年度入学】各年次（第1学年～第3学年）のGPAが1.6を下回らない

2. 標準配当表

			1年次	2年次	3年次				
必修 93 単位	68 単位	法律基本科目	憲法基礎 行政法基礎 民法基礎I 民法基礎II 民法基礎III 商法基礎 民事訴訟法基礎 刑法基礎 刑事訴訟法基礎	4単位 2単位 4単位 4単位 2単位 4単位 4単位 4単位 2単位	憲法 行政法 民法I 民法II 商法I 商法II 民事訴訟法I 民事訴訟法II 刑法 刑事訴訟法	2単位 2単位 4単位 4単位 2単位 2単位 2単位 2単位 2単位	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）	2単位 2単位 2単位	計 6単位
		法律実務基礎科目		法曹倫理 訴訟実務基礎（民事）	2単位 2単位	訴訟実務基礎（刑事）	2単位	計 2単位	
選択必修 22 単位	22 単位	法律実務基礎科目 6単位		A群 1科目 2単位以上	B群 2科目 4単位以上				
		基礎法学・隣接科目 4単位							
		展開・先端科目 12単位							
選択	3 単位								

* 2011年度より訴訟実務基礎（民事）は2年次配当必修科目。

* 法律基本科目分野の選択科目【法学入門】は、選択科目の修了要件単位数としては算入されない。

* 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は、選択科目に算入される（P.39参照）。

3. 進級要件

【2010年度入学】 1年次は当該年次の必修科目24単位、2年次は当該年次の必修科目20単位を含む24単位を修得し、各年次のGPAが1.0を下回らないこと。

【2011年度入学】 1年次は当該年次の必修科目24単位、2年次は当該年次の必修科目20単位を含む24単位を修得し、各年次のGPAが1.6を下回らないこと。

[注意] 進級要件・修了要件としてのGPAの計算方法について

- ・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。Loyola上で示される各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。
- ・例えば、1年次にGPA3.0の成績を認め、1年次及び2年次の累積全科目GPAが1.6(1.0)を上回っていても、2年次におけるGPAが1.6(1.0)未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。
- ・進級要件を満たせず同一年次に留まる場合（各年次の1年目にGPAが1.6(1.0)未満であった場合）には、同一年次の2年目の成績と1年目の成績を合算して「各年次ごとのGPA」を算出する。その際1年目においてF評価を受けた科目については、2年目に同じ科目を再度履修して成績が付与された場合に限り、1年目の同じ科目のF評価を「各年次ごとのGPA」の算出にあたり除外する。
- ・1年目のF評価を受けた科目を、2年目に再度登録したが履修中止をした場合(W)、1年目のF評価は「各年次ごとのGPA」の算出にあたり除外されない。

4. 退学要件

同一年次に通算4セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし、春学期が4セメスター目にあたる場合に限り、当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は、当該年度の秋学期休学は認められない。なお、半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない（休学前に履修計画を検討すること）。

5. 履修上の注意

①履修登録単位数の上限（最高履修限度）

履修登録単位数は、各年次下記の通り制限されているので、これを超えて履修することはできない。

1・2年次 36単位

3年次 44単位

*例外として、1年次については「法学入門」(2単位)、2・3年次については「エクステーンシップI」(1単位)
「エクステーンシップII」(1単位)「国際仲裁・ADR」(2単位)は登録単位数の上限には含めない。

*早稲田大学大学院法務研究科との単位互換による授業科目の単位数も最高履修限度に含まれる。

*履修中止をした科目の単位数も最高履修限度に含まれるので注意すること。

②「法情報調査」の受講

入学時に「法情報調査」の講義を集中で行うので、全員必ず受講すること。

③必修科目的履修とその前提科目的単位修得

前提科目とは、特定の科目的履修にあたり、既に単位を修得していかなければならない科目をいう。次頁の表の左側に位置する科目を履修するには、右側の前提科目的単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、次頁の表の必修科目については、必要な前提科目を修得していない限り、その科目的履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目	配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎	3年次	公法（総合）	憲法基礎、行政法基礎の2科目、並びに憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	行政法	行政法基礎		民事法（総合）	民法基礎I・民法基礎II・民法基礎III、商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目、並びに民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち2科目以上
	民法 I	民法基礎I		刑事法（総合）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
		民法基礎II		訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
		民法基礎III			
	民法 II	民法基礎I			
		民法基礎II			
		民法基礎III			
	商法 I	商法基礎			
	商法 II	商法基礎			
	民事訴訟法 I	民事訴訟法基礎			
	民事訴訟法 II	民事訴訟法基礎			
	刑法	刑法基礎			
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎			
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎I・民法基礎II・民法基礎III、商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目のうち4科目以上			

④指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は、必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学院事務室に所定の申請書を提出すること。
許可された場合、学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

⑤再履修クラス

進級した後に、進級前の年次に配当されている必修科目を再履修しようとする場合は、みずからの属するクラス（Aであれば2A、Bであれば2B）で履修登録すること。時間割上、進級後の年次の他の必修科目の開講時間と重なるときは、例外的に進級後の年次の必修科目について、クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については、④の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は、進級前の年次に配当されている必修科目の履修を優先し、その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目の履修は、さらに次の年次に履修することとする。

⑥留年の場合の科目履修

留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。

なお、留年した場合、次の年次以降の必修科目および法律実務基礎科目を履修することはできないが、法律実務基礎科目以外の選択必修科目および選択科目については、個別の申請によって、年次指定を外して履修できる場合がある。

⑦法律実務基礎科目の履修と予備登録

法律実務基礎科目のうちの選択必修科目（6単位）は、以下のとおり、必ず履修すること。

なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。

この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

予備登録を行った科目は履修を変更・中止することはできない。

【2年次配当】 A群・実務演習科目：1科目（2単位）以上必ず修得すること。

* 3年次生でも受講者数によっては履修できる場合もある。

【3年次配当】 B群・実務科目：2科目（4単位）以上必ず修得すること。

⑧各科目群で必要とされる修得単位を超えた単位の取扱い

選択必修科目である法律実務基礎科目（A群・B群）から6単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から4単位を超えて修得した単位、展開・先端科目から12単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位（3単位）に算入される。

⑨リーガルクリニックの履修

リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期15名を上限とする。履修できるのは、いずれか

1学期に限る。

⑩エクスターンシップへの派遣と履修希望調査

エクスターンシップは、派遣期間が春期休暇中もしくは夏期休暇中となるが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席しなければならない。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。エクスターンシップの派遣が決まても、予備登録で認められた他のB群科目の履修を変更・中止することはできない。

⑪自主研究・論文作成

1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。

1. 論文の字数 2万字程度
2. 提出期限 法科大学院が定める日時（別途お知らせする）
3. 提出先 法科大学院事務室

2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。

標準（3年制）コース

【2007年度入学～2009年度入学生用】

1. 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）

下記、①、②の条件すべてを満たすこと。

①在学年数3年以上

②修了要件単位数

必修	68 単位
選択必修	22 単位
(法律実務基礎 (基礎法学・隣接科目 (展開・先端科目	6 単位) 4 単位) 12 単位)
選択	3 単位
合 計	93 単位

2. 標準配当表

		1年次		2年次		3年次	
必修 93 単位	68 単位	法律基本科目	憲法基礎	4 単位	憲法	2 単位	公法（総合）
			行政法基礎	2 単位	行政法	2 単位	民事法（総合）
			民法基礎 I	4 単位	民法 I	4 単位	刑事法（総合）
			民法基礎 II	4 単位	民法 II	4 単位	
			民法基礎 III	2 単位	商法 I	2 単位	計 6 単位
			商法基礎	4 単位	商法 II	2 単位	
			民事訴訟法基礎	4 単位	民事訴訟法 I	2 単位	
			刑法基礎	4 単位	民事訴訟法 II	2 単位	
			刑事訴訟法基礎	2 単位	刑法	2 単位	
				計 30 単位	刑事訴訟法	4 単位	
選択必修 22 単位	22 単位	法律実務基礎科目 6 単位			計 26 単位		
						訴訟実務基礎（刑事） 2 単位	
						* 訴訟実務基礎（民事） 2 単位	
							計 4 単位
選択 3 単位	3 単位	法律実務基礎科目 6 単位		A 群 1 科目 2 単位以上		B 群 2 科目 4 单位以上	

* 法律基本科目分野の選択科目【法学入門、企業取引法（2010年度まで開講）】は、選択科目の修了要件単位数としては算入されない。

* 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は、選択科目に算入される（P.39 参照）。

* 2011年度より訴訟実務基礎（民事）は2年次配当必修科目。2009年度以前の標準コース入学者が、2011年度に3年次に進級できず、2年次に留まる場合は、2年次において履修すること。

3. 進級要件

1年次は当該年次の必修科目 24 単位、2年次は当該年次の必修科目 20 単位を含む 24 単位を修得すること。

4. 退学要件

同一年次に通算4セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし、春学期が4セメスター目にあたる場合に限り、当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は、当該年度の秋学期休学は認められない。なお、半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない（休学前に履修計画を検討すること）。

5. 履修上の注意

①履修登録単位数の上限（最高履修限度）

履修登録単位数は、各年次下記の通り制限されているので、これを超えて履修することはできない。

1・2年次 36単位

3年次 44単位

*例外として、2・3年次については「エクスターンシップI」（1単位）「エクスターンシップII」（1単位）「国際仲裁・ADR」（2単位）は登録単位数の上限には含めない。

*早稲田大学大学院法務研究科との単位互換による授業科目の単位数も最高履修限度に含まれる。

*履修中止した科目的単位数も最高履修限度に含まれるので注意すること。

②「法情報調査（法学入門）」の受講

入学時に「法情報調査（法学入門）」の講義を集中で行うので、全員必ず受講すること。

③必修科目的履修とその前提科目的単位修得

前提科目とは、特定の科目的履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには、右側の前提科目的単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の必修科目については、必要な前提科目を修得していない限り、その科目的履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目	配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎	3年次	公法（総合）	憲法基礎、行政法基礎の2科目、並びに憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	行政法	行政法基礎		民事法（総合）	民法基礎I・民法基礎II・民法基礎III、商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目、並びに民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち2科目以上
	民法I	民法基礎I		刑事法（総合）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
		民法基礎II		訴訟実務基礎（民事）	民法基礎I・民法基礎II・民法基礎III、商法基礎及び民事訴訟法基礎の5科目、並びに民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち2科目以上
		民法基礎III		訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	民法II	民法基礎I 民法基礎II 民法基礎III			
	商法I	商法基礎			
	商法II	商法基礎			
	民事訴訟法I	民事訴訟法基礎			
	民事訴訟法II	民事訴訟法基礎			
	刑法	刑法基礎			
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎			

*2008年度のみ、「刑事訴訟法」（4単位）は、「刑事訴訟法I」（2単位）、「刑事訴訟法II」（2単位）に分割開講された。「刑事訴訟法I」（2単位）、「刑事訴訟法II」（2単位）の単位が修得できなかった場合は、「刑事法（総合）」と「訴訟実務基礎（刑事）」の前提科目は、「～並びに刑法、刑事訴訟法、あるいは刑事訴訟法I、刑事訴訟法IIの4科目のうち1科目以上」である。

*2010年度から「商法」（4単位）は、「商法I」（2単位）、「商法II」（2単位）に分割開講されている。2009年度までに「商法」を履修した場合は上記「商法I・商法II」を「商法」に読み替える。

④指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は、必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学院事務室に所定の申請書を提出すること。

許可された場合、学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

⑤再履修クラス

進級した後に、進級前の年次に配当されている必修科目を再履修しようとする場合は、みずからの属するクラス（Aであれば2A、Bであれば2B）で履修登録すること。時間割上、進級後の年次の他の必修科目的開講時間と重なるとき

は、例外的に進級後の年次の必修科目について、クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については、④の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は、進級前の年次に配当されている必修科目の履修を優先し、その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目の履修は、さらに次の年次に履修することとする。

⑥留年の場合の科目履修

留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。

なお、留年した場合、次の年次以降の必修科目および法律実務基礎科目を履修することはできないが、法律実務基礎科目以外の選択必修科目および選択科目については、個別の申請によって、年次指定を外して履修できる場合がある。

⑦法律実務基礎科目の履修と予備登録

法律実務基礎科目のうちの選択必修科目（6 単位）は、以下のとおり、必ず履修すること。

なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。

この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

予備登録を行った科目は履修を変更・中止することはできない。

【2年次配当】 A群・実務演習科目：1科目（2 単位）以上必ず修得すること。

* 3 年次生でも受講者数によっては履修できる場合もある。

【3年次配当】 B群・実務科目：2科目（4 単位）以上必ず修得すること。

⑧各科目群で必要とされる修得単位を超えた単位の取扱い

選択必修科目である法律実務基礎科目（A 群・B 群）から 6 単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から 4 単位を超えて修得した単位、展開・先端科目から 12 単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位（3 単位）に算入される。

⑨リーガルクリニックの履修

リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期 15 名を上限とする。履修できるのは、いずれか 1 学期に限る。

⑩エクスターントップへの派遣と履修希望調査

エクスターントップは、派遣期間が春期休暇中もしくは夏期休暇中となるが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席しなければならない。また、エクスターントップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。エクスターントップの派遣が決まっても、予備登録で認められた他の B 群科目の履修を変更・中止することはできない。

⑪自主研究・論文作成

1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。

1. 論文の字数 2 万字程度
2. 提出期限 法科大学院が定める日時（別途お知らせする）
3. 提出先 法科大学院事務室

2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員 1 名による審査を受けなければならない。

⑫重複履修の禁止

以下の科目については、重複履修できない。

変更前		変更後	
開講年度	科目名	開講年度	科目名
～2007	刑事訴訟法（4 単位）	→	2008 刑事訴訟法 I （2 単位）
			2008 刑事訴訟法 II （2 単位）
			2009～ 刑事訴訟法（4 単位）
～2008	エクスターントップ（2 単位）	→	2009～ エクスターントップ I （1 単位）
			2009～ エクスターントップ II （1 単位）
～2009	商法（4 単位）	→	2010～ 商法 I （2 単位）
			2010～ 商法 II （2 単位）
～2009	要件事実（2 単位）	→	2010～ 要件事実と法曹実務（2 単位）

標準（3年制）コース

【2006年度入学生用】

1. 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）

下記、①、②の条件すべてを満たすこと。

①在学年数3年以上

②修了要件単位数

必修	67 単位
選択必修	6 単位
(A群 2単位) (B群 4単位)	
選択 (a・b群から10単位以上)	20 単位
合計	93 単位

2. 標準配当表

		1年次		2年次		3年次	
必修 93 単位	67 単位	憲法基礎	4単位	公法I	2単位	民事法（総合）	2単位
		行政法基礎	2単位	公法II	2単位	刑事法（総合）	2単位
		民法基礎I	4単位	民法I	4単位		
		民法基礎II	4単位	民法II	4単位	計	4単位
		民法基礎III	2単位	商法	4単位		
		商法基礎	4単位	民事訴訟法I	2単位		
		民事訴訟法基礎	4単位	民事訴訟法II	2単位		
		刑法基礎	4単位	刑法	2単位		
		刑事訴訟法基礎	2単位	刑事訴訟法	4単位		
		法情報調査 (*2004~2008 年度まで開講)	1単位	計 26 単位			
		計 31 単位					
選択必修	6 単位			法曹倫理	2単位	訴訟実務基礎（刑事）	2単位
				計 2 単位		訴訟実務基礎（民事）	2単位
						計 4 単位	
選択	20 単位	A群 1科目 2単位以上		B群 2科目 4単位以上			
		a群 基礎科目群 b群 展開・先端科目群 c群 國際関係法 d群 環境法 e群 研究・論文・その他		※ a群・b群から10単位以上			

*早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は、選択科目（その他）に算入される（P.39 参照）。

3. 進級要件

1年次は当該年次の必修科目 24 単位、2年次は当該年次の必修科目 20 単位を含む 24 単位を修得すること。

4. 退学要件

同一年次に通算 4 セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし、春学期が 4 セメスター目にあたる場合に限り、当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は、当該年度の秋学期休学は認められない。なお、半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない（休学前に履修計画を検討すること）。

5. 履修上の注意

①履修登録単位数の上限（最高履修限度）

履修登録単位数は、各年次下記の通り制限されているので、これを超えて履修することはできない。

1・2年次 36 単位

3年次 44 単位

*例外として、2・3年次については「エクスターントップ I」(1単位)「エクスターントップ II」(1単位)「国際仲裁・ADR」(2単位)は登録単位数の上限には含めない。

*早稲田大学大学院法務研究科との単位互換による授業科目の単位数も最高履修限度に含まれる。

*履修中止をした科目的単位数も最高履修限度に含まれるので注意すること。

②必修科目的履修とその前提科目的単位修得

前提科目とは、特定の科目的履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには、右側の前提科目的単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の必修科目については、必要な前提科目を修得していない限り、その科目的履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目	配当年次	科目名	前提科目
2年次	公法 I	憲法基礎	3年次	民事法（総合）	民法 I 民法 II 商法 商法 I 商法 II 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II 上記 7科目の中から 2科目以上
	公法 I	行政法基礎			
	民法 I	民法基礎 I			
		民法基礎 II			
		民法基礎 III			
	民法 II	民法基礎 I		刑事法（総合）	刑法 刑事訴訟法 刑事訴訟法 I 刑事訴訟法 II 上記 4科目のうち 1科目以上
		民法基礎 II			
		民法基礎 III			
	商法 I	商法基礎		訴訟実務基礎（民事）	民法基礎 I 民法基礎 II 民法基礎 III 商法基礎 民事訴訟法基礎
	商法 II	商法基礎			
	民事訴訟法 I	民事訴訟法基礎			
	民事訴訟法 II	民事訴訟法基礎		訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎 刑事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎			
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎			

③指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は、必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学院事務室に所定の申請書を提出すること。

許可された場合、学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

④再履修クラス

進級した後に、進級前の年次に配当されている必修科目を再履修しようとする場合は、みずからの属するクラス（Aであれば 2A, B であれば 2B）で履修登録すること。時間割上、進級後の年次の他の必修科目的開講時間と重なるときは、例外的に進級後の年次の必修科目について、クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については、③の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は、進級前の年次に配当されている必修科目的履修を優先し、その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目的履修は、さらに次の年次に履修することとする。

⑤留年の場合の科目履修

留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。

なお、留年した場合、次の年次の必修・選択必修科目を履修することはできないが、選択科目については、個別の申請によって、年次指定を外して履修できる場合がある。

⑥法律実務基礎科目の履修と予備登録

A群：2年次生は1科目（2単位）以上必ず修得すること。1科目を超えて修得した単位は、選択科目的単位として算入される。3年次生でも受講者数によっては受講できる。

B群：3年次生は2科目（4単位）以上必ず修得すること。2科目を超えて修得した単位は、選択科目的単位として算入される。

なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

⑦リーガルクリニックの履修

リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期15名を上限とする。履修できるのは、いずれか1学期に限る。

⑧エクスターンシップへの派遣と履修希望調査

エクスターンシップは、派遣期間が春期休暇中もしくは夏期休暇中となるが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席しなければならない。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。エクスターンシップの派遣が決まても、予備登録で認められた他のB群科目の履修を変更・中止することはできない。

⑨自主研究・論文作成

1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。

1. 論文の字数 2万字程度
2. 提出期限 法科大学院が定める日時（別途お知らせする）
3. 提出先 法科大学院事務室

2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。

⑩重複履修の禁止

以下の科目については、重複履修できない。

変更前		変更後	
開講年度	科目名	開講年度	科目名
～2006	公法Ⅰ（2単位）	→ 2007～	憲法（2単位）
～2006	公法Ⅱ（2単位）	→ 2007～	行政法（2単位）
～2006	租税法（2単位）	→ 2007～	租税法Ⅰ（2単位）
～2006 ～2006	紛争解決技法（ロイヤリング） (2単位) ネゴシエイション（2単位）	→ 2007～	ネゴシエイション・ロイヤリング (2単位)
～2006	国際民事紛争処理（2単位）	→ 2007～	国際民事紛争処理（1単位）
～2006	外国法（2単位）	→ 2007～	英米法（2単位）
～2007	刑事訴訟法（4単位）	→ 2008 2008 2009～	刑事訴訟法Ⅰ（2単位） 刑事訴訟法Ⅱ（2単位） 刑事訴訟法（4単位）
～2006	Law and Practice… (2単位)	→ 2008～	Law and Practice…（1単位）
～2008	エクスターンシップ (2単位)	→ 2009～ 2009～	エクスターンシップⅠ（1単位） エクスターンシップⅡ（1単位）
～2009	商法（4単位）	→ 2010～ 2010～	商法Ⅰ（2単位） 商法Ⅱ（2単位）
～2009	要件事実（2単位）	→ 2010～	要件事実と法曹実務（2単位）

短縮（2年制）コース

【2011年度入学生用】

1. 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）

下記、①、②、③の条件すべてを満たすこと。

①在学年数2年以上

②修了要件単位数

必修	38 単位
選択必修	22 単位
(法律実務基礎 (基礎法学・隣接科目 (展開・先端科目	6 単位) 4 単位) 12 単位)
選択	5 単位
合 計	65 単位

③GPA要件

各年次（第2学年～第3学年）のGPAが1.0を下回らない

2. 標準配当表

		2年次		3年次	
必修	38 単位	法律基本科目	憲法 行政法 民法 I 民法 II 商法 I 商法 II 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II 刑法 刑事訴訟法	2 単位 2 単位 4 単位 4 単位 2 单位 2 单位 2 单位 2 单位 2 单位 4 单位	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合） 計 6 单位
				計 26 单位	
		法律実務基礎科目	法曹倫理 訴訟実務基礎（民事）	2 单位 2 单位	訴訟実務基礎（刑事） 計 2 单位
				計 4 单位	
		選択必修	法律実務基礎科目 6 単位	A 群 1 科目 2 単位以上	B 群 2 科目 4 単位以上
			基礎法学・隣接科目 4 単位		
			展開・先端科目 12 単位		
		選択	5 単位		

*早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は、選択科目に算入される。

3. 進級要件

必修科目 20 単位を含む 24 単位を修得し、GPA が 1.0 を下回らないこと。

[注意] 進級要件・修了要件としての GPA の計算方法について

- ・進級要件・修了要件として利用する GPA は、「各年次ごとの GPA」である。Loyola 上で示される各学期の GPA、累積全科目的 GPA とは異なる。
- ・例えば、2 年次に GPA3.0 の成績を認め、2 年次及び 3 年次の累積全科目 GPA が 1.0 を上回っていても、3 年次における GPA が 1.0 未満である場合には、修了要件を満たすことはできない。
- ・進級要件を満たせず同一年次に留まる場合（各年次の 1 年目に GPA が 1.0 未満であった場合）には、同一年次の 2 年目の成績と 1 年目の成績を合算して「各年次ごとの GPA」を算出する。その際 1 年目において F 評価を受けた科目については、2 年目に同じ科目を再度履修して成績が付与された場合に限り、1 年目の同じ科目の F 評価を「各年次ごとの GPA」の算出にあたり除外する。
- ・1 年目の F 評価を受けた科目を、2 年目に再度登録したが履修中止をした場合 (W)、1 年目の F 評価は「各年次ごとの GPA」の算出にあたり除外されない。

4. 退学要件

同一年次に通算 4 セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし、春学期が 4 セメスター目にあたる場合に限り、当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は、当該年度の秋学期休学は認められない。なお、半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない（休学前に履修計画を検討すること）。

5. 履修上の注意

①履修登録単位数の上限（最高履修限度）

履修登録単位数は、各年次下記の通り制限されているので、これを超えて履修することはできない。

2 年次 36 単位

3 年次 44 単位

* 例外として、2・3 年次については「エクスターンシップ I」（1 単位）「エクスターンシップ II」（1 単位）「国際仲裁・ADR」（2 単位）は登録単位数の上限には含めない。

* 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換による授業科目の単位数も最高履修限度に含まれる。

* 履修中止をした科目の単位数も最高履修限度に含まれるので注意すること。

②必修科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは、特定の科目の履修にあたり、既に単位を修得していかなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには、右側の前提科目の単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の必修科目については、必要な前提科目を修得していない限り、その科目の履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目
3 年次	公法（総合）	憲法、行政法の 2 科目のうち 1 科目以上
	民事法（総合）	民法 I・民法 II、商法 I・商法 II、民事訴訟法 I・民事訴訟法 II の 6 科目のうち 2 科目以上
	刑事法（総合）	刑法、刑事訴訟法、の 2 科目のうち 1 科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法、の 2 科目のうち 1 科目以上

③指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は、必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学院事務室に所定の申請書を提出すること。
許可された場合、学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

④再履修クラス

進級した後に、進級前の年次に配当されている必修科目を再履修しようとする場合は、みずから属するクラス (A であれば 2A, B であれば 2B) で履修登録すること。時間割上、進級後の年次の他の必修科目の開講時間と重なるときは、例外的に進級後の年次の必修科目について、クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修について

は、③の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は、進級前の年次に配当されている必修科目の履修を優先し、その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目の履修は、さらに次の年次に履修することとする。

⑤留年の場合の科目履修

留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。

なお、留年した場合、次の年次以降の必修科目および法律実務基礎科目を履修することはできないが、法律実務基礎科目以外の選択必修科目および選択科目については、個別の申請によって、年次指定を外して履修できる場合がある。

⑥法律実務基礎科目的履修と予備登録

法律実務基礎科目のうちの選択必修（6 単位）は、以下のとおり、必ず履修すること。

なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。

この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

予備登録を行った科目は履修を変更・中止することはできない。

【2年次配当】 A群・実務演習科目：1科目（2 単位）以上必ず修得すること。

* 3 年次生でも受講者数によっては履修できる場合もある。

【3年次配当】 B群・実務科目：2科目（4 単位）以上必ず修得すること。

⑦各科目群で必要とされる修得単位を超えた単位の取扱い

選択必修科目である法律実務基礎科目（A 群・B 群）から 6 単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から 4 単位を超えて修得した単位、展開・先端科目か 12 単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位（3 単位）に算入される。

⑧リーガルクリニックの履修

リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期 15 名を上限とする。履修できるのは、いずれか 1 学期に限る。

⑨エクスターンシップへの派遣と履修希望調査

エクスターンシップは、派遣期間が春期休暇中もしくは夏期休暇中となるが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席しなければならない。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。エクスターンシップの派遣が決まても、予備登録で認められた他の B 群科目の履修を変更・中止することはできない。

⑩自主研究・論文作成

1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。

1. 論文の字数 2 万字程度
2. 提出期限 法科大学院が定める日時（別途お知らせする）
3. 提出先 法科大学院事務室

2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員 1 名による審査を受けなければならない。

短縮（2年制）コース

【2007年度入学～2010年度入学生用】

1. 修了要件（上智大学大学院学則第21条の3）

下記、①、②の条件すべてを満たすこと。

①在学年数2年以上

②修了要件単位数

必修	38 単位
選択必修	22 単位
(法律実務基礎 (基礎法学・隣接科目 (展開・先端科目	6 単位) 4 単位) 12 単位)
選択	5 単位
合 計	65 単位

2. 標準配当表

		2年次		3年次	
65 単位	38 単位	法律基本科目	憲法	2 単位	公法（総合）
			行政法	2 単位	民事法（総合）
			民法 I	4 単位	刑事法（総合）
			民法 II	4 単位	
			商法 I	2 単位	計 6 単位
			商法 II	2 単位	
			民事訴訟法 I	2 単位	
			民事訴訟法 II	2 単位	
			刑法	2 単位	
			刑事訴訟法	4 単位	
		計 26 単位			
選 択 必 修	22 単位	法律実務基礎科目 6 単位	法曹倫理	2 単位	訴訟実務基礎（刑事） 2 単位
				計 2 単位	* 訴訟実務基礎（民事） 2 単位
					計 4 単位
			A 群 1 科目 2 単位以上	B 群 2 科目 4 単位以上	
選 択	5 単位		基礎法学・隣接科目 4 単位		
			展開・先端科目 12 単位		

* 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換により履修する授業科目の単位数は、選択科目（その他）に算入される（P.39 参照）。

* 2011年度より訴訟実務基礎（民事）は2年次配当必修科目。2010年度以前の短縮コース入学者が、2011年度に3年次に進級できず、2年次に留まる場合は、2年次において履修すること。

3. 進級要件

必修科目20単位を含む24単位を修得すること。

4. 退学要件

同一年次に通算4セメスター（休学期間を除く）を超えて留まることはできない。ただし、春学期が4セメスター目にあたる場合に限り、当該年度の秋学期まで同一年次での在籍とする。この場合は、当該年度の秋学期休学は認められない。なお、半期休学によって履修に不都合が生じても特例の措置はとらない（休学前に履修計画を検討すること）。

5. 履修上の注意

①履修登録単位数の上限（最高履修限度）

履修登録単位数は、各年次下記の通り制限されているので、これを超えて履修することはできない。

2年次 36単位

3年次 44単位

*例外として、2・3年次については「エクスターンシップI」（1単位）「エクスターンシップII」（1単位）「国際仲裁・ADR」（2単位）は登録単位数の上限には含めない。

*早稲田大学大学院法務研究科との単位互換による授業科目の単位数は最高履修限度に含む。

*履修中止した科目的単位数も最高履修限度に含まれるので注意すること。

②必修科目的履修とその前提科目的単位修得

前提科目とは、特定の科目的履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。下表の左側に位置する科目を履修するには、右側の前提科目的単位修得が条件となる。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の必修科目については、必要な前提科目を修得していない限り、その科目的履修は認められない。

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち2科目以上
	刑事法（総合）	刑法、刑事訴訟法、の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（民事）	民法I・民法II、商法I・商法II、民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち2科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法、刑事訴訟法、の2科目のうち1科目以上

*2010年度から「商法」（4単位）は、「商法I」（2単位）、「商法II」（2単位）に分割開講されている。2009年度までに「商法」を履修した場合は上記「商法I、商法II」を「商法」に読み替える。

③指定外クラスの履修

指定外クラスの履修が必要な場合は、必ず指定期間内（掲示予定）に法科大学院事務室に所定の申請書を提出すること。

許可された場合、学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

④再履修クラス

進級した後に、進級前の年次に配当されている必修科目を再履修しようとする場合は、みずからの属するクラス（Aであれば2A、Bであれば2B）で履修登録すること。時間割上、進級後の年次の他の必修科目的開講時間と重なるときは、例外的に進級後の年次の必修科目について、クラスを替える措置を取ることがある。指定外クラスの履修については、③の手続によること。クラス替えをしても開講時間が重複する場合は、進級前の年次に配当されている必修科目的履修を優先し、その結果履修することができなかった進級後の年次の必修科目的履修は、さらに次の年次に履修することとする。

⑤留年の場合の科目履修

留年した場合、既に単位修得した科目を取り直す必要はない。

なお、留年した場合、次の年次以降の必修科目および法律実務基礎科目を履修することはできないが、法律実務基礎科目以外の選択必修科目および選択科目については、個別の申請によって、年次指定を外して履修できる場合がある。

⑥法律実務基礎科目的履修と予備登録

法律実務基礎科目的うちの選択必修（6単位）は、以下のとおり、必ず履修すること。

なお、これらの科目は、事前に希望調査（予備登録）を行った上で、人数調整を行う。

この予備登録の結果に従って学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。

予備登録を行った科目は履修を変更・中止することはできない。

【2年次配当】 A群・実務演習科目：1科目（2単位）以上必ず修得すること。

*3年次生でも受講者数によっては履修できる場合もある。

【3年次配当】 B群・実務科目：2科目（4単位）以上必ず修得すること。

⑦各科目群で必要とされる修得単位を超えた単位の取扱い

選択必修科目である法律実務基礎科目（A群・B群）から6単位を超えて修得した単位、基礎法学・隣接科目から4単位を超えて修得した単位、展開・先端科目から12単位を超えて修得した単位は、いずれも選択科目として、修了に必要な単位（3単位）に算入される。

⑧リーガルクリニックの履修

リーガルクリニックは、春学期・秋学期同内容で開講するが、各学期15名を上限とする。履修できるのは、いずれか1学期に限る。

⑨エクスターンシップへの派遣と履修希望調査

エクスターンシップは、派遣期間が春期休暇中もしくは夏期休暇中となるが、事前に履修希望を調査した上、派遣先を決定する。派遣が決まった者は、所定の事前授業に必ず出席しなければならない。また、エクスターンシップに派遣された者は、派遣後、直近の学期にて学事センターが登録を行うので、必ず各自で登録を確認すること。エクスターンシップの派遣が決まつても、予備登録で認められた他のB群科目の履修を変更・中止することはできない。

⑩自主研究・論文作成

1) 自主研究・論文作成の単位を修得しようとする学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。

1. 論文の字数 2万字程度
2. 提出期限 法科大学院が定める日時（別途お知らせする）
3. 提出先 法科大学院事務室

2) 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。

⑪重複履修の禁止

以下の科目については、重複履修できない。

変更前		変更後		
開講年度	科目名		開講年度	科目名
～2007	刑事訴訟法（4単位）	→	2008	刑事訴訟法I（2単位）
			2008	刑事訴訟法II（2単位）
			2009～	刑事訴訟法（4単位）
～2008	エクスターンシップ（2単位）	→	2009～	エクスターンシップI（1単位）
			2009～	エクスターンシップII（1単位）
～2009	商法（4単位）	→	2010～	商法I（2単位）
			2010～	商法II（2単位）

9月修了

春学期をもって修了要件を満たした者は9月修了が可能です。2011年9月に修了を希望する学生は、2011年7月25日(月)までに学事センター(教務)へ所定用紙で申し出てください。詳細については、掲示で確認してください。

なお、9月修了する場合の学費は減額されます。

詳細は学事センター(学費)窓口に問い合わせてください。

2. 早稲田大学法科大学院との学生交流について

早稲田大学大学院法務研究科と上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、2006年4月に、法科大学院教育の一層の充実をはかり、優れた法律家の養成に資することを目的として、相互科目履修による学生交流を開始した。

履修科目について

2011年度に履修できる科目は下記のとおりである。履修できるのは、2・3年次生で、1人2科目4単位を上限とし、1科目につき3人を上限とする。なお、標準コースの学生がこれらの科目を履修した場合、修了認定にあたってはその修得単位を選択科目（その他）の単位数として算入する。短縮コースの学生のうち07年次生以降の者については、2単位を限度として選択科目（その他）の単位数として算入する。

p. 10 「単位認定」 参照

(注) 早稲田大学法科大学院の提供科目については、履修中止、定期試験未受験は一切認められない。

早稲田大学法科大学院提供科目	上智大学法科大学院提供科目
消費者法	環境法政策
I T法	国際取引法の現代的課題
経済刑法	金融法
環境法Ⅱ	比較法
資本市場法	企業環境法
社会保障法	環境訴訟
少年法	比較環境法
医事法Ⅰ	環境刑法
ジェンダーと法B	
外国人と法	
著作権法特殊講義※1	

※1 定員なし

3. 2011年度開講科目担当表

【2007年度入学生以降】

※短縮（2年制）コース新入生の年次は、2年次とする。

※担当者欄の*印は兼任講師（非常勤講師）、（他）は兼担講師を示す

※前半は学期の前半、後半は学期の後半に授業を行うことを示す

登録番号	授業科目名	単位			開講期	担当者 氏名	履修 年次	備考
		必修	選必	選択				
[法律基本科目]								
LWS10100	憲法基礎	4			春	小島 慎司	1	週2回
LWS10200	行政法基礎	2			秋	古城 誠	1	
LWS10300	民法基礎 I	4			春	加藤 雅信	1	週2回
LWS10400	民法基礎 II	4			秋	福田 誠治	1	週2回
LWS10500	民法基礎 III	2			秋	西 希代子	1	
LWS10600	商法基礎	4			秋	野田 耕志	1	週2回
LWS10700	民事訴訟法基礎	4			秋	田頭 章一	1	週2回
LWS10800	刑法基礎	4			春	島田 聰一郎	1	週2回
LWS10900	刑事訴訟法基礎	2			秋	岩瀬 徹	1	
LWS20100	憲法	2			春	高見 勝利	2	Aクラス
LWS20101	憲法	2			春	高見 勝利	2	Bクラス
LWS20200	行政法	2			秋	小幡 純子	2	Aクラス
LWS20201	行政法	2			秋	小幡 純子	2	Bクラス
LWS20300	民法 I	4			春	福田 誠治	2	Aクラス
LWS20301	民法 I	4			春	福田 誠治	2	Bクラス
LWS20400	民法 II	4			春	奥富 晃	2	Aクラス
LWS20401	民法 II	4			春	奥富 晃	2	Bクラス
LWS21500	商法 I	2			春	*松井 秀征	2	Aクラス
LWS21501	商法 I	2			春	*松井 秀征	2	Bクラス
LWS21600	商法 II	2			秋	*出口 正義	2	Aクラス
LWS21601	商法 II	2			秋	*出口 正義	2	Bクラス
LWS20600	民事訴訟法 I	2			春	原 強	2	Aクラス
LWS20601	民事訴訟法 I	2			春	原 強	2	Bクラス
LWS20700	民事訴訟法 II	2			秋	原 強	2	Aクラス
LWS20701	民事訴訟法 II	2			秋	原 強	2	Bクラス
LWS20800	刑法	2			秋	林 幹人	2	Aクラス
LWS20801	刑法	2			秋	林 幹人	2	Bクラス

登録番号	授業科目名	単位		開講期	担当者		履修年次	備考
		必修	選必		選択	氏名		
LWS21400	刑事訴訟法	4		秋	長沼範良		2	A クラス
LWS21401	刑事訴訟法	4		秋	長沼範良		2	B クラス
LWS30100	公法（総合）	2		春	矢島基美 越智敏裕 筑紫一		3	A クラス
LWS30101	公法（総合）	2		春	矢島基美 越智敏裕 筑紫一		3	B クラス
LWS30200	民事法（総合）	2		春	石井文雅 加藤信一 田頭		3	A クラス
LWS30201	民事法（総合）	2		春	石井文雅 加藤信一 田頭		3	B クラス
LWS30300	刑事法（総合）	2		春	島田聰一郎 岩瀬徹		3	A クラス
LWS30301	刑事法（総合）	2		春	島田聰一郎 岩瀬徹		3	B クラス
LWS60800	法学入門		2	春	森下哲朗 高島利勝 島田聰一郎 西田希代子 *日吉由美子 *南谷幸英 *海老沼次 *横手聰		1	2010年度入学以降の標準（3年制） コースの入学者が対象。 隔週 輪講
[法律実務基礎科目]								
LWS21100	法曹倫理	2		春	更田義彦 熊澤貴士 岩瀬徹		2	A クラス
LWS21101	法曹倫理	2		春	更田義彦 熊澤貴士 岩瀬徹		2	B クラス
LWS30400	訴訟実務基礎（民事）	2		春	*新規派遣裁判官		2	A クラス
LWS30401	訴訟実務基礎（民事）	2		春	*新規派遣裁判官		2	B クラス
LWS30402	訴訟実務基礎（民事）	2		春	*東崎賢治		3	A クラス
LWS30403	訴訟実務基礎（民事）	2		春	*東崎賢治		3	B クラス
LWS30500	訴訟実務基礎（刑事）	2		春	更田義彦 熊澤貴士 岩瀬徹		3	A クラス
LWS30501	訴訟実務基礎（刑事）	2		春	更田義彦 熊澤貴士 岩瀬徹		3	B クラス
LWS61100	民法と実務		2	秋	葉玉匡美		2・3	
LWS60201	会社法と実務		2	春	葉玉匡美		3	

登録番号	授業科目名	単位		開講期	担当者		履修年次	備考
		必修	選必		選択	氏名		
LWS60300	応用訴訟実務		2	秋	葉 玉 匡 美 石 井 文 晃 *柳 泽 宏 輝 *森 大 樹		3	
LWS60401	要件事実と法曹実務		2	秋			2・3	輪講 *「要件事実」は、2010年度以後は、「要件事実と法曹実務」と読み替えるものとする。
LWS61200	行政法と実務 (A群・実務演習科目)		1	秋	越 智 敏 裕 高 小 見 勝 利 桑 原 純 子 *羽 根 勇 進 根 一 成		3	秋学期前半
LWS50100	公共法務演習		2	秋	石 井 文 晃 野 田 耕 志 北 越 村 喜 越 智 敏 宣 *羽 原 裕		2	輪講 注3
LWS50200	企業法務演習		2	秋	石 井 文 晃 野 田 耕 志 北 越 村 喜 越 智 敏 宣		2	同時担当 注3
LWS50300	環境法実務演習		2	秋	和 森 仁 亮 *前 下 田 哲 森 仁 亮 哲		2	同時担当 注3
LWS50400	金融法実務演習		2	春	和 森 仁 亮 *前 下 田 哲 森 仁 亮 哲 前 下 田 朗 博		2	同時担当 注3
LWS50500	家庭の法務演習 (B群・実務科目)		2	春	西 野 崎 希 *野 崎 薫 代 野 崎 子		2	同時担当 注3
LWS50600	模擬裁判（民事）		2	秋	更 安 田 義 彦 *新規派遣裁判官 安 田 義 彦 岩 瀬 貴 子		3	隔週 同時担当 注3
LWS50700	模擬裁判（刑事）		2	秋	更 安 田 義 彦 熊 岩 泽 貴 岩 瀬 貴 子		3	同時担当 注3
LWS50800	ネゴシエイション・ロイヤリング		2	春	石 森 井 文 晃 森 井 文 哲 石 森 亮 朗		3	春学期集中講義 輪講 注3
LWS50900	法文書作成		2	秋	更 葉 田 義 匠 葉 田 義 匠 平 仁 川 亮 雄		3	輪講 注3
LWS51000	リーガルライティング		2	秋	和 平 仁 川 亮 雄 平 仁 川 亮 雄		3	輪講 注3
LWS51100	刑事実務		2	秋	熊 岩 泽 貴 士 岩 泽 貴 士 徹		3	輪講 注3

登録番号	授業科目名	単位		開講期	担当者		履修年次	備考
		必修	選必		選択	氏名		
LWS51200	リーガルクリニック	2		春	コーディネータ 岩瀬 徹 コーディネータ 原 強 *田 中 千 草 *関 端 広 輝 *鈴 木 子 雪 *多 田 津 雪 *楠 本 維 大	3		同時担当 隔週 春学期・秋学期同内容 各クラス定員 15名 注2 注3
LWS51201	リーガルクリニック	2		秋	コーディネータ 岩瀬 徹 コーディネータ 原 強 *大 榎 健一 *南 谷 英弘 *高 橋 弘耕 *森 岡 行 *谷 川 雄	3		
LWS5131S	エクスターンシップ I	1		春	石 和 文 晃 小 仁 裕 子 野 幡 志 平 帆 士 *石 纯 賀 楠 *權 田 洋	2・3	春学期集中講義	注3
LWS5131A	エクスターンシップ I	1		秋	石 和 文 晃 小 仁 裕 子 野 幡 志 平 帆 士 *石 纯 賀 楠 *權 田 洋	2・3	秋学期集中講義	注3
LWS5132S	エクスターンシップ II	1		春	石 和 文 晃 小 仁 裕 子 野 幡 志 平 帆 士 *石 纯 賀 楠 *權 田 洋	2・3	春学期集中講義	注3
LWS5132A	エクスターンシップ II	1		秋	石 和 文 晃 小 仁 裕 子 野 幡 志 平 帆 士 *石 纯 賀 楠 *權 田 洋	2・3	秋学期集中講義	注3
LWS51400	国際仲裁・ADR	2		春	石 森 文 善 森 下 大 *森 口 樹 聰	2・3	春学期集中講義	注3
[基礎法学・隣接科目]								
LWS51500	比較法	2		秋	滝 正		1~3	
LWS51600	英米法	2		春	岩 田 太		1~3	
LWS51700	法哲学	2		秋	奥 田 純一郎		1~3	
LWS51800	法社会学	2		秋	*太 田 勝 造		1~3	

登録番号	授業科目名	単位		開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
		必修	選必				
LWS51900	法と経済学 [展開・先端科目] (社会経済法系)	2		秋	他山 崎 福寿	1~3	
LWS52000	労働法 I	2		春	森 戸 英 幸	2・3	
LWS52100	労働法 II	2		秋	森 戸 英 幸	2・3	
LWS52200	租税法 I	2		春	平 川 雄 士	2・3	
LWS52300	租税法 II	2		秋	平 川 雄 士	2・3	
LWS52400	経済法 I	2		春	楠 茂 樹	2・3	
LWS52500	経済法 II	2		秋	楠 茂 樹	2・3	
LWS52600	知的財産権法 I	2		春	駒 田 泰 土	2・3	
LWS52700	知的財産権法 II	2		秋	駒 田 泰 土	2・3	
LWS52800	倒産処理法	4		春	田 頭 章 一	2・3	週2回
LWS52900	民事執行・保全法	2		秋	原 強	2・3	
LWS53000	スポーツ・エンタテインメント法	1		春	コーディネーター *道垣内 正人 森 下 哲 *小寺 彰一 *松井 治 *松田 俊一郎 *藤原 総一郎 *服部 薫	2・3	春学期前半 輪講 注3
LWS53100	医療と法	1		秋	町 野 朔 太 岩 奥 田 純一郎	2・3	秋学期後半 同時担当
LWS54800	金融法 (国際関係法系)	2		秋	和 仁 亮 裕 森 下 哲 朗 野 田 耕 志 *井 上 聰 康 *藤 田 元 康	2・3	輪講
LWS53200	国際法基礎	2		春	兼 原 敦 子	1~3	
LWS53300	国際取引法	2		秋	森 下 哲 朗	2・3	
LWS53400	国際私法	2		春	出 口 耕 自	2・3	
LWS53500	国際家族法	1		秋	出 口 耕 自	2・3	秋学期後半
LWS53600	国際人権法	1		秋	江 藤 淳 一	2・3	秋学期前半 注3
LWS53700	国際経済法	2		秋	川 瀬 剛 志	2・3	
LWS53800	国際取引法の現代的課題	2		春	和 仁 亮 裕	2・3	
LWS53900	国際民事紛争処理	1		春	*道垣内 正人	2・3	春学期後半

登録番号	授業科目名	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
		必修	選必	選択				
(環境法系)								
LWS54000	環境法基礎	2		秋	筑紫圭一	1~3		
LWS54100	環境法政策	2		春	北村喜宣	2・3		
LWS54200	環境訴訟	2		春	越智敏裕	2・3		
LWS54300	企業環境法	2		秋	吉川栄一	2・3		
MGGE7470	国際環境法Ⅱ	2		秋	他磯崎博司	2・3	地球環境学専攻開講科目	注4
LWS54500	環境刑法	1		春	町野朔	2・3	春学期後半	
LWS54600	比較環境法	2		秋	*及川敬貴	2・3		
LWS54700	自然保護法	2		春	桑原勇進	2・3		
[その他]								
LWS60500	法と実務入門	1		春	葉玉匡美	1	春学期前半	注3
LWS60600	Law and Practice of International Business Transactions	1		秋	コーディネータ 森下哲朗 *WINDEN Andrew *GRUNDY Anthony John *未定	1~3	秋学期前半	輪講
[研究・論文]								
LWS60701	自主研究・論文作成	2		秋	高見勝利	3		
LWS60702	自主研究・論文作成	2		秋	滝澤正	3		
LWS60711	自主研究・論文作成	2		秋	奥富晃	3		
LWS60704	自主研究・論文作成	2		秋	長沼範良	3		
LWS60706	自主研究・論文作成	2		秋	小幡純子	3		
LWS60708	自主研究・論文作成	2		秋	加藤雅信	3		
LWS60705	自主研究・論文作成	2		秋	原強	3		
LWS60700	自主研究・論文作成	2		秋	福田誠治	3		
LWS60710	自主研究・論文作成	2		秋	島田聰一郎	3		

注1. クラス指定あり。A, B クラスの指定は、必ず守ること。

注2. 同一内容であるため、春・秋学期いずれか1科目を履修すること。

注3. この科目は履修中止できない。

注4. この科目は法科大学院の授業日程と異なる場合があるので、事前に法科大学院事務室に確認すること。

【2006年度入学生以前】

*短縮（2年制）コース新入生の年次は、2年次とする。

*担当者欄の*印は兼任講師（非常勤講師）、（他）は兼担講師を示す。

*必修科目である「法情報調査（1単位、2004～2008年度まで開講）」は、開講終了とする。

登録番号	授業科目名	単位		開講期	担当者 氏名	履修 年次	備考
		必修	選必				
[必修科目]							
LWS10100	憲法基礎	4		春	小島慎司	1	週2回
LWS10200	行政法基礎	2		秋	古城誠	1	
LWS10300	民法基礎I	4		春	加藤雅信	1	週2回
LWS10400	民法基礎II	4		秋	福田誠治	1	週2回
LWS10500	民法基礎III	2		秋	西希代子	1	
LWS10600	商法基礎	4		秋	野田耕志	1	週2回
LWS10700	民事訴訟法基礎	4		秋	田頭章一	1	週2回
LWS10800	刑法基礎	4		春	島田聰一郎	1	週2回
LWS10900	刑事訴訟法基礎	2		秋	岩瀬徹	1	
LWS21200	公法I	2		春	高見勝利	2	憲法Aクラスと合同
LWS21300	公法II	2		秋	小幡純子	2	行政法Aクラスと合同
LWS20300	民法I	4		春	福田誠治	2	Aクラス
LWS20301	民法I	4		春	福田誠治	2	Bクラス
LWS20400	民法II	4		春	奥富晃	2	Aクラス
LWS20401	民法II	4		春	奥富晃	2	Bクラス
LWS21500	商法I	2		春	*松井秀征	2	Aクラス
LWS21501	商法I	2		春	*松井秀征	2	Bクラス
LWS21600	商法II	2		秋	*出口正義	2	Aクラス
LWS21601	商法II	2		秋	*出口正義	2	Bクラス
LWS20600	民事訴訟法I	2		春	原強	2	Aクラス
LWS20601	民事訴訟法I	2		春	原強	2	Bクラス
LWS20700	民事訴訟法II	2		秋	原強	2	Aクラス
LWS20701	民事訴訟法II	2		秋	原強	2	Bクラス
LWS20800	刑法	2		秋	林幹人	2	Aクラス
LWS20801	刑法	2		秋	林幹人	2	Bクラス
LWS21400	刑事訴訟法	4		秋	長沼範良	2	Aクラス
LWS21401	刑事訴訟法	4		秋	長沼範良	2	Bクラス

登録番号	授業科目名	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
		必修	選必	選択				
LWS21100	法曹倫理	2			春	更 熊 岩 田 澤 瀬 義 貴 彦 士 徹	2	A クラス 同内容 輪講 注1
LWS21101	法曹倫理	2			春	更 熊 岩 田 澤 瀬 義 貴 彦 士 徹	2	B クラス
LWS30200	民事法（総合）	2			春	石 加 田 井 藤 頭 文 雅 章 晃 信 一	3	A クラス 同内容 同時担当 注1
LWS30201	民事法（総合）	2			春	石 加 田 井 藤 頭 文 雅 章 晃 信 一	3	B クラス
LWS30300	刑事法（総合）	2			春	島 岩 田 瀬 聰 一郎 徹	3	A クラス 同内容 輪講 注1
LWS30301	刑事法（総合）	2			春	島 岩 田 瀬 聰 一郎 徹	3	B クラス
LWS30402	訴訟実務基礎（民事）	2			春	*東 崎 賢 治	3	A クラス 同内容 注1
LWS30403	訴訟実務基礎（民事）	2			春	*東 崎 賢 治	3	B クラス
LWS30500	訴訟実務基礎（刑事）	2			春	更 熊 岩 田 澤 瀬 義 貴 彦 士 徹	3	A クラス 同内容 輪講 注1
LWS30501	訴訟実務基礎（刑事）	2			春	更 熊 岩 田 澤 瀬 義 貴 彦 士 徹	3	B クラス
[選択必修科目] (A群・実践演習科目)								
LWS50100	公共法務演習	2			秋	高 小 桑 羽 見 幡 原 根 利 子 進 成	2	輪講
LWS50200	企業法務演習	2			秋	石 野 井 田 文 耕 晃 志	2	同時担当
LWS50300	環境法実務演習	2			秋	北 越 村 智 喜 敏 宣 裕	2	同時担当
LWS50400	金融法実務演習	2			春	和 森 前 仁 下 田 亮 哲 裕 朗 博	2	同時担当
LWS50500	家庭の法務演習	2			春	西 *野 崎 希 代 子 薰 子	2	同時担当
(B群・実務科目)								
LWS50600	模擬裁判（民事）	2			秋	更 安 田 西 義 明 彦 子 *新規派遣裁判官	3	隔週 同時担当
LWS50700	模擬裁判（刑事）	2			秋	更 熊 岩 田 澤 瀬 義 貴 彦 士 徹	3	同時担当

登録番号	授業科目名	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
		必修	選必	選択				
LWS50800	ネゴシエイション・ロイヤリング	2			春	石森 文下 哲晃 井田 彦郎	3	春学期集中講義 輪講
LWS50900	法文書作成	2			秋	更葉 義匡 田玉 彦美	3	輪講
LWS51000	リーガルライティング	2			秋	和平 仁川 亮裕 川田 雄士	3	輪講
LWS51100	刑事実務	2			秋	熊岩 澤瀬 貴士 岩瀬 徹	3	輪講
LWS51200	リーガルクリニック	2			春	コーディネータ 岩瀬 徹 コーディネータ 原強 *田中千草 *関端輝子 *鈴木潤子 *多田津雪 *楠本維大	3	同時担当 隔週 春学期・秋学期同内容 各クラス定員 15名 注2
LWS51201	リーガルクリニック	2			秋	コーディネータ 岩瀬 徹 コーディネータ 原強 *大柳健一 *南谷幸子 *高橋弘太 *森岡耕行 *谷耕行	3	
LWS5131S	エクスターンシップ I	1			春	石和小野 平井文仁 和田仁輔 *石井光純 *権耕雄	2・3	春学期集中講義
LWS5131A	エクスターンシップ I	1			秋	石和小野 平井文仁 和田仁輔 *石井光純 *権耕雄	2・3	秋学期集中講義
LWS5132S	エクスターンシップ II	1			春	石和小野 平井文仁 和田仁輔 *石井光純 *権耕雄	2・3	春学期集中講義

登録番号	授業科目名	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
		必修	選必	選択				
LWS5132A	エクスター・シップII	1			秋	石井 仁文 和幡 亮裕 小川 純子 平井 志子 *石川 耕士 *権田 祐洋 *石井 光	2・3	秋学期集中講義 注3
LWS51400	国際仲裁・ADR	2			春	石森 朝下 *森 哲大 *森 口	2・3	春学期集中講義
	[選択科目] (a群・基礎科目群)							
LWS53200	国際法基礎	2	春			兼原 敦子	1~3	
LWS54000	環境法基礎	2	秋			筑紫 圭一	1~3	
LWS51500	比較法	2	秋			滝澤 正	1~3	
LWS51600	英米法	2	春			岩田 太	1~3	
LWS51700	法哲学	2	秋			奥田 純一郎	1~3	
LWS51800	法社会学	2	秋			*太田 勝造	1~3	
LWS51900	法と経済学	2	秋			他山 崎福寿	1~3	
	(b群・展開・先端科目群)							
LWS52000	労働法I	2	春			森戸 英幸	2・3	
LWS52100	労働法II	2	秋			森戸 英幸	2・3	
LWS52200	租税法I	2	春			平川 雄士	2・3	
LWS52300	租税法II	2	秋			平川 雄士	2・3	
LWS52400	経済法I	2	春			楠 茂樹	2・3	
LWS52500	経済法II	2	秋			楠 茂樹	2・3	
LWS52600	知的財産権法I	2	春			駒田 泰土	2・3	
LWS52700	知的財産権法II	2	秋			駒田 泰土	2・3	
LWS52800	倒産処理法	4	春			田頭 章一	2・3	週2回
LWS52900	民事執行・保全法	2	秋			原 強	2・3	
LWS53300	国際取引法	2	秋			森下 哲朗	2・3	
LWS53400	国際私法	2	春			出口 耕自	2・3	
LWS53500	国際家族法	1	秋			出口 耕自	2・3	秋学期後半

登録番号	授業科目名	単位		開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
		必修	選必				
LWS53000	スポーツ・エンタテインメント法		1	春	コーディネーター *道垣内 正人 森下 哲朗 *小寺 彰一 *松井 真治 *松田 俊治 *藤原 総一郎 *服部 薫	2・3	春学期前半 輪講 注3
LWS53100	医療と法		1	秋	町野 朔太郎 岩奥 田純一郎	2・3	秋学期後半 同時担当
LWS54800	金融法		2	秋	和森 仁亮 野下 哲志 *井上 耕志 *藤田 元康	2・3	輪講
(c群・国際関係法)							
LWS53600	国際人権法		1	秋	江藤 淳一	2・3	秋学期前半 注3
LWS53700	国際経済法		2	秋	川瀬 剛志	2・3	
LWS53800	国際取引法の現代的課題		2	春	和仁 亮裕	2・3	
LWS53900	国際民事紛争処理		1	春	*道垣内 正人	2・3	春学期前半 注3
(d群・環境法)							
LWS54100	環境法政策		2	春	北村 喜宣	2・3	
LWS54200	環境訴訟		2	春	越智 敏裕	2・3	
LWS54300	企業環境法		2	秋	吉川 栄一	2・3	
MGGE7470	国際環境法II		2	秋	他磯崎 博司	2・3	地球環境学専攻開講科目 注4
LWS54500	環境刑法		1	春	町野 朔	2・3	春学期後半
LWS54600	比較環境法		2	秋	*及川 敬貴	2・3	
LWS54700	自然保護法		2	春	桑原 勇進	2・3	
(e群・研究・論文、その他)							
LWS30100	公法(総合)		2	春	矢島 基裕 越筑 敏圭	3	Aクラス
LWS30101	公法(総合)		2	春	矢島 基裕 越筑 敏圭	3	Bクラス
LWS60500	法と実務入門		1	春	葉玉 匡美	1	春学期前半 注3
LWS61100	民法と実務		2	秋	葉玉 匡美	2・3	
LWS60201	会社法と実務		2	春	葉玉 匡美	3	
LWS60300	応用訴訟実務		2	秋	葉玉 匡美	3	

登録番号	授業科目名	単位			開講期	担当者 氏名	履修年次	備考
		必修	選必	選択				
LWS60400	要件事実と法曹実務			2	秋	石井文晃 *柳澤宏輝 *森大樹 コーディネータ 森下哲朗 *WINDEN Andrew *GRUNDY Anthony John *未定	2・3	輪講 *「要件事実」は、2010年度以後は、「要件事実と法曹実務」と読み替えるものとする。
LWS60600	Law and Practice of International Business Transactions			1	秋	高見勝利 滝澤正 奥富晃 長沼範良 小幡純子 加藤雅信 原強 福田誠治 島田聰一郎	3 3 3 3 3 3 3 3	秋学期前半、輪講
LWS60701	自主研究・論文作成			2	秋			
LWS60702	自主研究・論文作成			2	秋			
LWS60711	自主研究・論文作成			2	秋			
LWS60704	自主研究・論文作成			2	秋			
LWS60706	自主研究・論文作成			2	秋			
LWS60708	自主研究・論文作成			2	秋			
LWS60705	自主研究・論文作成			2	秋			
LWS60700	自主研究・論文作成			2	秋			
LWS60710	自主研究・論文作成			2	秋			

注1. クラス指定あり。A, B クラスの指定は、必ず守ること。

注2. 同一内容であるため、春・秋学期いずれか1科目を履修すること。

注3. この科目は履修中止できない。

注4. この科目は法科大学院の授業日程と異なる場合があるので、事前に法科大学院事務室に確認すること。

4. 時間割表

【春学期】

曜日 科目 時間 時間	授業科目	担当 教室	火		水		木		金		土	
			授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室
1 (9:15~10:45)	知的財産法 I	駒田 207	* 憲法基礎	小島 208	* 民法 I - 2 A	福田 210	租税法 I	平川 208	* 民法 I - 2 B	福田 210		
	* 倒産処理法	田頭 210	憲法 - 2 B	高見 210	公法(総合) - 3 B	矢島 208	環境訴訟	越智 210	国際私法	出口 207		
2 (11:00~12:30)	* 民法基礎 I 家庭の法務演習	加藤 208	* 民法 II - 2 A	奥富 208	* 刑法基礎	島田 210	* 民法 II - 2 B	奥富 208	* 憲法基礎	小島 208	法学入門(隔週)	森下 他
		西野崎 207	英米法	岩田 207	公法(総合) - 3 A	矢島 208	民事訴訟法 I - 2 A	原 210	刑事法(総合) - 3 B	岩瀬 203		
3 (13:30~15:00)					国際取引法の現代的課題	和仁 203			* 倒産処理法	田頭 210		
					高見 210	* 民法 I - 2 B	福田 210	* 民法 II - 2 A	奥富 208	* 民法 I - 2 A	福田 210	
4 (15:15~16:45)					奥富 208	法と実務入門(前半)	葉玉 203	民事訴訟法 I - 2 B	原 210	民事法(総合) - 3 B	加藤 208	
								国際法基礎	兼原 207	刑事法(総合) - 3 A	石井 203	リーガルクリニック (隔週)
5 (17:00~18:30)											岩瀬 203	岩瀬 原・他

注 1 : * は週 2 回授業開講の科目

注 2 : 前半、後半は 1 単位科目

注 3 : 各科目の登録番号は「開講科目担当表」で確認すること。この表には集中講義以外の、曜日・時限の決まった科目しか掲載されていない。

【秋学期】

曜日 時間 科目	月		火		水		木		金		土		
	授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室	授業科目	担当 教室	
1 (9:15~10:45) 民事執行・保全法 環境法基礎	* 刑事訴訟法－2 B	長沼 原 筑紫	210 208 203	刑事訴訟法基礎 要件事実と法曹実務	岩瀬 石井 他	208 210 203	民法と実務	葉玉	203 * 民法基礎II 租税法II 経済法II	福田 平川 楠	208 210 207	行政法基礎 金融法	古城 和仁 他
	民事訴訟法II－2 B	原 奥田	208 207	商法基礎 国際経済法	野田 林 川瀬	208 210 207	応用訴訟実務 環境法実務演習	葉玉 北村 越智	210 * 刑事訴訟法－2 B リーガルライティング 和仁 平川	野田 長沼 207	208 * 民事訴訟法基礎 行政法－2 A 商法II－2 B	田頭 小幡 出口(正)	207 208 210
2 (11:30~12:30) 法哲学	* 刑事訴訟法－2 A	長沼	210	刑法－2 A	林	210							
	民事訴訟法基礎	田頭	207	民法基礎II	福田	208	行政法と実務(前半)	越智	207 民法基礎III	西	208 商法II－2 A 行政法－2 B 法社会学	出口(正) 小幡 太田	210 208 203
3 (13:30~15:00) 民事訴訟法 II－2 A 刑法－2 B	民事訴訟法 II－2 A	原 林	208 210	比較環境法	及川	210	自主研究・論文作成	加藤 島田 高見 奥富 長沼	* 刑事訴訟法－2 A 企業環境法 国際環境法II 国際取引法	吉川 207 磯崎 紀-111	210 207 210 森下	リーガルクリニック (隔週) 太田 法文書作成 労働法II	岩瀬 原・他 岩瀬 原・他 210 208 203
	法と経済学 知的財産権法 II	山崎 駒田	208 207	国際人権法(前半) 医療と法(後半)	江藤 町野 岩田 奥田	210 208 210							
4 (15:15~16:45)	比較法	滝澤	203	刑事実務	岩瀬 熊澤	207	模擬裁判(民事) 【6限】 18:45~20:15	更田 安西 派裁	203 公共法務演習	高見 羽根 桑原 小幡	207 模擬裁判(刑事)	更田 森戸	203 208
	比較法	滝澤	203	刑事実務	岩瀬 熊澤	207	模擬裁判(民事) 【6限】 18:45~20:15	更田 安西 派裁	203 Law & Practice (前半)	森下 ・他	210 企業法務演習	石井 野田	207
5 (17:00~18:30)													

注1：*は週2回授業開講の科目

注2：前半、後半は1単位科目

注3：各科目の登録番号は「開講科目担当表」で確認すること。この表には集中講義以外の、曜日・時間の決まった科目しか掲載されていない。

5. モデル履修案

標準（3年制）コース

■法廷中心の法律家を目指すタイプ

		1年次	2年次	3年次
必修	法律基本科目	憲法基礎 行政法基礎 民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ 商法基礎 民事訴訟法基礎 刑法基礎 刑事訴訟法基礎	憲法 行政法 民法Ⅰ 民法Ⅱ 商法Ⅰ 商法Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 刑法 刑事訴訟法	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）
				訴訟実務基礎（刑事）
				模擬裁判（民事）または模擬裁判（刑事） リーガルクリニックまたはエクスターーンシップ
				法哲学
				知的財産権法Ⅰ 知的財産権法Ⅱ 民事執行・保全法 倒産処理法
				刑事実務／医療と法 要件事実と法曹実務
	法律実務基礎科目		家庭の法務演習	
選択必修	基礎法学・隣接科目	比較法		
	展開・先端科目		環境法基礎	
選択		法学入門		

■国際法務中心の法律家を目指すタイプ

		1年次	2年次	3年次
必修	法律基本科目	憲法基礎 行政法基礎 民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ 商法基礎 民事訴訟法基礎 刑法基礎 刑事訴訟法基礎	憲法 行政法 民法Ⅰ 民法Ⅱ 商法Ⅰ 商法Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 刑法 刑事訴訟法	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）
				訴訟実務基礎（民事） 訴訟実務基礎（刑事）
				ネゴシエイション・ロイヤリングまたはリーガルライティング、エクスターーンシップまたは国際仲裁・ADR
				英米法
				経済法Ⅰ／経済法Ⅱ 国際法基礎または国際取引法の現代的課題 国際取引法 国際私法／国際家族法 国際民事紛争処理
	法律実務基礎科目		企業法務演習または金融法実務演習	
選択必修	基礎法学・隣接科目	法社会学		
	展開・先端科目			
選択		法学入門		スポーツ・エンタテインメント法 環境訴訟 要件事実と法曹実務

■環境問題中心の法律家を目指すタイプ

		1年次	2年次	3年次
必修	法律基本科目	憲法基礎 行政法基礎 民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ 商法基礎 民事訴訟法基礎 刑法基礎 刑事訴訟法基礎	憲法 行政法 民法Ⅰ 民法Ⅱ 商法Ⅰ 商法Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 刑法 刑事訴訟法	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）
	法律実務基礎科目		法曹倫理 訴訟実務基礎（民事）	訴訟実務基礎（刑事）
選択必修	法律実務基礎科目		環境法実務演習	模擬裁判（民事）または模擬裁判（刑事） 法文書作成
	基礎法学・隣接科目	法と経済学		法社会学
選択必修	展開・先端科目		環境法基礎	租税法Ⅰ 租税法Ⅱ 環境法政策 環境訴訟 自然保護法
	法学入門			企業環境法または比較環境法 国際環境法Ⅱまたは環境刑法 要件事実と法曹実務

■行政法実務の法律家を目指すタイプ

		1年次	2年次	3年次
必修	法律基本科目	憲法基礎 行政法基礎 民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ 商法基礎 民事訴訟法基礎 刑法基礎 刑事訴訟法基礎	憲法 行政法 民法Ⅰ 民法Ⅱ 商法Ⅰ 商法Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 刑法 刑事訴訟法	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）
	法律実務基礎科目		法曹倫理 訴訟実務基礎（民事）	訴訟実務基礎（刑事）
選択必修	法律実務基礎科目		公共法務演習	リーガルクリニック 刑事実務
	基礎法学・隣接科目		法社会学	法と経済学
選択必修	展開・先端科目			労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 倒産処理法 国際人権法または国際経済法 国際環境法Ⅱ
	法学入門			国際家族法 環境法政策 要件事実と法曹実務

短縮（2年制）コース

■法廷中心の法律家を目指すタイプ

		2年次	3年次
必修	法律基本科目	憲法 行政法 民法 I 民法 II 商法 I 商法 II 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II 刑法 刑事訴訟法	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）
	法律実務基礎科目	法曹倫理 訴訟実務基礎（民事）	訴訟実務基礎（刑事）
選択必修	法律実務基礎科目	家庭の法務演習	模擬裁判（民事）または模擬裁判（刑事） リーガルクリニックまたはエクスターーンシップ
	基礎法学・隣接科目	法哲学	英米法
	展開・先端科目	環境法基礎	知的財産権法 I 知的財産権法 II 民事執行・保全法 倒産処理法
選択			刑事実務／医療と法 要件事実と法曹実務

■国際法務中心の法律家を目指すタイプ

		2年次	3年次
必修	法律基本科目	憲法 行政法 民法 I 民法 II 商法 I 商法 II 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II 刑法 刑事訴訟法	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）
	法律実務基礎科目	法曹倫理 訴訟実務基礎（民事）	訴訟実務基礎（刑事）
選択必修	法律実務基礎科目	企業法務演習または 金融法実務演習	ネゴシエイション・ロイヤリングまたはリーガルライ ティング、エクスターーンシップまたは国際仲裁・ADR
	基礎法学・隣接科目	比較法	英米法
	展開・先端科目	国際家族法	経済法 I 経済法 II 国際法基礎または国際取引法の現代的課題 国際取引法 国際私法 国際民事紛争処理
選択			スポーツ・エンタテインメント法 環境訴訟 国際環境法 II 要件事実と法曹実務

■環境問題中心の法律家を目指すタイプ

		2年次	3年次
必修	法律基本科目	憲法 行政法 民法 I 民法 II 商法 I 商法 II 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II 刑法 刑事訴訟法	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）
	法律実務基礎科目	法曹倫理 訴訟実務基礎（民事）	訴訟実務基礎（刑事）
選択必修	法律実務基礎科目	環境法実務演習	模擬裁判（民事）または模擬裁判（刑事） 法文書作成
	基礎法学・隣接科目	法と経済学	法社会学
	展開・先端科目	環境法基礎	租税法 I 租税法 II 環境法政策 環境訴訟 自然保護法
選択			企業環境法または比較環境法 国際環境法 II または環境刑法 要件事実と法曹実務

■行政法実務の法律家を目指すタイプ

		2年次	3年次
必修	法律基本科目	憲法 行政法 民法 I 民法 II 商法 I 商法 II 民事訴訟法 I 民事訴訟法 II 刑法 刑事訴訟法	公法（総合） 民事法（総合） 刑事法（総合）
	法律実務基礎科目	法曹倫理 訴訟実務基礎（民事）	訴訟実務基礎（刑事）
選択必修	法律実務基礎科目	公共法務演習	リーガルクリニック 刑事実務
	基礎法学・隣接科目	法と経済学	法社会学
	展開・先端科目		労働法 I 労働法 II 倒産処理法 国際経済法 国際環境法 II
選択		国際家族法	国際人権法 環境法政策 要件事実と法曹実務

III. 法科大学院修了者の司法試験研修生制度について

法科大学院修了者のうち、希望者に対し、新司法試験受験までの独習環境を整備するため、研修生として勉学する制度を設けています。

研修期間

① 3月募集

2ヶ月間コース（受験まで） 4月1日から5月31日
6ヶ月間コース（発表まで） 4月1日から9月30日

② 6月募集

4ヶ月間コース（発表まで） 6月1日から9月30日

③ 9月募集

6ヶ月間コース 10月1日から翌年3月31日

以降、更新可。但し、法科大学院長が特に認めた場合を除き、研修期間の合計が3年を超えることはできません。

研修内容

① 研修生証（IDカード）の交付

② 市谷キャンパス研修生用自習室の利用（利用時間：8:00～22:00）

個人用ロッカーの貸与

四谷キャンパス中央図書館（貸出は、別途館友会員の申請が必要）および法科大学院図書室（但し、貸出し及び勉強スペースの長時間の占有は不可）の利用

注：講義の聴講は不可

通学定期券の購入不可

研修費用

登録料：免除

研修費：2ヶ月間 10,000円、4ヶ月間 20,000円、6ヶ月間 30,000円

研修期間前の所定の期日までに、一括納入

申込要領

募集の詳細は、別途掲示等でお知らせします。

① 研修を希望する者は、法科大学院事務室備付けの申込書に写真一枚（縦3×横2.5cm）を添えて、指定の期日までに法科大学院事務室に提出します。

② 受入れの可否は、法科大学院長が決します。

③ 申込みを許可された者は、研修費を財務局に支払います。研修費納入後、法科大学院事務室で研修生証を発行し、ロッカーキーを配布します。

IV. 上智大学学則（抜粋）

(平成23年4月1日改正施行予定)

※上智大学学則全文は、公式ホームページに公開しています。

第1章 設立目的及び使命

第1条 上智大学（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

第2条 本学は、カトリシズムの精神にのっとり、学術の中心として、真理を探求し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

4 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

第2章 大学の組織

第4条 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

神 学 部 神学科

文 学 部 哲学科、史学科、国文学科、英文学科、ドイツ文学科、フランス文学科、新聞学科、社会福祉学科

総合人間科学部 教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科、看護学科

法 学 部 法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科

経 済 学 部 経済学科、経営学科

外 国 語 学 部 英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、イスパニア語学科、ロシア語学科、ポルトガル語学科

比較文化学部 比較文化学科

国際教養学部 国際教養学科

理 工 学 部 物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科

機械工学科、電気・電子工学科、数学科、物理学科、化学科（化学専攻、応用化学専攻）

ただし、文学部社会福祉学科、比較文化学部比較文化学科並びに理工学部機械工学科、電気・電子工学科、数学学科、物理学科及び化学科については、第24条に定める入学者の募集を停止する。

2 学生の履修上の区分に応じて、副専攻及び研究室等を置くことができる。これに関する事項については、別に定める。

3 第1項に定める学部及び学科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第2条に定める各学部共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、別に定める。

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第6条 本学に図書館、研究機構、センターその他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項については、別に定める。

第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

第13条 本学の修業年限は、本規程に特別の定めのある場合を除いては4年とする。

第14条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 学期は、学年を分けて、春学期および秋学期とし、それぞれ次の期間とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月 21 日から翌年 3月 31 日まで

第 17 条 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第 6 号から第 8 号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (4) 創立記念日（11 月 1 日）
- (5) 聖ザビエルの祝日（12 月 3 日）
- (6) 春期休業
- (7) 夏期休業
- (8) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第 1 項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

第 7 章 授業科目及び単位

第 19 条 授業科目的種類は、全学共通科目及び学科科目とし、各々を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

2 授業科目の編成は、別表第 2（略）に定める。

3 前項で定めるもののほか、教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第 20 条 授業科目を履修する場合、その授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、前条別表第 2 に定めるところによる。

第 22 条 授業科目の単位数は、1 単位履修に 45 時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に応じた単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価し、単位を付与することが適切と認められた場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 1 単位の計算基礎となる授業時間については、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第 8 章 入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学

第 23 条 入学時期は、学年の初めとする。

2 前項にかかわらず、国際教養学部の入学時期は、各学期の初めとする。

第 24 条 本学は、次の各号の一に該当する者につき選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 入学の許可は、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

第 25 条 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に次の書類を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

(1) 出身高等学校長から提出される調査書又は成績証明書、認定試験合格者はその合格証明書及び合格成績証明書、国際バカロレア資格を有する者は、IB ディプロマ及び成績評価証明書

(2) その他必要書類

2 既納の入学検定料は、返還しない。

第 26 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第 27 条 前条に基づき入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書

(2) 地方自治体の発行する「住民票の写し」(日本国籍以外の国籍を有する者は、登録原票記載事項証明書または外国人登録証明書の写し)

(3) 出身高等学校等の卒業（修了）証明書

(4) その他必要書類

第 28 条 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。

第 29 条 本学を卒業又は中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

第 30 条 他の大学等（外国の大学、短期大学等を含む。）から本学に編入学を希望する者については、選考によって入学を許可することができる。

2 編入学者に関する事項については、別に定める。

第 31 条 他学部、他学科への転部科を希望する者については、選考によって許可することができる。

2 転部科に関する事項は別に定める。

第 32 条 病気その他のやむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし、連続2年、通算4年を超えることができない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

第 33 条 本学との間に協定がある国外大学か、又は学長が許可した学位授与権をもつ国外大学に留学を希望する者がある場合、審査の上、本人の教育上有益であると認められたときは、これを許可することができる。

2 留学に関する事項は別に定める。

3 留学期間に修得した単位の換算及び認定については別に定める。

第 34 条 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（留学中に修得した単位を含む。）及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、40単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学へ入学前に大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、編入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により、本学において修得したものとみなすことができる単位は、60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

5 他の大学及び短期大学等並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

第 38 条 本学に在学する年数は、8年を超えることができない。

2 前項の在学年数には、休学期間を含まないものとする。

第 39 条 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

第 40 条 連続する2か年において、学部学科が指定する授業科目を含む32単位以上を修得できない者については、教授会の議を経て学長が退学を決定する。

第 9 章 履修及び登録

第 41 条 全学共通科目については、外国語 8 単位、及び体育 2 単位を必修とし、合計 30 単位を修得しなければならない。

2 前項にかかわらず、神学部の全学共通科目については、外国語 8 単位、体育 2 単位、及び情報 2 単位を必修とし、合計 30 単位を修得しなければならない。

3 第 1 項にかかわらず、比較文化学部の全学共通科目については、人間学 2 単位、外国語 8 単位、体育 2 単位、及び情報 2 単位を必修とし、合計 32 単位（選択必修 14 単位を含む）を修得しなければならない。

4 第 1 項にかかわらず、理工学部の全学共通科目については、人間学 2 単位、外国語 8 単位、体育 2 単位、及び情報 2 単位を必修とし、合計 30 単位（選択必修 6 単位を含む）を修得しなければならない。

5 全学共通科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、教授会の議を経て学科科目的単位に充当することができる。ただし、比較文化学部及び国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を 12 単位とする。

6 学科科目のうち、所定の学科科目については、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、比較文化学部及び国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を 4 単位とする。

7 学科により教育上必要があるときは、大学院研究科が指定した科目的範囲内で、別に定めるところにより大学院開設科目的履修を認めることができる。この場合において、当該科目的修得単位は卒業に必要な単位としては算入できないものとする。

第 42 条 学科科目については、各学科所定の最低基準以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて 94 単位以上でなければならない。

3 前項の科目のうち、各学科所定の範囲内における単位を、他学科で開講される学科科目的単位で代えることができる。

第 43 条 前 2 条の定めにかかわらず、外国人留学生（第 24 条第 3 号又は第 7 号に該当する外国人で、大学教育を受けるために来日した者をいい、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校又は日本においてこれに相当する学校を卒業した者を除く。）については、外国語科目（全学共通科目及び学科科目的外国語）の単位のうち 8 単位を日本語又は日本事情に関する授業科目的単位で代えることができる。

2 前項にかかわらず、神学部における編入学生の履修方法については、別に定める。

第 45 条 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）にのっとり、第 19 条別表第 2 に定める教職課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第 3（略）の定めるところによる。

第 46 条 教職に関する科目的単位（ただし、教育実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目的単位として計算することができる。

第 47 条 学芸員の資格を得ようとする者は、第 19 条別表第 2 に定める学芸員課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する科目的単位（ただし、博物館実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目的単位として計算することができる。

第 49 条 卒業論文については、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、期日までに提出しなければならない。

第 50 条 履修しようとする授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

第 10 章 試験及び卒業

第 52 条 試験は定期試験、臨時試験とし、定期試験は学期末に行う。

第 54 条 病気その他やむをえない事情で試験を受けることができなかつたと認められる者は、別に定める追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。

第 55 条 授業科目的成績評価は、上位より A(100~90 点)、B (89~80 点)、C (79~70 点)、D(69~60 点)、F (59 点以下)、P、X、I の評語をもって表示し、A、B、C、D、P を合格、F 及び X を不合格、I を評価保留とする。

2 前項にかかわらず、履修中止科目を W、認定科目を N と表示する。

- 3 第1項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆる Grade Point Average に相当するもの。以下「GPA」という。）を用いる。
- 4 前項に定める GPA は、成績評価のうち、A につき 4.0, B につき 3.0, C につき 2.0, D につき 1.0, F につき 0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W, N, P, X, I として表示された科目を除く）の総単位数で除して算出する。

第 57 条 第13条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 卒業の期日は、毎年3月31日又は9月20日とする。

3 卒業に必要な単位は、124単位を下限として、学部学科別に次のとおりとする。（略）

第 57 条の2 本学に3年以上在学し、前条第1項に定める単位を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得した者が第13条に定める修業年限に満たない卒業（以下、「早期卒業」という）を希望する場合は、当該学部の教授会の議を経て学長が卒業を認定することができる。

2 早期卒業の有無及び早期卒業に関し必要な事項は、学部ないし学科ごとに別に定める。

3 前条第2項は、早期卒業についてもこれを準用する。

第 58 条 卒業者には、学士の学位を与える。

2 学位には学部学科別に次の専攻分野（略）の名称を付記する。

第 11 章 賞 罰

第 59 条 人物及び学術優秀な学生は、選考によって授賞する。

第 60 条 本学学生にしてその本分に反した行為があったと認められたときは、その輕重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 大学の名誉を著しく毀損した者
- (4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

第 12 章 納付金及び授業料等

第 62 条 第27条に定める入学に必要な納付金は、別表第4（略）のとおりとする。

第 63 条 学生は、別表第4（略）の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きによって分納することができる。

第 64 条 前条の授業料等納付金を所定の期日までに納付しない者は、退学させる。

第 65 条 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第4（略）のとおりとする。

第 66 条 既納の授業料等諸納付金は、返還しない。

第 13 章 奨 学

第 67 条 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の全額又は一部を免除することがある。

2 奨学制度に関する事項は、別に定める。

第 68 条 在学生及び卒業生から選抜した者を奨学生として海外に留学させることがある。

第 14 章 交換留学生、特別聴講生、科目等履修生及び聴講生

第 69 条 本学は、国外大学との学生交流協定に基づき、交換留学生の受入を許可することができる。

第 70 条 本学は、国内大学との単位互換協定に基づき、特別聴講生の受入を許可することができる。

第 71 条 本学は、本学に在学する者以外で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）の受入を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の受入許可及び単位の付与については、別に定める。

第 72 条 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聽講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り選考の上、聽講生として聽講を許可することができる。

2 聽講に関する事項は、別に定める。

第 16 章 学生の生活指導と課程外教育及び健康管理

第 77 条 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。

第 78 条 本学は、学生及び教職員の健康を管理するため保健センターを置く。

2 保健センターに関する事項は、別に定める。

第 79 条 学生は、学年ごとに保健センターにおいて健康診断を受けなければならない。

第 80 条 学生は、傷病の際、保健センターを利用することができます。

第 17 章 学 生 寮

第 81 条 本学は、本学の教育理念にのっとり、共同生活を通じ学生を訓育するため、附属学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第 18 章 公開講座及び各種講習会等

第 82 条 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。

2 前項に関する事項は、別に定める

附 則

1 本学則は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第57条の適用については、なお従前の例による。

〔総合人間科学部看護学科の設置〕

〔学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の明示〕

〔収容定員の変更〕

〔全学共通科目カリキュラム変更に伴う条文改正〕

〔学部学科別卒業所要単位表改正〕

〔学費改定〕

V. 上智大学大学院学則（抄）

(平成23年4月1日改正施行予定)

※上智大学大学院学則全文は、公式ホームページに公開しています。

第1章 総 則

(設置)

第1条 上智大学学則第5条に基づき、上智大学に大学院を置き、これを「上智大学大学院」(以下「本大学院」という。)と称する。

(課程)

第2条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

(標準修業年限)

第3条 博士課程の標準修業年限を5年、修士課程の標準修業年限を2年とする。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程(以下それぞれ「前期課程」「後期課程」という。)という。)という。

3 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の標準修業年限は3年とする。ただし、法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)において、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(法学既修者)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間を短縮できることとする。

(在学期間の上限)

第3条の2 本大学院の在学期間は、休学期間を除き9年を限度とし、前期課程及び修士課程においては4年、後期課程においては5年の期間を、それぞれ超えることができない。

2 専門職学位課程については、別に定める。

(課程の目的)

第4条 博士課程は、キリスト教精神を基盤とし、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

2 前期課程及び修士課程は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、キリスト教精神を基盤とし、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

(自己評価等)

第4条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 前2項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第4条の3 本大学院は、課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個々の教育研究活動の評価を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施及び個々の教育研究活動の評価方法については、別に定める。

(研究科及び専攻)

第5条 本大学院に次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の区分
神学研究科	神学専攻	前期課程
	組織神学専攻	後期課程
哲学研究科	哲学専攻	
文学研究科	教育学専攻	後期課程
	心理学専攻	後期課程
	史学専攻	
	国文学専攻	
	英米文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	フランス文学専攻	
	新聞学専攻	
	社会学専攻	後期課程
	文化交渉学専攻	
総合人間科学研究科	教育学専攻	
	心理学専攻	
	社会学専攻	
	社会福祉学専攻	
	看護学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	
	法曹養成専攻（法科大学院）	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	
	経営学専攻	
	経済制度・組織専攻	後期課程
外国語学研究科	言語学専攻	
	国際関係論専攻	後期課程
	地域研究専攻	後期課程
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	
	地域研究専攻	
	グローバル社会専攻	
理工学研究科	理工学専攻	
	機械工学専攻	後期課程
	電気・電子工学専攻	後期課程
	数学専攻	後期課程
	生物科学専攻	後期課程
地球環境学研究科	地球環境学専攻	

ただし、文学研究科教育学専攻、心理学専攻及び社会学専攻、経済学研究科経済制度・組織専攻並びに外国語学研究科国際関係論専攻、地域研究専攻、理工学研究科機械工学専攻、電気・電子工学専攻、数学専攻、生物科学専攻については、第 26 条に定める入学者の募集を停止する。

2 前項により置かれる研究科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第 4 条に定める各研究科共通の目的のほか、各研究科の設置趣旨に基づき、別表第 1 において個別に定める。

3 前項に規定する以外の事項については、各研究科の定める細則及び内規によるものとする。

(収容定員)

第 6 条 各研究科の収容定員は、次の表（略）のとおりとする。

第 2 章 大学院委員会及び研究科委員会

(大学院委員会)

第 7 条 本大学院に、大学院委員会を置く。

(大学院委員会の組織及び任期)

第 8 条 大学院委員会は、学長、副学長、学事センター長、入学センター長、国際交流センター長、各研究科委員長及び各専攻主任をもって組織する。

2 単一専攻の研究科において、研究科委員長が専攻主任を兼ねる場合には、ほかに委員 1 名を選出することができる。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(大学院委員長)

第 9 条 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたる。

2 委員長は大学院委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、あらかじめ代行者を指名し、その職務を代行させることができる。

(大学院委員会の審議事項)

第 10 条 大学院委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 学位の授与に関する事項
- (2) 研究科、専攻及び課程の設置、廃止に関する事項
- (3) 各研究科に共通する事項
- (4) 各研究科相互の連絡調整に関する事項
- (5) 大学院学則及び諸規則の変更に関する事項
- (6) その他、大学院に関する重要事項

(研究科委員会)

第 11 条 各研究科に研究科委員会を置き、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」により任用された教員をもって組織する。

2 研究科委員会の委員長は、当該研究科委員会において互選する。

3 委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 研究科委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 人事に関する事項
- (2) 授業及び研究指導に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学位論文の審査に関する事項
- (5) 学生の身分に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他、研究科に関する事項

5 各研究科委員会に関する事項は、当該研究科が別に定める。

(専攻)

第 12 条 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に、専攻主任を置く。

2 各専攻に関する事項は、当該専攻が別に定める。

(事務組織)

第 13 条 本大学院に、大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

第 3 章 教育方法等

(教育方法等)

第 14 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によつて行う。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、学位論文の作成に対する指導を除く。

2 授業科目の編成は、別表第 2（略）に定める。

3 研究指導に関する細目は、別に定める。

(単位の計算基準)

第 15 条 各研究科の授業科目の単位の計算基準については、上智大学学則の規定を準用する。

(指導教員)

第 16 条 各専攻は、所属する学生に対し、各々専任教員 1 名を指導教員として定める。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、この限りではない。

(授業科目の履修)

第 17 条 各研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めたときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、8 単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定)

第 18 条 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、10 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を 10 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定により修得した単位は、合計 10 単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

4 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、30 単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。

(研究指導)

第 19 条 研究指導は、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」に定める教員が行うものとする。

2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所等（国外の大学の大学院又は国外の研究所等を含む。）とあらかじめ協議の上、当該他大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、前期課程の学生については、研究指導をうける期間は、1 年を超えないものとする。

3 前条第 1 項及び第 2 項に定める国外の大学の大学院又は国外の研究所等への留学に関する事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第 20 条 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）にのっとり所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 本大学院の専攻において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表第 3（略）に定めるところによる。

第 4 章 課程の修了要件

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 21 条 修士課程及び前期課程の修了の要件は、本大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

第 21 条の 2 本大学院の博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における標準修業年限期間を含む。）以上在学し、30 単位以上（修士課程、前期課程又は専門職学位課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に 3 年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の本大学院の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上（修士課程又は前期課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に關し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の本大学院の後期課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第21条の3 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の修了の要件は、3年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、93単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、2年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、65単位以上を修得することとする。

2 各年次で修得すべき単位及び所定の成績については、別に定める。

第22条 学位論文の審査方法等について、別に定める。

第23条 学位に関する試験の方法等については、別に定める。

第5章 学位

（学位に関する細目）

第24条 学位に関する細目は、上智大学学位規程の定めるところによる。

（授与学位の種類）

第25条 本大学院を修了した者には、上智大学学位規程の定めるところにより、博士及び修士の学位を授与する。

学位には研究科専攻別に次の専攻分野の名称を付記する。

研究科名	専攻名	修士専攻分野	博士専攻分野
神学研究科	神学専攻	神学	
	組織神学専攻		神学
哲学研究科	哲学専攻	哲学	哲学
文学研究科	教育学専攻		教育学
	心理学専攻		心理学
	史学専攻	史学	史学
	国文学専攻	文学	文学
	英米文学専攻	文学	文学
	ドイツ文学専攻	文学	文学
	フランス文学専攻	文学	文学
	新聞学専攻	新聞学	新聞学
	社会学専攻		社会学
			社会福祉学
	文化交渉学専攻	文学	文学
総合人間科学研究科	教育学専攻	教育学	教育学
	心理学専攻	心理学	心理学
	社会学専攻	社会学	社会学
	社会福祉学専攻	社会福祉学	社会福祉学
	看護学専攻	看護学	
法学研究科	法律学専攻	法学	法学
	法曹養成専攻（法科大学院）	法務博士（専門職）	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	経済学
		経営学	
	経営学専攻	経営学	経営学
	経済制度・組織専攻		経営学
			経営学

外国語学研究科	言語学専攻	言語学	言語学
	国際関係論専攻		国際関係論
	地域研究専攻		地域研究
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	国際関係論	国際関係論
	地域研究専攻	地域研究	地域研究
	グローバル社会専攻	比較日本研究	グローバル社会研究
		国際経営開発学	
		グローバル社会研究	
理工学研究科	理工学専攻	理学	理学
		工学	工学
	機械工学専攻		工学
	電気・電子工学専攻		工学
	数学専攻		理学
	生物科学専攻		理学
地球環境学研究科	地球環境学専攻	環境学	環境学

2 前項の規定にかかわらず研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された博士専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

第 6 章 入学、進学、編入学、休学、退学及び再入学

(入学資格)

第 26 条 本大学院の前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学に 3 年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 大学教育修了までの学校教育の課程が 15 年である国において修了した者で、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者
- (8) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 後期課程に進学又は編入学することのできる者は、修士の学位、専門職学位を有する者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者と認められる者とする。

3 前項の場合において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者
- (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(選抜試験)

第 27 条 前期課程、修士課程及び専門職学位課程への入学、後期課程への進学又は編入学を志願する者に対しては、それぞれ各研究科の定めるところに従って選抜試験を行う。

2 外国人留学生に対しては、特別に選考の上、入学を許可することができる。

(休学、復学及び退学の願い出)

第 28 条 休学又は退学しようとする者は、それぞれ所定の願い書を提出し、許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1 学期または 1 学年を区分とし博士課程通算 5 年を超えることができない。ただし、修士課程及び専

門職学位課程においては、2年を限度とする。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

(留年)

第 28 条の 2 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、各年次の所定の単位を修得できない場合又は各年次で所定の成績を修めることができない場合には、当該年次に留まる。この場合における各年次の所定の単位及び所定の成績については、別に定める。

(退学)

第 29 条 次の各号の一に該当する者は、退学させる。

(1) 授業料その他、学費を納入しない者

(2) 第 3 条の 2 に定める在学期間の上限を超えた者

(3) 成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定期由は、各研究科において、別に定める。

(再入学)

第 30 条 本大学院を退学し、再入学をしようとする者は、所定の願い書を提出し、許可を受けなければならない。

2 再入学の願いが出た場合は、当該研究科委員会の議を経てこれを許可することができる。

(入学時期)

第 31 条 本大学院の入学時期は、学年の初めとする。

2 前項にかかわらず、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻及び地球環境学研究科地球環境学専攻の入学時期は、各学期の初めとする。

第 7 章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第 33 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 33 条の 2 学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第 33 条の 3 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第5号から第7号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日（11月1日）

(4) 聖ザビエルの祝日（12月3日）

(5) 春期休業

(6) 夏期休業

(7) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

第 8 章 交換留学生、特別聴講生、聴講生及び研究生

(交換留学生)

第 34 条 本大学院は国外大学大学院との交換留学協定に基づき、交換留学生の受け入れを許可することができる。

(特別聴講生)

第 35 条 本大学院は国内大学院との単位互換協定に基づき、特別聴講生の受け入れを許可することができる。

(聴講生)

第 36 条 本大学院の特定の授業科目について聴講を願い出る者に対しては、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 36 条の 2 本大学院は学位取得を目的としないで一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第 37 条 本大学院において特定事項の研究を願い出る者に対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

第 9 章 入学納付金及び授業料等納付金

(入学手続)

第 38 条 本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別表第 4 で定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。

(授業料等納付金)

第 39 条 本大学院在学生は、別表第 4 の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きにより各学期の初めに分納することができる。

2 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第 4（略）のとおりとする。

第 10 章 そ の 他

(規定の準用)

第 40 条 本学則に規定していない事項については、上智大学学則の規定を準用する。

附 則

1 この学則は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第 25 条の適用については、なお従前の例による。

[文学研究科文化交渉学専攻の設置]

[総合人間科学研究科看護学専攻の設置]

[理工学研究科生物科学専攻博士前期課程廃止]

[理工学研究科応用化学専攻博士後期課程の廃止]

[理工学研究科化学専攻博士後期課程の廃止]

[理工学研究科物理学専攻博士後期課程の廃止]

[収容定員の変更]

[大学院委員会組織の変更]

[学費改定]

別表第1 研究科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的

研究科名	専攻名	研究科の目的
神学研究科	神学専攻 組織神学専攻	前期課程には、修士に加えてカトリック教会の教授資格(STL)を与える組織神学コース、聖書研究の方法論を身につける聖書神学コース(M.Bibを授与)及び宣教や司牧の実践について学ぶ実践神学コース(M.Divを授与)を設けるが、いずれも神学全般についての知識と理解を重視する。また研究者養成を主目的とする後期課程(条件を満たせばカトリック教会の学位STDを授与)においては、研究のみでなく教育訓練を課程に組み込む。 カトリック司祭・修道者とカトリック学校での宗教科教員の養成、及び自己のキリスト教信仰を客観的・批判的に省察することにより教会に貢献できる人材養成を主目的とする。
哲学研究科	哲学専攻	古代から中世を経て現代へ至る西洋哲学の伝統を研究する。また芸術・文化・宗教のあり方を根本から考え、現代社会が直面する多様な倫理的問題に対して、原理的な仕方で掘り下げる。 前期課程では、原典テクストの読解を中心に思想史研究の基本を学ぶ。後期課程は主として専門研究者の育成を目標とする。
文学研究科	史学専攻 国文学専攻 英米文学専攻 ドイツ文学専攻 フランス文学専攻 新聞学専攻 文化交渉学専攻	幅広い教養と柔軟な思考力を持ち、世界と未来に開かれた新しい知を創造する力を伸ばすために、文化の総体の探究、現代社会との連結、語学能力の重視に重点を置いた実践教育を行い、社会、文化の発展に貢献しうる人材を養成する。 前期課程では、研究者の養成を目指すとともに、高度な専門知識によって職業的能力を向上させる。後期課程では、国際的な水準で広く活躍し、将来、各々の分野で研究・教育に携わる人材の育成を期する。
総合人間科学研究科	教育学専攻 心理学専攻 社会学専攻 社会福祉学専攻 看護学専攻	人間の尊厳を基盤とし、科学の知、臨床の知、政策・運営の知にかかる学際的教育・研究を行い、理論と実践・臨床を両輪として社会に貢献しうる人材を育成する。前期課程では、実践・臨床の場で活躍できる高度専門職業人及びこれらの場を視野にいたれた研究者の養成を目指し、後期課程では、実践・臨床的知見を踏まえ学問的に貢献しうる人材育成を目指す。
法学研究科	法律学専攻 法曹養成専攻	本専攻は法学・政治学の研究者の養成、並びに、この素養を身につけた社会人を送り出すことを目的とする。 現代社会では、研究者は自分の専門領域に特化しているだけで足りるものでなく、社会で生起するさまざまな問題を論理的に再構成し、より高度な問題を処理できる実務能力を身につけていかなければならない。社会人を積極的に受け入れ、研究者養成とともに、法学・政治学の素養を身につけた人材の養成を目指す。 将来法曹(裁判官・検察官・弁護士)の専門家として活躍する人材を養成する。キリスト教的ヒューマニズムに基づく人間教育を、法曹倫理、隣接科学、基礎法学科目にも充実させることで、広い視野で社会に貢献する法律家を養成することを主眼とするが、国際問題や環境法政策に対して多角的なアプローチをすることにより、21世紀に必要とされる法曹を養成することも本専攻の特長とする。

経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻	経済学・経営学に関する深い学識を基礎に、実際的な応用能力を有する職業専門家、深い洞察力を備えた高い水準の研究者を育成する。 前期課程修了者には、専門知識を活かして、研究やコンサルティングに従事したり、企業実務の第一線で活躍する高度専門職業人となることが期待される。 後期課程修了者には、学術・研究機関において教育・研究に従事することが期待される。
外国語学研究科	言語学専攻	理論言語学、個別言語学、及び応用言語学に関して国際的視野で独創的研究を行える研究者を養成する。 また、言語聴覚障害学の基礎および臨床における研究者を養成する。 さらに、英語による授業を通じて、英語教育に携わる教師を養成する。
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻 地域研究専攻 グローバル社会専攻	国際関係の諸側面とそれらをめぐる諸問題を多角的に研究する国際関係論、アジア・中東・ラテンアメリカ地域等の内在的な理解を重視する地域研究、グローバル・イッシュューに多面的にアプローチするグローバル社会専攻のそれぞれの方法論を活かし、相互に連関してグローバル化する現代世界を総合的に理解することのできる専門研究者及び高度専門職業人を育成する。
理工学研究科	理工学専攻	現代科学・技術の各学問領域でその進歩に寄与する専門性と、人間社会や地球環境に与える影響を総合的に捉える学際性とを併せ持つ、特色ある研究科を目指す。前期課程では学部教育との一貫性に配慮しながら、複合知と専門性を兼ね備えた知的能力を持ち、人間社会に貢献できる知的人材を育成する。後期課程では各専門分野で自立して研究を遂行できる研究者の養成を目的とする。
地球環境学研究科	地球環境学専攻	地球環境問題の解決にむけ、高い使命感をもち、社会科学と自然科学の知識を総合し、理論と実践を結び付ける優れた知力・学力を有する人材の育成を目指す。前期課程においては、高度専門的な職業を担う人材と知的素養に優れた人材を、後期課程においては、国際的な水準の地球環境学の教育・研究を目指す人材を養成する。

VI. 上智大学学位規程（抄）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、上智大学大学院学則及び上智大学学則に基づき、上智大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

（博士）

第3条 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を有する者に授与する。

（修士）

第4条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

（専門職学位）

第4条の2 専門職学位は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、本学大学院学則第21条の2により、博士課程を修了した者に授与する。

第6条 前条に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを試験により確認された者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第7条 修士の学位は、本学大学院学則第21条により、博士前期課程を修了した者に授与する。

（学士の学位授与の要件）

第7条の2 学士の学位は、本学学則第57条により、本学を卒業した者に授与する。

（専門職学位の授与要件）

第7条の3 法務博士（専門職）の学位は、本学大学院学則第21条の3により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位論文の提出）

第8条 第5条の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

第9条 第7条の規定により修士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

2 修士論文提出については、あらかじめ指導教員の承認を受けるものとする。

（申請方法及び申請書類）

第10条 博士後期課程（以下「後期課程」という。）に在学する者が博士の学位を受けようとするときは、論文審査願に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各3部を添え、学長に提出するものとする。

2 第6条の規定により博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文目録、論文、論文要旨、履歴書各3部を添え、その申請する学位の専攻分野の名称を指定して、学長に提出するものとする。

3 修士の学位を受けようとする者は、所定の学位論文提出票に論文を添え、学長に提出するものとする。この場合、論文の部数及び提出期限は、各研究科の定めるところによる。

4 前3項の規定により提出する論文は、主論文1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

（申請の受理）

第11条 学位論文の申請に関する事務は、学事局学事センターがこれを取り扱う。

2 第6条の規定による学位申請の受理は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 前項により学位論文の受理を決定したとき、学位申請者は、別に定める審査料を納付しなければならない。

4 前項の定めにかかわらず、学位申請者が次の各号の一つに該当する場合は、審査料を免除する。

本学専任教職員

本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学したときから1年以内に学位申請のあった者

5 受理の決定した学位論文及び納付された審査料は返還しない。

(論文審査委員会)

第12条 学位論文が受理された場合、研究科委員会は論文審査委員会を設ける。

2 論文審査委員会は、主査1名および2名以上の副査により構成する。

3 主査は、当該研究科に所属する大学院担当教員のうち指導教員の資格要件を備えるものと認められる者から選出し、論文審査委員会の委員長となる。

4 副査は、当該研究科に所属する大学院担当教員から選出する。

5 前項の規程にかかわらず、当該研究科委員会が論文審査のために必要があると認めたときは、当該研究科委員会の議により、本学の他研究科又は学部の教員もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として招聘することができる。

(論文の審査)

第12条の2 論文審査委員会は、本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する論文の審査及び試験並びに第6条に規定する論文の審査及び学力の確認（以下、「試問」という）を行う。

2 論文審査委員会は、論文審査のために必要があると認めたときは、模型又は標本その他を提出させることができる。

(試験)

第13条 本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する試験は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試験は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試験は、学位論文を中心として広く関連した科目につき口述により行う。

4 外国語についての試験は、修士の場合は1か国語、博士の場合は2か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、博士の場合、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

(試問)

第14条 第6条に規定する学力の確認（試問）は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試問は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試問は、本学大学院の後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有するか否かについて行う。

4 外国語についての試問は、2か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

6 第6条の規定により博士の学位を申請した者が、本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者であるときは、研究科委員会の議により学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第15条 博士論文の審査及び試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

2 第5条の規定により博士の学位を申請した者は、審査期間中休学又は留学することはできない。

3 第7条の規定による修士の学位についても、第1項及び第2項の規定を準用する。

(研究科委員会の審議及び報告)

第16条 研究科委員会は、論文審査及び試験又は学力の確認の終了後、論文審査委員会からの文書による報告に基づいて、学位授与の可否を審議し、可決のものについては、学位授与議決願をもってその結果を大学院委員会に報告する。

2 前項の学位授与の議決は、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を要する。ただし、公務又は出張のため研究科委員会に出席することができない委員については、委員の数に算入しない。

(大学院委員会の決定)

第17条 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき議決する。

2 前項の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 第5条、第7条で定める学位授与の議決は、本学大学院学則で定める修了の期日以前の大学院委員会で行う。

(学位の授与)

第18条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。

2 第5条、第7条で定める学位の授与日は、本学大学院学則で定める修了の期日とする。

(論文要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を得て、当該論文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合、本学は当該論文の全文を求めて応じて閲覧に供する。

3 第2項の規定により論文を公表する場合には、上智大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「上智大学」と付記しなければならない。

2 学位の名称は、上智大学学則第58条2項に基づき別表1(略)のとおりとする。

3 学位の名称は、上智大学大学院学則第25条に基づき別表2(略)のとおりとする。

4 ただし、前項にかかわらず上智大学大学院学則第25条第2項にもとづき、「学術」の名称を付記することができる。

(学位授与の取消し)

第22条 学長は、次の各号に該当する場合、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき。

2 大学院委員会において前項の議決をするには、委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。この場合、第16条第2項ただし書きの規定を準用する。

(学位授与の報告)

第23条 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告する。

(学位記及び書類の様式)

第24条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規程は、2011年(平成23年)4月1日から改正、施行する。

別記様式

<p>甲第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士(専攻名)の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇</p> <p>Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 20〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>	一 (第五条による場合一・進学者)	二 (第五条による場合二・編入者)
<p>甲第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を修了したので博士(専攻名)の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇</p> <p>Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 20〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>		

<p>乙第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学に学位論文を提出しその審査に合格し、かつ、所定の学力を有するものと認められるので、博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has submitted a dissertation and passed The required examinations GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>	<p>三（第六条による場合）</p> <p>第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of BACHELOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>
--	--

五（課程博士）

<p>年 月 日</p> <p>上智大学長</p> <p>氏 名 殿</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>論文審査願</p> <p>学位規程第10条の規定により、 博士（〇〇）論文の審査をお願い いたします。</p>
--

六（論文博士）

<p>年 月 日</p> <p>上智大学長</p> <p>氏 名 殿</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>論文審査願</p> <p>学位規程第10条の規定により、 博士（〇〇）の学位授与を申請い たします。</p>

七

<p>論文目録</p> <p>学位申請者 氏 名 ㊞</p> <p>論 文</p> <p>1 題 目</p> <p>2 印刷公表の方法および時期</p> <p>3 部 数</p> <p>(参考論文)</p> <p>1 題 目</p> <p>2 印刷公表の方法および時期</p> <p>3 部 数</p> <p>年 月 日</p>

八

<p>履歴書</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>年 月 日 生</p> <p>本 籍</p> <p>現住所</p> <p>学 歴</p> <p>年 月 日</p> <p>職 歴</p> <p>年 月 日</p> <p>研究歴および研究業績</p> <p>年 月 日</p>
--

九（第七条の三による場合）

<p>第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学大学院法学院法科曹養成専攻の専門職学位 課程（法科大学院の課程）を修了したので、法務博 士（専門職）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of JURIS DOCTOR Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>
--

VII. 上智大学法科大学院履修規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上智大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、大学院学則に定めるもののほか、上智大学大学院法學研究科法曹養成専攻（以下、「法科大学院」という。）の授業科目、履修方法、修了及び進級の要件その他必要な事項を定めることを目的とする。

(標準修業年限による区分)

第 2 条 法科大学院の学生は、次の各号のとおり、標準修業年限により区分する。

(1) 法学未修者 大学院学則第 3 条第 4 項本文の標準修業年限の学生

(2) 法学既修者 大学院学則第 3 条第 4 項ただし書の規定により在学期間が短縮される学生

2 法科大学院教授会は、入学者選抜における法律科目試験の成績その他の判定資料に基づき、法学既修者として入学を許可する者を選考する。

3 この規程の適用に当たっては、法学既修者は、入学を許可された年度において 2 年次に在学するものとみなす。

(在学年限)

第 3 条 大学院学則第 3 条の 2 第 2 項の在学期間の上限は、休学期間を除き、法学未修者については 6 年、法学既修者については 4 年とする。

(修了要件)

第 4 条 大学院学則第 21 条の 3 の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第 I に定めるところに従つて単位を修得し、各年次で所定の成績を修めることにより充足しなければならない。

(前提科目)

第 5 条 別表第 II に掲げる授業科目は、同表における前提科目の単位を修得していない限り、履修することができない。

(他大学大学院で修得した単位)

第 6 条 大学院学則第 18 条第 4 項の規定により、他の大学の大学院の授業科目を履修して修得した単位について、法科大学院において修得したものとして認定することを希望する者は、入学後 2 箇月以内に所定の手続により申請しなければならない。

2 前項の規定により法科大学院において修得したものとして認定する単位数は、次項に定める単位を含めて、法学未修者については 30 単位、法学既修者については 2 単位を限度とする。

3 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により修得した単位については、別に定めるところによる。

(履修登録の手続)

第 7 条 履修登録に関する必要事項は、各年度において法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

(履修登録単位の上限)

第 8 条 各年度において履修科目として登録することのできる単位数は、1 年次生及び 2 年次生については 36 単位以内、3 年次生については 44 単位以内とする。ただし、1 年次及び 2 年次については、別表 V に掲げる科目を登録上限単位数に含めないこととする。

2 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により履修する授業科目の単位数は、前項の単位数に算入する。

(クラス指定)

第 9 条 受講者数その他の事由により教育上必要があると認めるときは、法科大学院教授会の審議を経て、同一の授業科目を複数のクラスに分けて開講することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、指定されたクラスで受講しなければならない。ただし、必修科目の履修が必要であることその他の正当な事由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の事由があるとして指定外のクラスを受講するための手続は、別に定める。

(予備登録)

第 10 条 法科大学院教授会は、授業科目の性質その他の事由により教育上必要があると認めるときは、当該科目の受講者数を制限することを決定することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、あらかじめ、予備登録をしなければならない。

3 予備登録の手続その他必要な事項は、法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

(クリニック、エクステーンシップ)

第 11 条 クリニック及びエクステーンシップを履修する学生は、関連法令を遵守すること及び取り扱った事件に関して知り得た秘密を漏らさないことについて、担当教員の指導及び監督に服さなければならない。

(自主研究・論文作成)

第 12 条 自主研究・論文作成を履修する学生は、担当教員を選定した上で履修登録をしなければならない。

2 自主研究・論文作成の単位を修得するために必要な提出論文の要件及び提出の手続は、別に定める。

(受験資格)

第 13 条 授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の 4 分の 1 を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができない。

(成績評価)

第 14 条 法科大学院教授会は、大学院学則第 40 条の規定により準用する上智大学学則第 55 条の規定の適用に当たり、考慮すべき学生の成績分布その他の教育上必要な事項を定めることができる。

2 前項の事項は、厳正な成績評価を旨とするものとする。

3 成績評価に対する確認願い及び再確認願いについては、別に定める。

(進級・留年判定)

第 15 条 大学院学則第 28 条の 2 後段の所定の単位及び所定の成績は、別表第Ⅲ及び第Ⅳのとおりとする。

2 大学院学則第 28 条の 2 前段の規定が適用される学生（以下、本条において「留年者」という。）は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。

3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかるわらず、これを履修することができる。

(退学)

第 16 条 大学院学則第 29 条第 3 号ただし書の事由は、次のとおりとする。

(1) 大学院学則第 28 条の 2 及び前条第 1 項の規定により同一年次に 2 年を超えて在学することとなる場合。ただし、休学期間はこれに含めない。

(2) 履修態度、出欠その他の学修状況から合理的に判断して大学院学則第 4 条第 3 項の目的を達成することが困難であると法科大学院長が認める場合。

附 則

- 1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
- 2 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）における履修に関する運用細則は、廃止する。
- 3 2004年度及び2005年度における授業科目の開講、履修方法の指定、修了及び進級の要件の判定並びにこれらに関連する事項は、この規程により実施されたものとみなす。
ただし、これらの事項に関して既に生じた効力は、この規程の規定により妨げられない。

附 則

- 1 この規定は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
- 2 2006年度以前に入学した学生については、第6条、第15条第3項、別表第I及び別表第IIを改正する規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第6条を改める部分 2007年（平成19年）10月1日
 - (2) 別表第IIを改める部分 2008年（平成20年）4月1日
- 2 2007年度に入学した既修者については、改正後の第6条第1項の規定中「入学後2箇月以内」とあるのは、「2007年11月30日までに」と読み替えるものとする。
- 3 2006年度以前に入学した既修者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程の第4条、第15条及び別表IVは、法学未修者については2010年度入学者から、法学既修者については2011年度入学者から、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正、施行する。
- 2 新第8条第1項ただし書きは、施行日以後に行われる履修登録について適用する。ただし、別表Vに掲げる1年次生については、2010年度の履修から適用する。
- 3 新別表IIは、施行日以後に行われる履修について適用する。
- 4 新別表IVは、法学未修者については2011年度入学者から、法学既修者については、2012年度入学者から適用する。

別表I（第4条関係）

法学未修者	
必修科目	68単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として法律基本科目以外の科目から	3単位以上
法学既修者	
必修科目	38単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として	5単位

別表Ⅱ (別表第5条関係)

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ, 民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅲ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ, 民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅲ
	商法	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法Ⅰ	刑事訴訟法基礎
	刑事訴訟法Ⅱ	刑事訴訟法基礎
3年次	訴訟実務基礎(民事)	民法基礎Ⅰ, 民法基礎Ⅱ, 民法基礎Ⅲ, 商法基礎 及び民事訴訟法基礎の5科目のうち4科目以上
	公法(総合)	憲法基礎及び行政法基礎 並びに憲法及び行政法から1科目以上
3年次	民事法(総合)	民法基礎Ⅰ, 民法基礎Ⅱ, 民法基礎Ⅲ, 商法基礎及び民事訴訟法基礎 並びに民法Ⅰ, 民法Ⅱ, 商法, 民事訴訟法Ⅰ 及び民事訴訟法Ⅱから2科目以上
	刑事法(総合)	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎 並びに刑法, 刑事訴訟法Ⅰ及び刑事訴訟法Ⅱから1科目以上
	訴訟実務基礎(刑事)	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎 並びに刑法, 刑事訴訟法Ⅰ及び刑事訴訟法Ⅱから1科目以上

別表Ⅲ**◇法学未修者**

第1年次において修得すべき単位 必修科目 24 単位

第2年次において修得すべき単位 必修科目 20 単位を含む 24 単位

ただし、必修科目的修得単位は、当該年次に配当された授業科目の単位に限る。

◇法学既修者

第2年次において修得すべき単位 必修科目 20 単位を含む 24 単位

別表IV**◇法学未修者**

第1年次乃至第3年次において充足すべきGPAの最低基準 各年次 1.6

◇法学既修者

第2年次及び第3年次において充足すべきGPAの最低基準 各年次 1.6

GPAは、上智大学学則第55条による。

ただし、留年者で上記のGPAの最低基準を充足しなかった者が、留まる年次において、当該年次でF評価の科目を再履修する場合に限り、次の進級・修了判定において成績要件として用いるGPAについては、当該再履修科目に従前付されていたFは除外して算出するものとする。

別表V

年次	科目
1年次	「法学入門」(2単位)
2年次	「エクスターントップⅠ」(1単位)
	「エクスターントップⅡ」(1単位)
	「国際仲裁・ADR」(2単位)

VIII. 年譜

- 1911年（明治44年）財団法人上智学院設立。
- 1913年（大正2年）専門学校令による上智大学開設。
- 1928年（昭和3年）大学令による上智大学開設。
- 1951年（昭和26年）新制大学院神学研究科（神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（西洋文化専攻）、経済学研究科（経済学専攻）の修士課程を開設。
- 1955年（昭和30年）神学研究科（組織神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学各専攻）、経済学研究科（経済制度・組織専攻）の博士課程を開設。
- 1966年（昭和41年）文学研究科（教育学専攻）、法学研究科（法律学専攻）、理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の修士課程を開設。
西洋文化研究科（西洋文化専攻）の修士課程を文学研究科（史学専攻、英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の修士課程に改組。
西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程を文学研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程に改組。
- 1968年（昭和43年）文学研究科に教育学専攻及び日本史学専攻の博士課程を増設。
文学研究科に国文学専攻及びフランス文学専攻の修士課程を増設。
法学研究科（法律学専攻）及び理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の博士課程を開設。
- 1969年（昭和44年）理工学研究科に数学専攻の修士課程を増設。
- 1970年（昭和45年）文学研究科に国文学専攻の博士課程を増設。
外国語学研究科（言語学専攻）の修士課程を開設。
- 1971年（昭和46年）文学研究科にフランス文学専攻及び史学専攻（日本史学専攻を改組）の博士課程を増設。
文学研究科に新聞学専攻の修士課程を、外国語学研究科に国際関係論専攻の修士課程を増設。
- 1972年（昭和47年）文学研究科に社会学専攻の修士課程を、理工学研究科に数学専攻の博士課程を増設。
- 1973年（昭和48年）外国語学研究科に言語学専攻及び国際関係論専攻の博士課程を開設。
- 1974年（昭和49年）文学研究科に新聞学専攻及び社会学専攻の博士課程を増設。
- 1976年（昭和51年）大学院学則を改正し、博士前期、後期課程に変更。
- 1978年（昭和53年）理工学研究科に生物科学専攻の博士前期課程を増設。
- 1979年（昭和54年）外国語学研究科に比較文化専攻の博士前期課程を増設。
- 1981年（昭和56年）理工学研究科に生物科学専攻の博士後期課程を増設。
- 1992年（平成4年）文学研究科に心理学専攻の博士前期課程を増設。
- 1994年（平成6年）文学研究科に心理学専攻の博士後期課程を増設。
- 1997年（平成9年）外国語学研究科に地域研究専攻の博士課程（前期・後期）を増設。
- 2001年（平成13年）文学研究科心理学専攻博士前期課程に臨床心理学コースを設置。
- 2004年（平成16年）法学研究科に法曹養成専攻（法科大学院）専門職学位課程を増設。
- 2005年（平成17年）文学研究科（教育学専攻、心理学専攻及び社会学専攻）の博士課程（前期・後期）を総合人間科学研究科（教育学専攻、心理学専攻、社会学専攻及び社会福祉学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。
地球環境学研究科（地球環境学専攻）の博士課程（前期・後期）を開設。
- 2006年（平成18年）外国語学研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）をグローバル・スタディーズ研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。
外国語学研究科比較文化専攻博士前期課程をグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻の博士前期課程に改組。
グローバル・スタディーズ研究科にグローバル社会専攻の博士後期課程を増設。
- 2007年（平成19年）経済学研究科に経済学専攻の博士後期課程及び経営学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。

文学研究科教育学専攻及び社会学専攻の博士前期課程を廃止。

2008年（平成20年）理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻、数学専攻、物理学専攻及び生物科学専攻）の博士課程（前期・後期）を理工学研究科（理工学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。

文学研究科心理学専攻の博士前期課程を廃止。

外国語学研究科国際関係論専攻の博士前期課程を廃止。

外国語学研究科比較文化専攻を廃止。

外国語学研究科地域研究専攻博士前期課程を廃止。

2009年（平成21年）大学院理工学研究科機械工学専攻、電気・電子工学専攻、物理学専攻、応用化学専攻及び化学専攻の博士前期課程を廃止。

2010年（平成22年）理工学研究科数学専攻博士前期課程を廃止。

2011年（平成23年）総合人間科学研究科に看護学専攻の修士課程を増設。

文学研究科に文化交渉学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。

IX. 教員研究室一覧・事務関係一覧

教育研究室一覧

アルファベット順

職名	氏名	研究室	オフィス・アワー
教授	安西 明子	2-1208	金 11:00～12:00 (できるだけ事前予約のこと)
准教授	筑紫 圭一	2-1303	火 13:30～14:30
教授	出口 耕自	2-1413	木・金 12:30～13:30
教授	江藤 淳一	2-1328	火 15:00～16:00 但し秋学期前半除く, 木 17:00～18:00 j-eto@sophia.ac.jp
教授	更田 義彦	2-1309	水 14時30分～16時30分 (ただし、アポイントが必要。その他の日も事前連絡があれば、日程調整の上、面談する。)
教授	福田 誠治	2-1213	(春) 水 11:00～12:00, (秋) 木 11:00～12:00
教授	葉玉 匡美	2-1218	(春) 水, (秋) 水及び金 (ただしメールにて簡便に用件を記した上で事前にアポイントが必要。メールアドレスは mhadama@tmi.gr.jp)
教授	原 強	2-1318	(春) 木 12:30～13:30, 15:00～16:00, (秋) 月 15:00～17:00 その他事前予約を条件に随時面会可能。
教授	林 幹人	2-1327	月 15:00～17:00, 火 13:00～15:00
准教授	平川 雄士	2-1321	(春) 木11:00～12:00 (租税法Iの授業終了後までにアポイントメント必要), (秋前半) 木11:00～12:00 (租税法IIの授業終了後までにアポイントメント必要), (秋後半) 木12:45～13:45 (リーガルライティングの授業終了後までにアポイントメント必要)
教授	石井 文晃	2-1221	(春) 金 17:30～18:30, (秋) 火 11:00～12:00 事前にメール (f-ishii@sophia.ac.jp) 予約必要
教授	岩瀬 徹	2-1301	火 11:00～14:45
教授	岩田 太	2-1414	月 14:30～16:30, 火 12:30～14:30 なるべく事前にメール (iwata.futoshi@gmail.com) を頂ければ幸いです。
教授	兼原 敦子	2-1219	木 4限 (15:15～16:45) 10日前の月曜日までにメール連絡し必ずアポイントをとって下さい。(メールアドレス : kanehara@sophia.ac.jp)
教授	加藤 雅信	2-1316	(春) 金 16:30～17:30, (秋) 火 16:00～17:00
教授	川瀬 剛志	2-1326	随時。ただしメールにて簡便に用件を記した上で事前にアポイントメントをとること。メールアドレスは ts-kawas@sophia.ac.jp
教授	北村 喜宣	2-1212	(春) 金 10:00～10:50, (秋) 木 11:00～12:00 その他はアポイントメント (kitamu-y@sophia.ac.jp) を取れば可能。
准教授	小島 慎司	2-1209	(春) 火 2限 (11:00～12:30), (秋) サバティカルのため不在
教授	古城 誠	2-1224	火 13:30～14:30
教授	駒田 泰土	2-1409	随時。事前にアポイントメントをとること (アドレス: komada-y@sophia.ac.jp)
教授	熊澤 貴士	2-1313	未定
准教授	楠 茂樹	2-1207	木 11:00～12:00 予めアポイントメント (E-mail: YHU01711@nifty.com) をとること
教授	桑原 勇進	2-1223	(春) 月 12:30～14:00, (秋) 金2限 (11:00～12:30)
教授	町野 朔	市谷	アポイントを取れば可能です。machino@sophia.ac.jp
准教授	松井 智代	2-1323	2011年度は不在。メールアドレス: matsui@sophia.ac.jp
教授	森下 哲朗	2-1202	火 15:00～16:30 その他の日でも大丈夫ですが、事前にメール (tetsu-mo@sophia.ac.jp) でアポイントメントをとってください。
教授	森戸 英幸	2-1310	原則として木 14:00～15:00 (h-morito@sophia.ac.jp にて要予約)
教授	長沼 範良	2-1317	月 13:30～15:00
准教授	西 希代子	2-1324	月 15:15～16:45, その他もアポイントメントをとれば可能。
准教授	野田 耕志	2-1311	月～金 午後 事前にアポイントメントが必要。
教授	小幡 純子	2-1210	金曜昼休み それ以外はアポイントメントが必要
教授	越智 敏裕	2-1325	随時 (t-ochi@sophia.ac.jp 宛て Eメール送付にてアポイントメントを取って下さい。)
教授	奥田純一郎	2-1412	火・木 2時限 (11:00～12:30)
教授	奥富 晃	2-1303	月 13:30～15:00, その他はアポイントメントが必要。
教授	島田聰一郎	2-1312	随時。JZB02065@nifty.com にアポイントメントを取ること。
教授	高見 勝利	2-1411	火 16:00～17:30
教授	田頭 章一	2-1320	金 14:00～15:30, その他は事前アポイントメントを要する
教授	滝澤 正	2-1201	水 13:30～15:30
教授	和仁 亮裕	2-1211	(春) 月 16:00～17:00, 水 10:00～11:00, (秋) 木 10:00～11:00 (いずれも要アポイントです。)
教授	山崎 福壽	2-1201	月, 水 14:00～15:00
教授	矢島 基美	2-1222	随時可能。ただし、事前のアポイントメントによる。
教授	吉川 栄一	2-1314	(春) 火・木 11:00～12:00, (秋) 火 13:00～14:00, 木 11:00～12:00

事務・施設関係一覧

電話番号は内線番号です。外線からかける場合は03-3238-XXXX（内線番号）としてください。

法科大学院関連

法科大学院事務室	2号館-12F	内線 3259 （平日）9:00～17:00（除11:30～12:30）
法科大学院図書室	2号館-2F	内線 4326 授業・試験期間 （平日）9:00～22:00（土日祝日）9:00～20:00 授業・試験期間外 （平日）9:00～20:00（土日祝日）10:00～18:00 開室日：上智大学HP参照（年間約348日開室）
法科大学院自習室	2号館-2F	（平日、土日祝日）7:00～23:00 開室日：年末年始（12月31日～1月3日）他2号館閉館日を除く全ての日

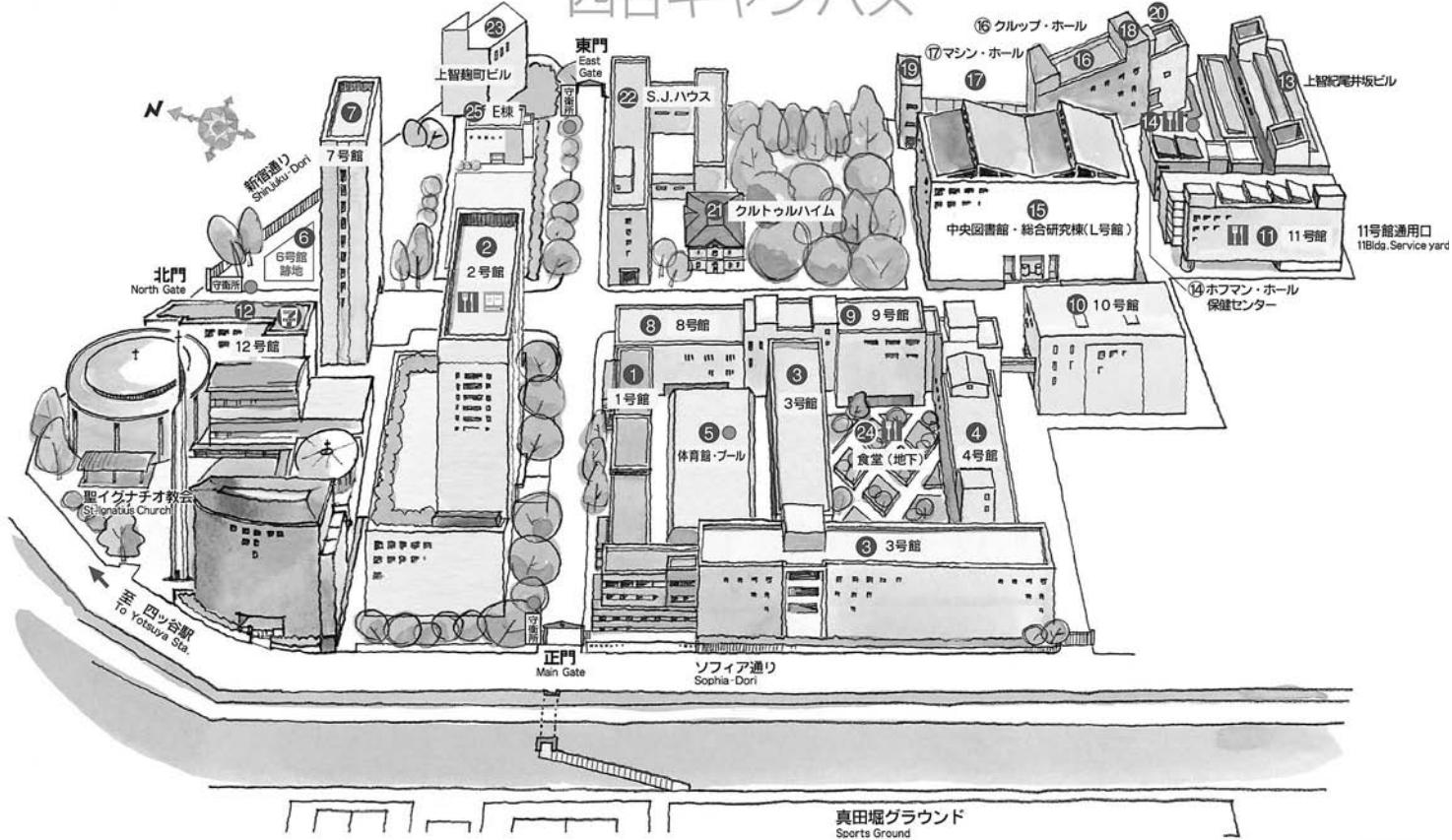
学事センター	教務（履修登録、時間割、試験、成績管理等）	2号館-1F	内線 3515
	大学院（博士論文、修士論文、委託聴講等）	2号館-1F	3517
	学籍・証明書（各種証明書、学生証再発行、住所変更、氏名変更、保証人変更、休学、退学、復学等）	2号館-1F	3519
	学費	2号館-1F	3195
課程センター	課程（教職課程・学芸員課程）	4号館-1F	3520
入学センター	一般入試、推薦入試、編入学試験、大学院入試、法科大学院入試等	2号館-1F	3167
国際交流センター	交換留学生の派遣・受入、長期海外留学支援、国費留学生等	2号館-1F	3521
学生センター	奨学金・課外活動・医療費補助（学生健康保険互助組合）・振込口座届・託児室等	2号館-1F	3523
保健センター	健康診断・健康診断証明書・健康についての相談	ホフマン・ホール2F	3394
カウンセリングセンター	学生生活に関する相談・リーフレットの配布	10号館-3F	3559
キャリアセンター	就職に関する情報収集・提供、相談等	2号館-1F	3581
図書館	閲覧・貸出	L号館-1F	3510
	レファレンス、図書館講習会の申込	L号館-1F	3507
総合メディアセンター	コンピュータ利用、e-learning、メール、ネットワーク等の利用相談、各種申請	2号館-3F	3101
インフォメーションサービスオフィス	物品貸出、遺失物、会議室の申込、セミナーハウスの申込等	2号館-1F	3112
資金グループ	出納	2号館-4F	3186
管財グループ	施設管理、防犯防災	2号館-4F	3143
	物品調達、清掃、廃棄物処理	2号館-1F	3141
カトリックセンター	ミサ、聖書講座、講演会などキリスト教に関するさまざまな活動及び相談	2号館-1F	4161
石神井キャンパス	石神井分館（神学部図書館）業務、その他		03(5991)0343

その他の施設

正門守衛所	正門前	3000
Maruzen Sophia Shop	書籍等の販売	2号館-B1F



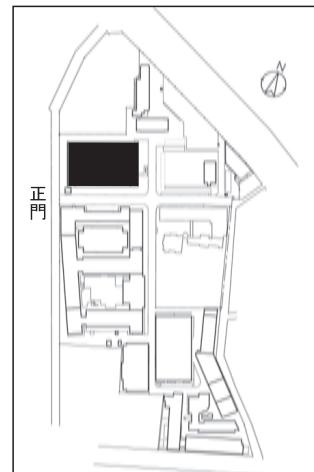
Yotsuya Campus 四谷キャンパス



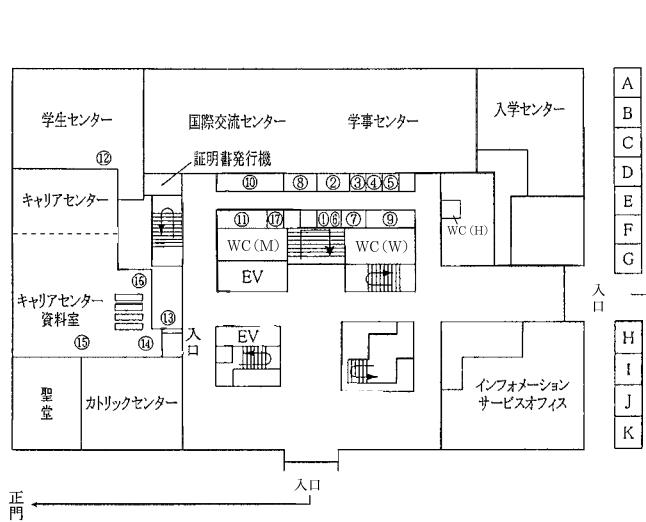
① 1号館 Bldg. No.1	⑥ 6号館跡地 Bldg. No.6 site	⑫ 12号館 Bldg. No.12	⑯ クルップ・ホール Krupp Hall	㉔ S.J.ハウス S.J. House	㉙ E棟(Bldg. E)
② 2号館 Bldg. No.2	⑦ 7号館 Bldg. No.7	⑰ 上智紀尾井坂ビル Jochi Kioizaka Bldg.	㉕ マシン・ホール Machine Hall	㉚ 上智駒町ビル Jochi Kojimachi Building	
③ 3号館 Bldg. No.3	⑧ 8号館 Bldg. No.8	㉖ ホフマン・ホール Hoffmann Hall	㉖ パワーステーション I Power Station I	㉜ 購買 Maruken Sophia Shop	㉗ 地下(basement) ② 地下(basement)
④ 4号館 Bldg. No.4	⑨ 9号館 Bldg. No.9	保健センター Health Center	㉗ パワーステーション II Power Station II	㉘ 食堂 Restaurant	㉘ 5階(5F) ⑤ 地下(basement)
⑤ 体育館 Gymnasium	⑩ 10号館 Bldg. No.10	㉗ 中央図書館 Central Library	㉗ パワーステーション III Power Station III	㉘ 4階(4F) ⑪ 地下(basement)	㉘ 地下(basement) ④ 地下(basement)
プール Swimming Pool	⑪ 11号館 Bldg. No.11	・総合研究棟(L号館) and Research Institutes	㉗ クルトゥルハイム Kulturheim	㉘ AED (自動体外式除細動器) Convenience Store	㉘ 地下(basement) ⑦ 地下(basement)

キャンパス所在地

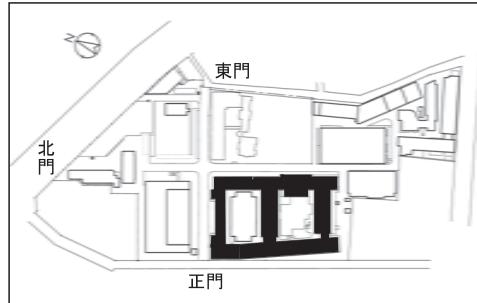
四谷キャンパス	〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7番1号	03-3238-3111 (番号案内)
市谷キャンパス	〒102-0081 東京都千代田区四番町4	03-3238-4019
石神井キャンパス	〒177-0044 東京都練馬区上石神井4丁目32番11号	03-5991-0343
秦野キャンパス	〒257-0005 神奈川県秦野市上大槻山王台999	0463-83-9331
目白聖母キャンパス	〒161-8550 東京都新宿区下落合4-16-11	03-3950-0171



掲示板（2号館1階）

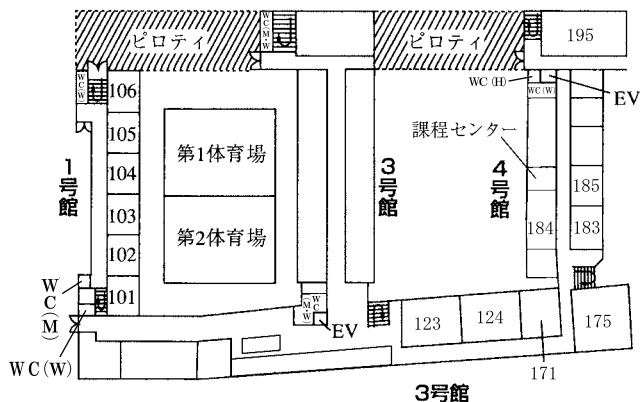


- | | |
|---|--|
| <p>① 神学部
② 文学部
③ 総合人間科学部
④ 法学部
⑤ 経済学部
⑥ 理工学部
⑦ 外国語学部
⑧ 國際教養学部(比較文化学部)</p> <p>A 入学センター
B 博物館・美術館キャンパス
C メンバーズ等掲示板
D カトリックセンター
E 学事センター</p> | <p>⑨ 教室一覧
⑩ 國際交流センター</p> <p>H } 学生センター
I } キャリアセンター
J } 国際交流センター</p> |
| <p>⑪ } 学生センター
⑫ }</p> <p>※キャリアセンター
資料室内</p> | |
| <p>⑬ }</p> | <p>⑭ }
⑮ }
⑯ }
⑰ }</p> |
| <p>⑯ }</p> | |

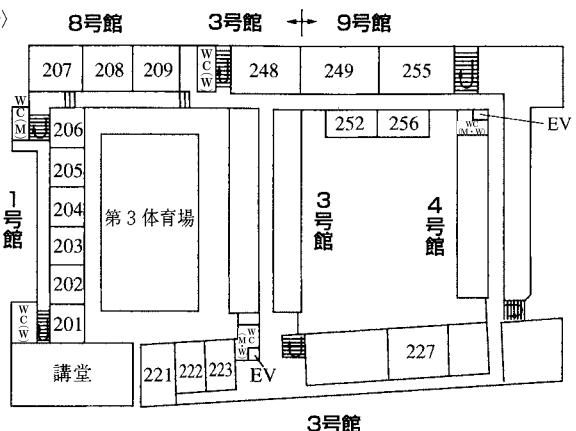


1・3・4・8・9号館

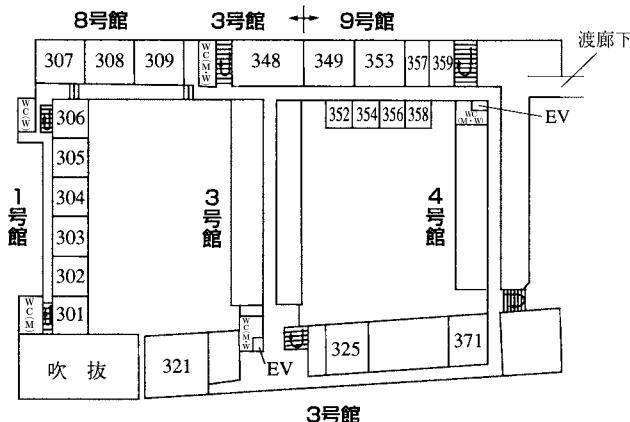
〈1階〉



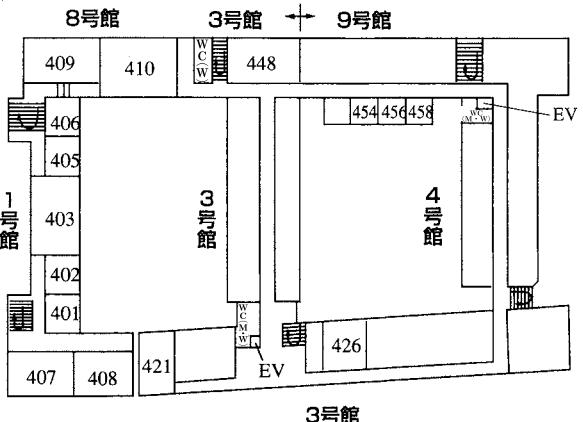
〈2階〉



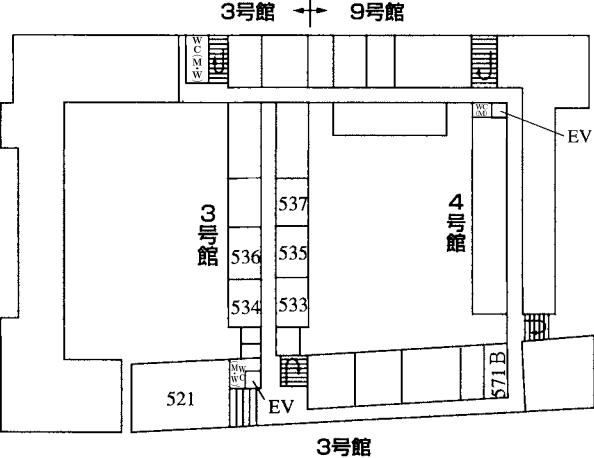
〈3階〉

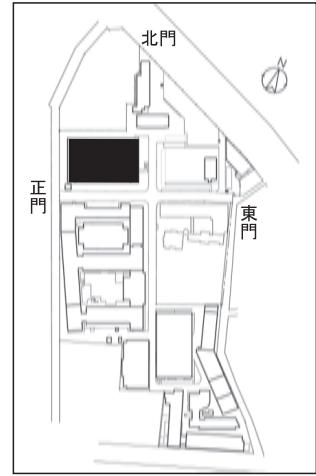


〈4階〉



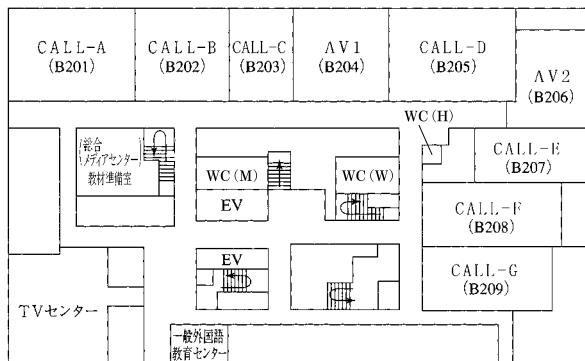
〈5階〉



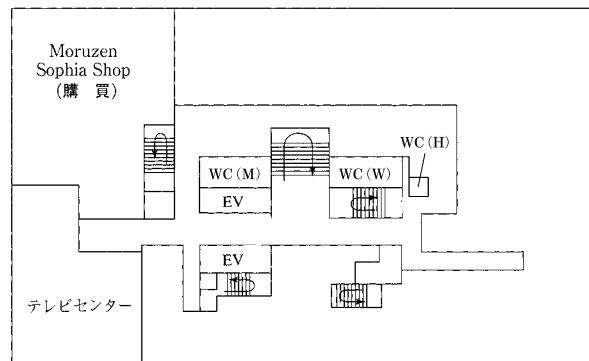


2号館

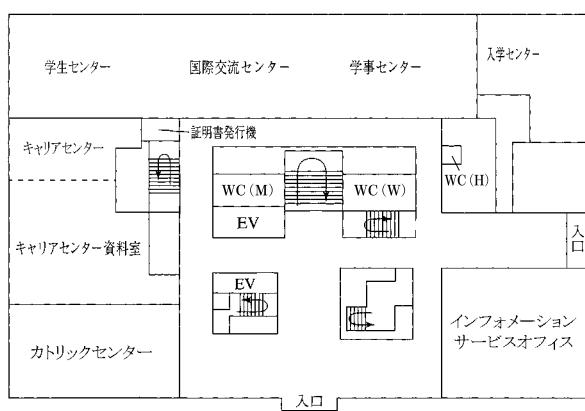
〈B2階〉



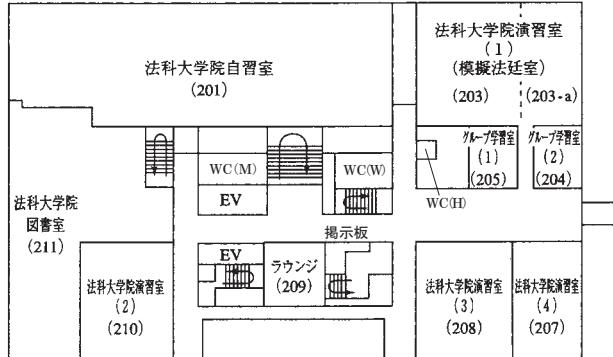
〈B1階〉



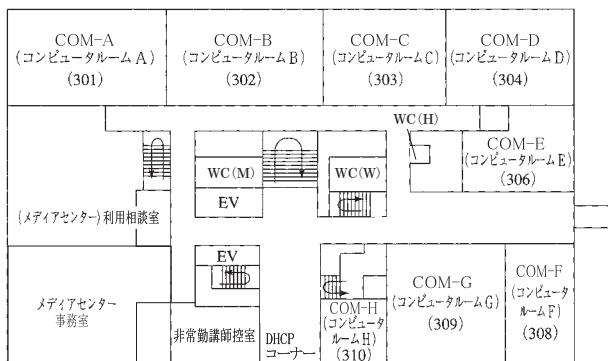
〈1階〉



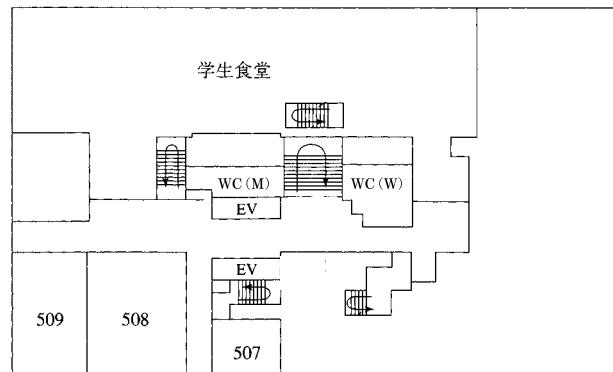
〈2階〉

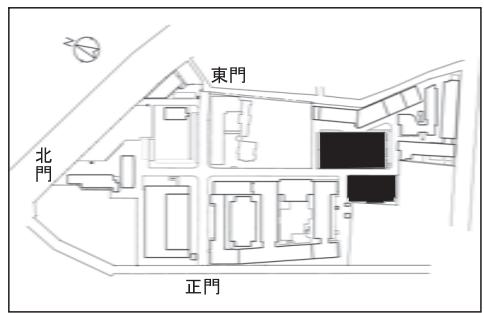


〈3階〉

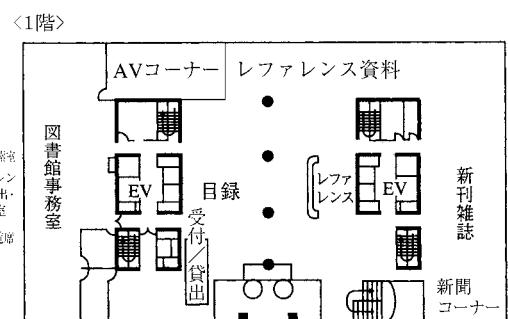
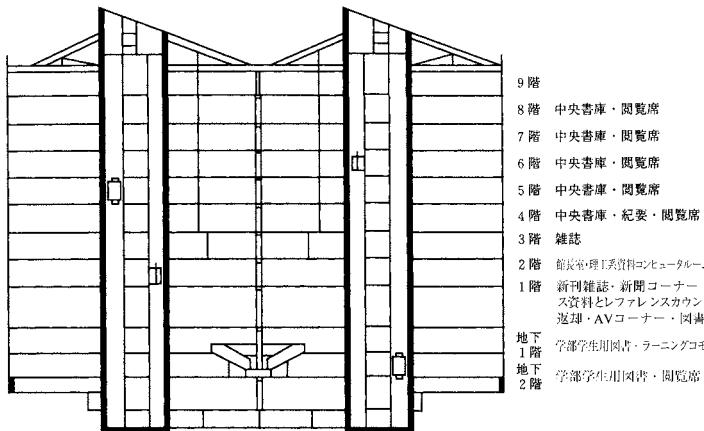


〈5階〉



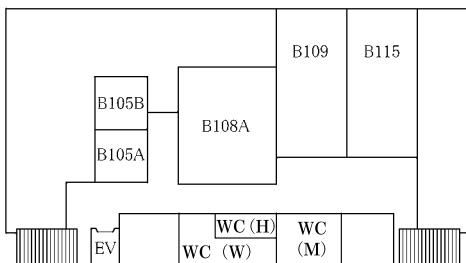


中央図書館・総合研究棟（L号館）

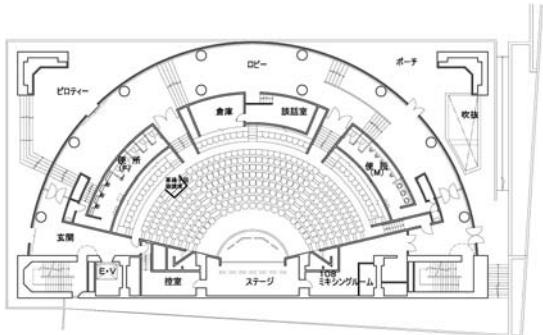


10号館

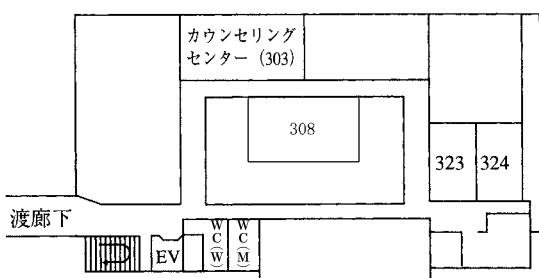
〈B1階〉



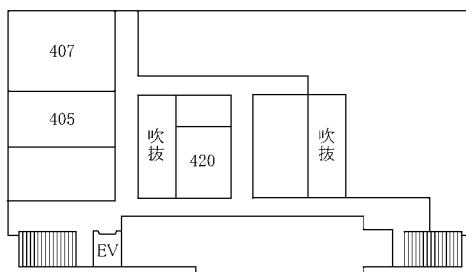
〈1・2階〉

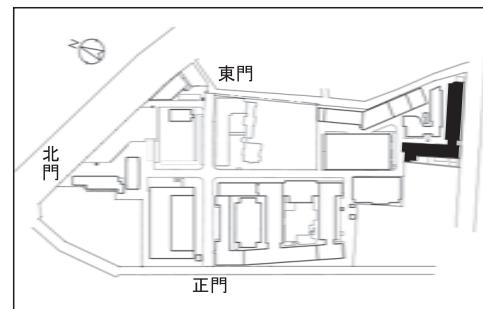


〈3階〉

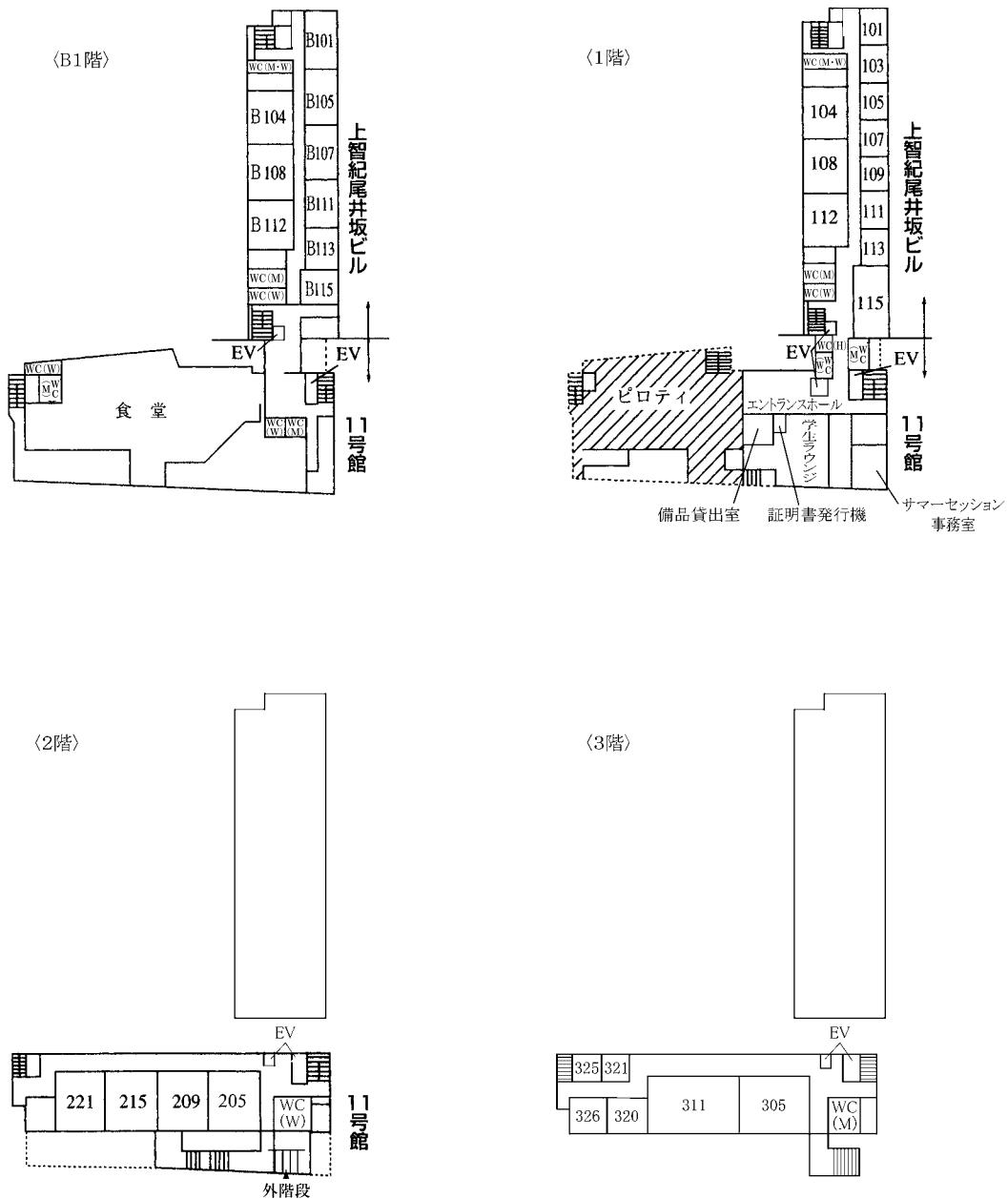


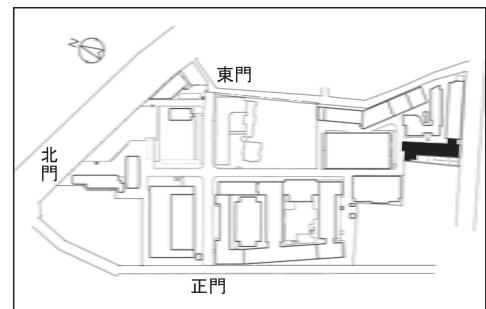
〈4階〉



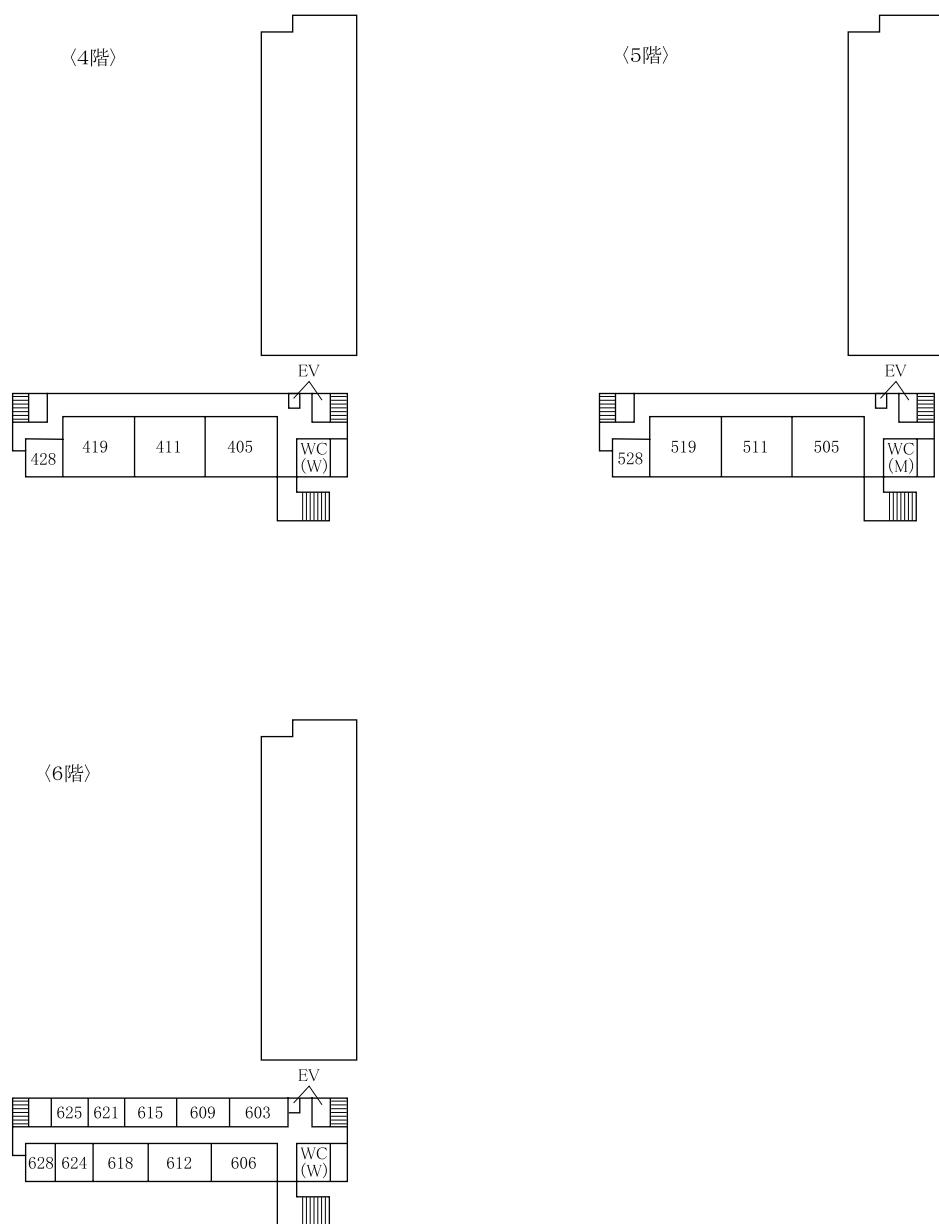


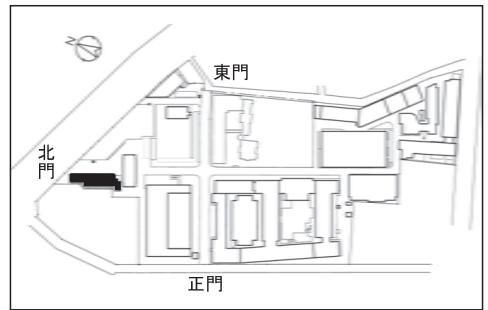
11号館・上智紀尾井坂ビル





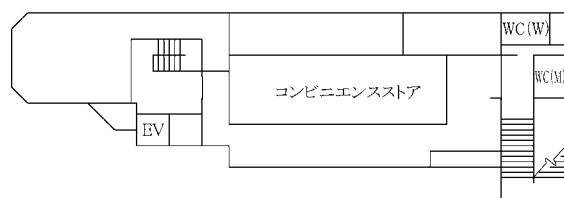
11号館



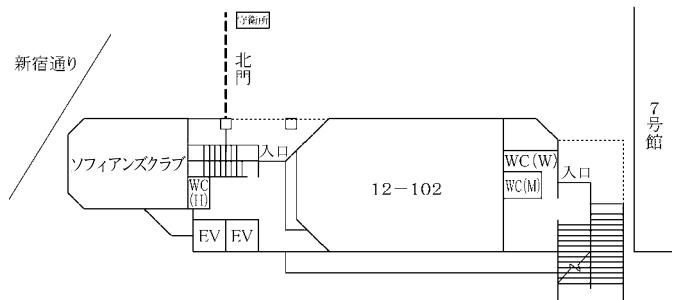


12号館

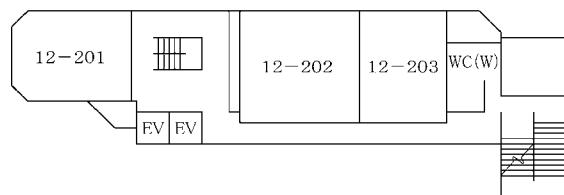
〈B1階〉



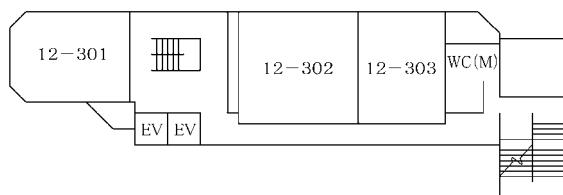
〈1階〉



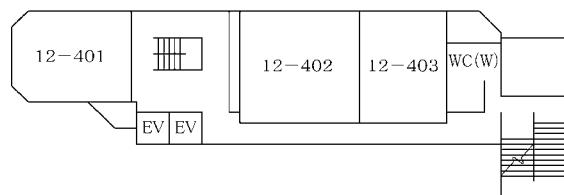
〈2階〉



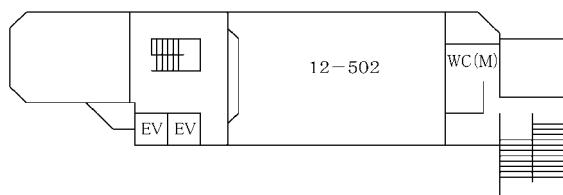
〈3階〉

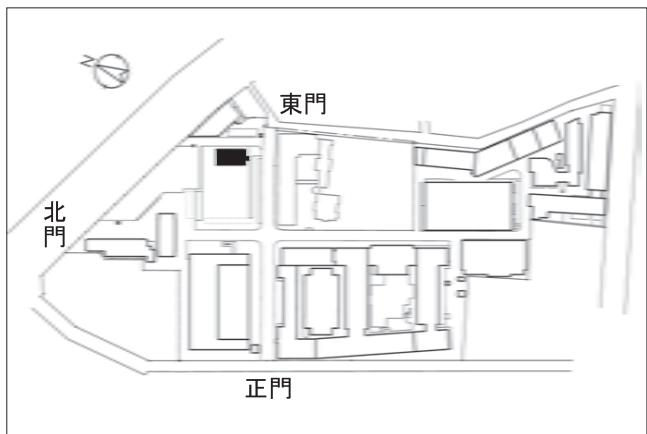


〈4階〉



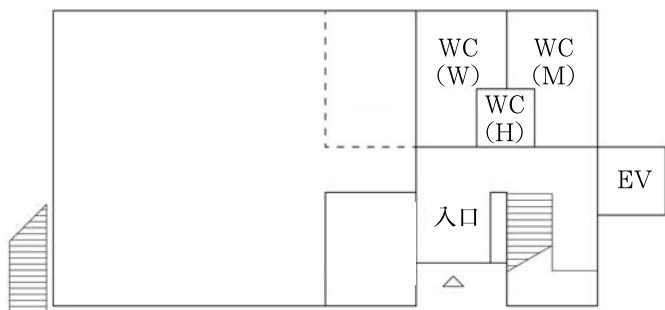
〈5階〉



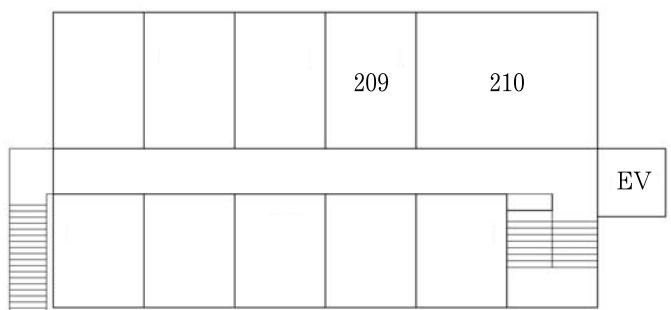


E棟

〈1階〉



〈2階〉



中央図書館・総合研究棟

9 F	上智大学史料室, 会議室
8 F	中央書庫（専門・研究図書, 大型本, ピーター・ミルワードコレクション, 研究所所蔵図書), 閲覧席, 会議室, 研究個室 中世思想研究所, キリスト教文化研究所, キリストン文庫
7 F	中央書庫（専門・研究図書, 和装本, EU情報センター資料, 研究所所蔵図書), 閲覧席, 研究個室 フランス文学研究室, フランス語研究室, アメリカ・カナダ研究所, グローバル・コンサーン研究所, 哲学研究室, 英米文学研究室, 英語研究室, ヨーロッパ研究所, EU情報センター, 神学研究科研究室
6 F	中央書庫（専門・研究図書, 研究所所蔵図書), 閲覧席, 会議室 イベロアメリカ研究所, 国文学研究室, 教育学研究室, グローバル社会専攻研究室, ドイツ文学研究室, アジア文化研究所図書室
5 F	中央書庫（専門・研究図書), 閲覧席, 複写サービス室, 会議室, 研究個室 社会学研究室, 社会福祉研究室, 言語学研究室, 国際言語情報研究所, 史学研究室, 経済学研究室
4 F	中央書庫（専門・研究図書), 閲覧席, 会議室, 研究個室 法学研究室, 国際関係論研究室, ロシア語研究室, 新聞学研究室, 文化交渉学研究室, 看護学研究室, 地球環境研究所
3 F	雑誌書庫（人文・社会系雑誌バックナンバー), 新聞書庫（新聞バックナンバー), 大学紀要, タイプ室, 共同研究室 地球環境学研究科研究室, 職員ラウンジ
2 F	専門・研究図書（理工系), 理工系雑誌バックナンバー, 理工系新着雑誌, レファレンス資料（理工系), 閲覧席, コンピュータルーム L・情報検索室 図書館事務室（館長室), モニュメンタ・ニボニカ, 研究支援センター
1 F	OPACコーナー, カード目録, レファレンス資料（人文・社会系), 新着図書展示書架, 人文・社会系新着雑誌, 新聞コーナー, 閲覧席, 貸出カウンター, レファレンスカウンター, A Vコーナー, 貴重資料等展示コーナー 図書館事務室（総務・雑誌・選書・図書・レファレンス・閲覧)
B 1 F	学部学生用図書, 閲覧席, ラーニング・コモンズ, グループ学習室, 学生ラウンジ, OPACコーナー
B 2 F	学部学生用図書, 閲覧席 図書館事務室（システム室), 集密書庫

△上智大学キャンパス所在地△

○四谷キャンパス

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7番1号

学事センター

☎ 03-3238-3515 (教務担当)

☎ 03-3238-3519 (学籍・証明書担当)

☎ 03-3238-3195 (学費担当)

法科大学院事務室

☎ 03-3238-3259

○石神井キャンパス

〒117-0044 東京都練馬区上石神井4丁目32番11号

☎ 03-5991-0343

○秦野キャンパス

上智短期大学

〒257-0005 神奈川県秦野市上大槻山王台999

☎ 0463-83-9331 (代表)

○目白聖母キャンパス

聖母大学

〒161-8550 東京都新宿区下落合4-16-11

☎ 03-3950-0171

2011年度 上智大学法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）履修要綱

2011年4月1日発行

編集・発行 上智大学学事センター

東京都千代田区紀尾井町7番1号

〒102-8554 電話03(3238)3515

印 刷 株式会社 研恒社

上智大学ホームページ <http://www.sophia.ac.jp/>
上智大学法科大学院ホームページ <http://www.sophialaw.jp/>